

復興フォローアップ委員会 次第

日 時：平成21年3月19日（木）15:00～17:00

場 所：ラッセホール 地下1階 リリーの間

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 平成20年度復興フォローアッププロジェクト報告について

(2) 平成21年度の復興フォローアップ委員会の活動について

① 平成22年度以降の復興の取り組みの検討・提言について

② 震災教訓の発信について

ア 阪神・淡路大震災15周年事業について

イ 教訓出前講座について

(3) その他

4 閉 会

配布資料

- | | |
|-----|-----------------------------|
| 資料1 | 平成20年度復興フォローアッププロジェクト報告（案） |
| 資料2 | 平成21年度の復興フォローアップ委員会の活動 |
| 資料3 | 平成22年度以降の復興の取り組み検討・提言に向けた流れ |
| 資料4 | 阪神・淡路大震災15周年事業の実施 |
| 資料5 | 教訓出前講座の実施 |

- | | |
|-----|-------------------------|
| 参考1 | 復興の成果を県政に生かす3か年推進方策 |
| 参考2 | 3か年推進方策に基づく平成21年度復興関連施策 |

震災教訓冊子「伝える－阪神・淡路大震災の教訓－」

平成20年度

復興フォローアッププロジェクト報告

(案)

- I 専門委員会の活動状況
- II 高齢者自立支援ひろば事業
- III まちのにぎわいづくり一括助成事業

平成21年3月

復興フォローアップ委員会

I 専門委員会の活動状況

高齢者自立支援専門委員会	まちなのにぎわいづくり専門委員会
<p>7月1日(火)</p> <p>第1回高齢者自立支援専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○20年度高齢者自立支援専門委員会の進め方について ○高齢者自立支援ひろばスタッフ研修について ○高齢者自立支援ひろば事業の今後のあり方について <p>9月18日(火)</p> <p>第2回高齢者自立支援専門委員会 及び現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者自立支援ひろば事業の充実について(延長と支援対象の拡大) ○高齢者自立支援ひろばスタッフ研修の実施について ◇現地調査 神戸市 市営古川住宅 <p>10月27日(月)</p> <p>第1回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者自立支援ひろばの事業目的等の講演 ○事例発表・意見交換の実施 <p>12月15日(月)</p> <p>第3回高齢者自立支援専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○20年度復興フォローアッププロジェクト報告(案)について 	<p>6月7日(土)</p> <p>第1回まちなのにぎわいづくり専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○20年度まちなのにぎわいづくり専門委員会の進め方について ○20年度まちなのにぎわいづくり一括助成事業の進め方(制度見直し)について <p>9月11日(木)</p> <p>第2回まちなのにぎわいづくり専門委員会 及び現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○20年度まちなのにぎわいづくり一括助成事業の実施について ○まちなのにぎわいづくり一括助成事業における評価・検証について ◇現地調査 戎座人形芝居館(西宮中央商店街) <p>10月24日(金)</p> <p>まちなのにぎわいづくり一括助成事業 採択団体決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請12件→採択8件
<p>12月18日(木) 第1回復興フォローアップ委員会</p>	
<p>2月18日(水)</p> <p>第2回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティワークについてのミニ講義 ○グループワークによる演習 	<p>2月12日(月)</p> <p>第3回まちなのにぎわいづくり専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちなのにぎわいづくり一括助成事業終了団体の評価・検証について ○20年度復興フォローアッププロジェクト報告(案)について
<p>3月19日 第2回復興フォローアップ委員会</p>	

平成 20 年度復興フォローアップ委員会

専門委員会委員名簿 (H20. 5. 1)

高齢者自立支援専門委員会 [◎：委員長 ○：副委員長]

氏 名	所 属 ・ 職
○市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
河合由紀子	わ・輪・W a 尼崎代表
神崎 初美	兵庫県立大学地域ケア開発研究所准教授
佐藤 寿一	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会事務局長
○立木 茂雄	同志社大学教授
土岐 保正	兵庫県医師会常任理事
◎松原 一郎	関西大学教授
室崎 千重	県立福祉のまちづくり工学研究所特別研究員
山添 令子	コープこうべ執行役員兼生活文化・福祉部統括部長

まちのにぎわいづくり専門委員会 [◎：委員長 ○：副委員長]

氏 名	所 属 ・ 職
東 朋治	(株)神戸ながたティ・エム・オー総括マネージャー
大西 研	西宮商工会議所事務局長
◎加藤 恵正	兵庫県立大学教授
○角野 幸博	関西学院大学教授
○小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表
濱田 恵三	ジア・デザイン神戸所長
樋口 信子	樋口都市設計代表
古川 潤	神戸新聞社経営本部副参与
森崎 清登	近畿タクシー(株)代表取締役社長

Ⅱ 高齢者自立支援ひろば事業

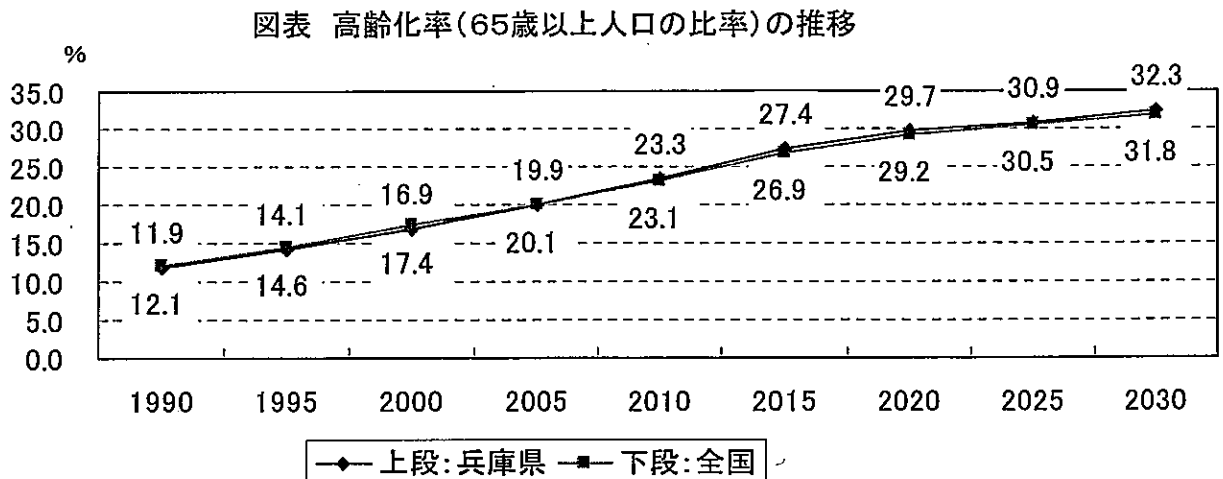
高齢者自立支援専門委員会

1 高齢者を取り巻く現状

高齢者を取り巻く現状について、統計指標のデータ等をもとに整理した。

(1) 高齢化率の上昇

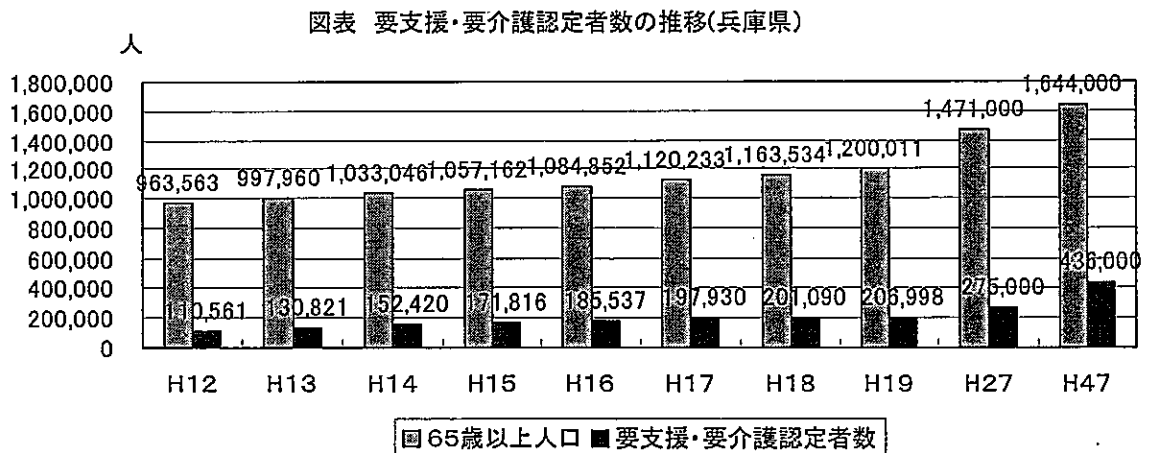
兵庫県の高齢化率は平成17年(2005年)10月時点で19.9%と、全国水準(20.1%)と同等の水準にあり、その率は年々上昇している。



資料: 国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」、「都道府県の将来推計人口(平成19年5月推計)」、「人口減少社会の展望研究報告書(平成17年3月)」(兵庫県)、「平成17年国勢調査第1次基本集計結果」(総務省統計局)

(2) 要介護者等の増加

高齢者の絶対数の増加に伴い、認知症、寝たきりなどの要介護状態になる人も増加している。本県においても、要支援・要介護認定者数が平成12年度の約11万人から平成17年度の約20万人に増加し、平成47年度には、約43万人に達することが見込まれる。



資料: 国立社会保障人口問題研究所「都道府県の将来推計人口(平成19年5月推計)」、「兵庫県老人保健福祉計画」及び兵庫県高齢社会課調べ

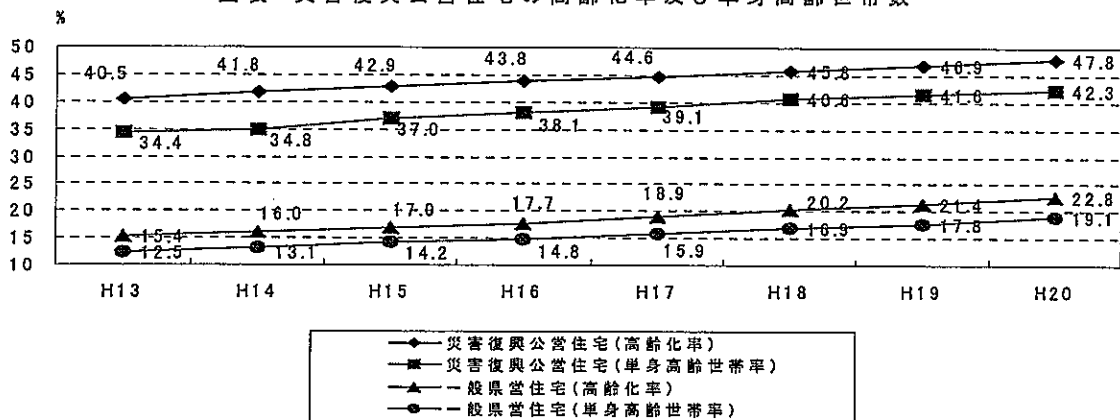
(3) 災害復興公営住宅の状況

① 高齢化の進展

災害復興公営住宅は、一般県営住宅に比べて著しく高齢化が進んでいる。平成20年11月時点で、災害復興公営住宅の高齢化率は47.6%、単身高齢世帯率は42.3%である。それに対して、一般県営住宅の高齢化率は22.8%、単身高齢世帯率は19.1%である。

認知症や精神疾患、閉じこもりの高齢者が増加するとともに、自治会活動などコミュニティの形成や維持の面でも支障が出ており、今後の加齢とともにこれらの課題の深刻化が懸念される。

図表 災害復興公営住宅の高齢化率及び単身高齢世帯率

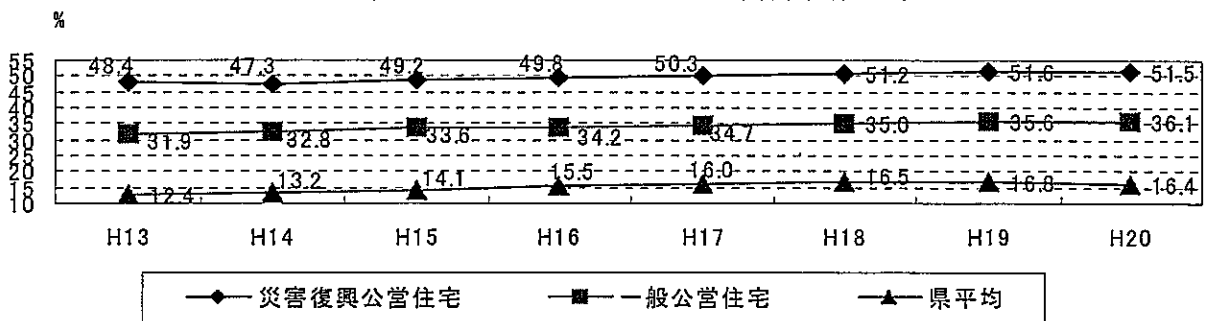


資料：兵庫県復興支援課調べ

② 単身高齢者の状況

災害復興公営住宅は、単に高齢化率が高いだけでなく、住宅内の高齢者に占める単身高齢者の多さも特徴といえる。単身高齢者の割合はいずれも増加傾向にあるが、平成20年では、県平均16.4%、一般県営住宅36.1%に対し災害復興公営住宅は51.5%であり、災害復興公営住宅では、はるかに高い水準で推移している。

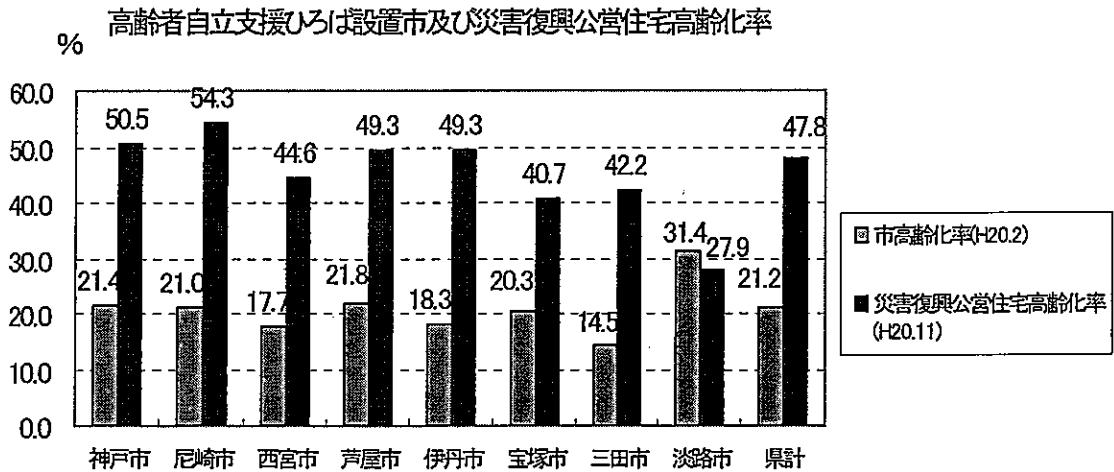
図表 高齢者数に占める独り暮らしの高齢者数の率



資料：兵庫県情報事務センター「厚生統計情報」、兵庫県復興支援課調べ

③ 各市の全体の高齢化率との比較

高齢者自立支援ひろばを設置している市ごとに市全体の高齢化率と災害復興公営住宅の高齢化率を見ると、ほとんどの市において、災害復興公営住宅の高齢化率が市全体の高齢化率の2倍以上となっている。一方、高齢化が進んでいる淡路市では、逆に、市全体の高齢化率が災害復興公営住宅の高齢化率を上回る状況となっている。

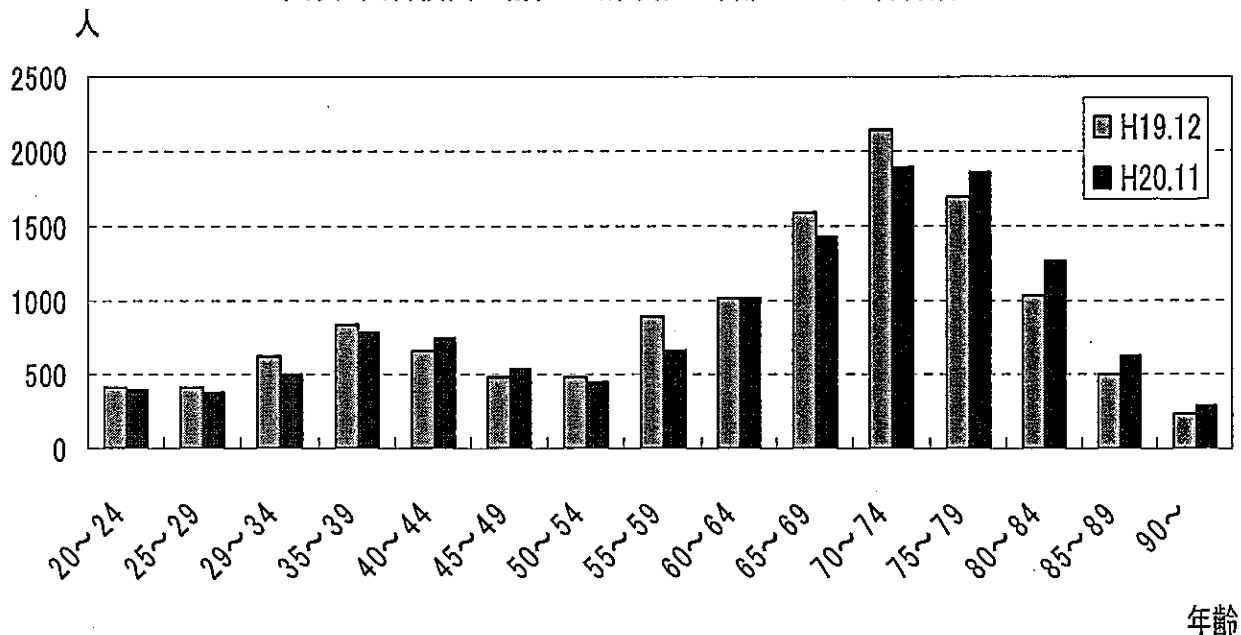


資料：兵庫県情報事務センター「厚生統計情報」、兵庫県復興支援課調べ

④ 住民の年齢構成の状況

災害復興公営住宅の年齢ごとの入居者数について、昨年と比較すると、65～74歳までの前期高齢者は減少しているのに対し、75歳以上の後期高齢者は増加している。今後もこの傾向は続くと思われることから、災害復興公営住宅の高齢化の課題は、より深刻さを増していくことが懸念される。

図表 災害復興公営住宅(県営)の年齢ごとの入居者数



資料：兵庫県復興支援課調べ

(4) 高齢者の見守りに係る最近の動向

社会全体の高齢化が進む中で、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で生活を送ることができるよう、地域福祉の再構築が求められている。そのために、「地域に拠点となる場所を設け、コミュニティワークを行なう人を配置する」という高齢者自立支援ひろばが取り組んでいる先導的な手法は、有効な対応策として、国の施策にも広がりを見せている。

国土交通省、厚生労働省では、東京の多摩ニュータウンや大阪の千里ニュータウンなど急速な高齢化が進む大規模団地において、高齢者向け住宅の整備やバリアフリー化とともに、団地内の空き地や空き店舗等を利用して、医療・介護、生きがい・交流・子育て支援等のサービス拠点の確保を支援する「安心住空間創出プロジェクト」を推進しており、その中でも、兵庫の取り組みは、全国の先導事例の調査対象となるなど、非常に注目されているところである。

○「安心住空間創出プロジェクト」の概要

- ・ 公営住宅等について、新築・改築時や住戸退去等にバリアフリー改修を実施
- ・ 新築・改築時に高齢者向けサービス拠点の一体的整備
- ・ 高齢者向けサービス拠点等のために空き地、空き店舗等を譲渡・賃貸
- ・ 介護、医療拠点や孤立予防拠点等の整備を支援 等

<財団法人 ベターリビングによる調査>

- 本年度、厚生労働省からの補助を受け、公的住宅団地を活用した高齢者のための安心住空間の事例調査を行っている。
- 兵庫県において調査対象となっているのは次のとおり。
 - ・ 高齢者自立支援ひろば（神戸市、宝塚市）
 - ・ 芦屋市営陽光町住宅における24時間LSAの取り組み
 - ・ 明舞団地における地域再生の取り組み
- 震災復興過程で生まれた兵庫県の多様な取り組みへの関心は高く、今後現地調査等の詳細な調査が行われる見込みである。

2 「高齢者自立支援ひろば」の取り組みと課題・提言

(1) 取り組み状況

開設状況

被災高齢者の自立支援施策の軸は、平成18年度に「SCS（高齢世帯生活援助員）」から「高齢者自立支援ひろば」（以下「ひろば」という。）へとシフトした。それ以降、順調に新規開設が進められており、平成20年11月末で20箇所の“ひろば”が設置されている。

高齢者自立支援ひろばの事業概要

- 設置場所：災害復興公営住宅の空き住戸やコミュニティプラザ等
- “ひろば”の運営：市又は市から社会福祉法人、NPO法人等へ委託
- “ひろば”の4つの機能

見守り機能	・ひろばを置く住宅の常駐型見守り、緊急時の対応 ・近隣の災害復興公営住宅等への巡回型見守り
健康づくり機能	・まちの保健室、ミニデイサービス、会食サービス ・料理教室など趣味の講座などの生きがいづくり事業
コミュニティ支援機能	・ふれあい喫茶、花見・夏祭りなどの季節行事、映画会など、住民同士の交流を促進しコミュニティの形成に資する事業
支援者のプラットフォーム機能	・高齢者、その他の住民、支援者、専門職等の連絡会議などの情報交換の場 ・福祉相談会や情報誌の発行など高齢者への情報発信

○ 各市の開設状況 (H21.2末)

市	開設数	運営団体	設置場所	現状・取り組みの特徴等
神戸市	13 (3)	地域包括支援センターの運営法人	空き住戸・コミュニティプラザ・プレハブ	現在、ひろばからSCSへの移行中、ひろばを地域包括支援センターのランチと位置づけ、同一法人が一体的に運営を行っている。
尼崎市	2 (2)	市直営	空き住戸	今年度、4月1日からひろばを開設し、SCSからひろばに移行。
西宮市	2	西宮市社会福祉協議会	空き住戸・福祉施設	今年度から、市社会福祉協議会へ運営委託。
芦屋市	1	株式会社アスクエア	福祉施設	地域密着型多機能施設の運営法人である株式会社が運営。
伊丹市	1	市直営	空き住戸	コミュニティ支援は市嘱託員が実施。見守りはシルバー人材センターに委託。
宝塚市	4 (1)	宝塚市社会福祉協議会	コミュニティプラザ・福祉施設	神戸市に次いで、ひろば開設数が多く、開設場所、事業内容も多様。
三田市	1	三田市社会福祉協議会	福祉施設	当該地域の地域福祉を推進している地域福祉支援室内に設置している。
淡路市	1	淡路市社会福祉協議会	福祉施設	市社会福祉協議会北淡支部と同一建物内に設置されている。
計	24 (6)			

() は今年度の開設数

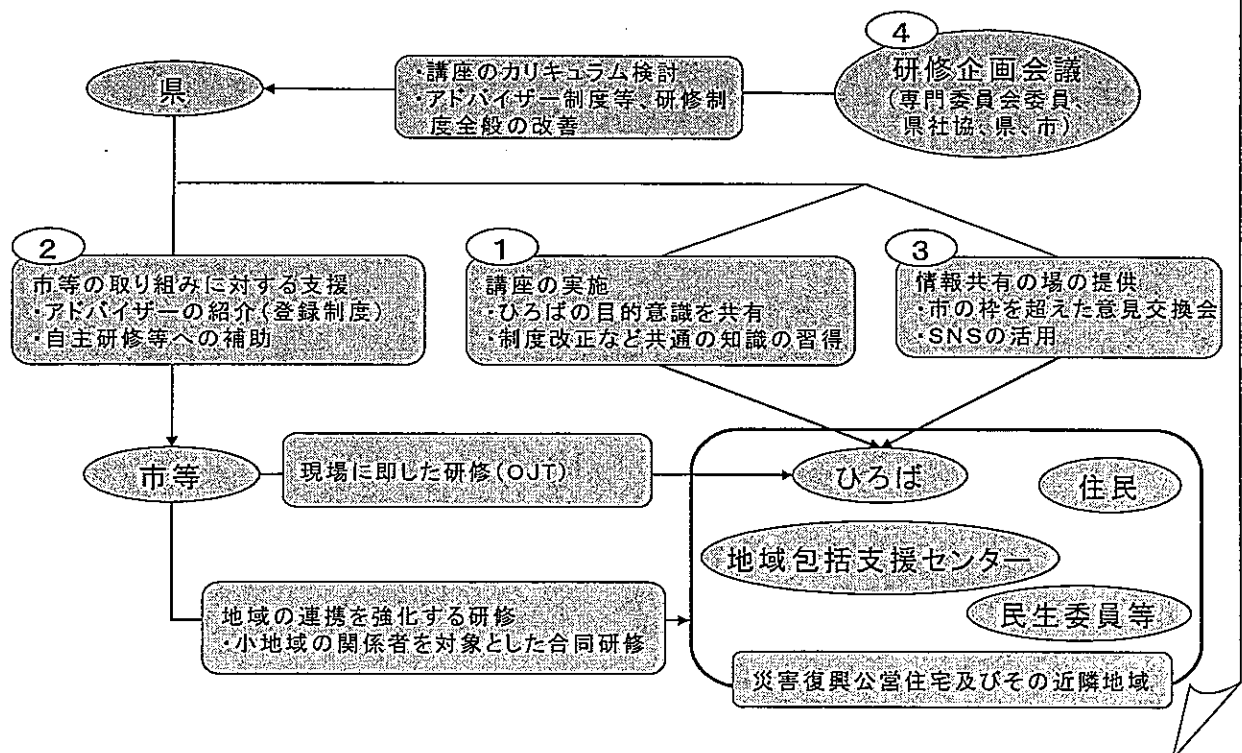
スタッフ研修の状況

今年度から、高齢者自立支援ひろばスタッフを対象として、“ひろば”の目的意識の共有やスキルアップのために、多面的な支援を行う研修制度をスタートさせている。

高齢者自立支援ひろばスタッフ研修の枠組み

以下の4つの視点により、スタッフ研修を実施している。

- ① “ひろば”の趣旨や目的の共通理解を促進するために、すべてのひろばスタッフを対象に「講座」を実施。
- ② 地域の実情に応じた実践力の養成や研修の機会を利用した支援者のネットワークづくりのために、市独自の研修の取り組みを支援（アドバイザー登録制度、アドバイザー派遣の補助）。
- ③ ひろばスタッフ同士の情報交換、意見交換の場を提供（意見交換会の実施、SNS「ひよこむ」の活用）。
- ④ 適切な講座のカリキュラムの提供や研修制度全般の改善を行なうため、高齢者自立支援専門委員会委員、県社会福祉協議会・県・市の職員による研修企画会議を設置。



- 第1回研修会 平成20年10月27日 実施（参加者：38名）
- 第2回研修会 平成21年 2月18日 実施（参加者：41名）

(2) 「高齢者自立支援ひろば」の課題

高齢者自立支援専門委員会では、開設している“ひろば”の運営状況等を現地調査した。また、ひろばスタッフの研修会においても、ひろばスタッフから様々な課題提起がなされた。(16～18ページ参照)

そのなかで以下のような課題が浮かびあがってきた。

① 被災地内の公営住宅の状況

被災地においては、高齢化率が非常に高いものの、これまでの支援の枠組みから外れた公営住宅が多く存在している。

民生・児童委員や介護保険制度など基礎的な支援に加え、災害復興公営住宅では、LSAの配置や、SCSによる見守りとそこから移行してきた高齢者自立支援ひろばの設置などの追加的な支援を行ってきた。

LSAは、原則としてシルバーハウジングに限定された支援であり、また、SCSは、一般の公営住宅も見守り対象としてきたが、実際の運用上は災害復興公営住宅を中心に行われてきており、SCSから移行している高齢者自立支援ひろばについても同様である。

しかし、被災地内には、一般の公営住宅で、LSA、SCS、ひろばいずれの支援も受けていないが、高齢化率が50%を超えるような住宅も多く存在していることが明らかとなっている。災害復興公営住宅と異なり、建設からの長い歴史の中で、周辺地域やボランティア等と良好な関係を築き、地域として自立している公営住宅もあるが、災害復興公営住宅と同様に、コミュニティの衰退などの課題に直面している住宅も多い。

② コミュニティ支援の状況

コミュニティ支援が一定の成果をあげるには、中・長期的な取り組みが必要である。

「高齢者自立支援ひろば」事業開設の契機となった、平成17年度の提言から、本委員会が継続して訴えていることを要約すると次の2点となる。

- ① 超高齢社会においては、すべての福祉サービスを行政などの公的支援で担うことはできず、見守りや日常的な家事援助などは、地域コミュニティで担う必要があり、行政はそういった地域づくりへの支援を行うことを基本とする。
- ② 災害復興公営住宅のように、極端に高齢化が進んだ地域においては、その地域単独でのコミュニティ機能の維持は困難であるので、周辺地域やボランティアを結びつけた新しいコミュニティを創造するとともに、高齢者自身も積極的に地域コミュニティの担い手とならなければならない。

しかしながら、地域づくりは、単に関係者を集めて「顔合わせ」すれば良いというのではなく、信頼関係を醸成し、核となる人や組織をつくり、段階的に参加する人や組織を増やしていくような中・長期的な視点で行うべきものである。先導的に取り組んでいるひろばでは、新しい支援者や住民との繋がりが生まれ、地域の自主的な取り組みが始まっているところもある。ひろば事業は、まさに地域づくりへの取り組みの端緒についたところであると言える。

③ ひろばスタッフの持つ問題意識

多くのひろばスタッフは個別支援、及びコミュニティ支援の両方が不可欠だと考えている。

とりわけ、「サービス拒絶者への対応」と「見守り対象者以外の者への働きかけ」が大変重要だと認識している。

本年度実施されたひろばスタッフ研修会における、講義、グループワーク、意見交換を通じて、ひろばの目的の共有が進みつつある。その中で、特に多くのスタッフから意見があったものは、次の2点である。

まず、「サービスを拒否する高齢者の存在」である。内容としては、扉を開いてくれないなどの強硬なものから、訪問は受け入れるが行事には参加しないなどの緩やかな拒絶まで、様々な状況がうかがわれた。

もう1点は、「住宅内の見守り対象者以外の住民や周辺地域の住民などへの働きかけ」である。この課題へのスタッフの関心は高く、対応策として「行事の企画に参加してもらおう」や「世代を問わないプログラムを実施する」等の意見が多くだされた。これは、地域づくりが重要との意識が共有されてきていることの表れでもあるが、地域づくりの取り組みが、まだ試行錯誤の段階にあることも示している。

④ 地域包括支援センターとの連携

“ひろば”だけでは対応が難しい事案などについて、多くの場合、地域包括支援センターとの連携により対応しているが、地域包括支援センターの業務繁忙等により、十分な支援を受けることができない事例もある。

高齢化の課題が、複雑な要因のもとで発生していることを考えると、ひろばと地域包括支援センターが密接な関係をもち課題解決にあたることは重要である。

神戸市では、ひろばを地域包括支援センターのブランチに位置づけ、その地域の地域包括支援センターの運営法人が一体的にひろばの運営を行っており、密接な関係を持って運営される態勢となっている。

しかし、現地調査では、ひろばスタッフが遭遇したこれまでの巡回型の見守りだけでは発見できなかった多くの課題について、地域包括支援センターだけで十分な対応ができていない現状も見受けられた。

また、組織としての連携が不十分なところでは、課題解決について、個人的な資質や意欲というスタッフだのみによる対応となり、ひろばスタッフへの負担を大きくしているなどの課題も見られる。

(3)「高齢者自立支援ひろば」への提言

上記の課題を踏まえ、今後の取り組みについて以下のとおり提言する。

提言要旨

地域の福祉力の向上のため、ひろば事業を継続するとともに、これまで支援の対象としてこなかった公営住宅にも積極的に支援していくことが必要である。

特に、高齢者自立支援ひろばの行うコミュニティ支援は、介護予防の効果も高く、県や市・運営団体は“ひろば”のコミュニティ支援の重要性を認識し、コミュニティ支援による地域の福祉力の向上に取り組むべきである。

また、県や市・運営団体は、ひろばスタッフに対しても、中・長期的な視点に立ち、地域づくりのためのスキルアップを図るための研修の継続的な実施が望ましい。

ネットワークづくりにおいては、地域包括支援センターとの関係が重要であり、連携を推進していくべきである。しかし、それだけでなく、ひろばも独自のネットワークを持ち、課題対応力を高めるべきである。

提言1 <高齢者自立支援ひろばの継続と普及について>

地域の福祉力の向上のための継続的な取り組みと支援する住宅の広がりが必要

- ひろばにおけるコミュニティ支援は、お茶会や映画会など、近隣地域の住民や支援者との関係を構築していく取り組みが主である。高齢者への見守り活動や防犯パトロールなどの社会的活動へ高齢者自身が参画できるようサポートすべきである。
- コミュニティ支援により築かれた、住民の相互支援と日常的な交流は、認知症の早期発見や消費者トラブルなどの抑止につながる。また、高齢者が社会的活動に参画し、地域の中で役割を担っていくということは、それ自体が大きな介護予防効果をもたらす。
- そういった意味で、県・市・ひろばの運営団体は、コミュニティ支援を中・長期的に実施し、地域で高齢者を支えるための福祉力の向上を図っていくべきであり、そのためにもひろば事業の継続が強く望まれる。
- また、常駐により、これまでの巡回型では見えなかった様々な課題が、掘り起こされていることから、これまで支援の対象から外れてきた公営住宅についても、ひろばの取り組みと同様の支援が行われるよう、支援方策を検討すべきである。

提言2 <研修について>

多面的な研修を継続的に実施していくことが必要

- ひろばスタッフの共通の課題認識としてあげた2つの課題への対応については、現場の実情に応じた実践的な応用力が求められるが、高齢者自立支援ひろばのめざす地域づくりのためには、それぞれの現場で克服していかなければならない必須の課題でもある。
- その支援のためには、今年度実施した研修制度のように、目的意識の共有、現場での研修、意見交換・情報交換の場の設定など、多面的な支援によるスキルアップが不可欠であり、ひろば事業と同様に、研修を中・長期的に継続して取り組んでいく必要がある。

提言3 <ひろばにおけるネットワークの拡充について>

地域包括支援センターとの連携強化と独自のネットワークによる課題対応能力の向上が必要

- 災害復興公営住宅をはじめとする高齢化の進んだ地域では、地域の中で積極的に課題をすくいあげ、その課題を、地域包括支援センターや行政が、それぞれの役割とその責任に応じて対応していくことが必要である。
- 特に、現場の情報を有し、対象の高齢者と密接な関係を有するひろばと、専門的なスタッフをもち、行政との窓口ともなる地域包括支援センターが連携・協働することで、困難な課題においても、適切かつ迅速な支援を行うこと可能となる。
- そのために、ひろばにおいては、地域や支援対象者の課題やニーズを、地域の社会資源につないでいくような、独自のネットワークの構築により、課題対応能力を向上させ、地域包括支援センター等の専門的な支援を補完していくことが必要である。

高齢者自立支援専門委員会 現地調査の実施状況

第2回高齢者自立支援専門委員会とあわせて、現地調査を実施した。

1 開催概要

<実施年月日> 平成20年9月18日

<現地調査先>

神戸市営古川住宅高齢者自立支援ひろば

<出席者>

高齢者自立支援専門委員 7名

行政関係 12名

(企画県民部参事(復興担当)・復興支援課長・

神戸市介護保険課主幹ほか)



2 現地調査の内容

(1) 調査先の概要

地域性

古川住宅とその周辺は、他の地域と大きな道路で分断されており、須磨区の中でも孤立している。

また、周辺地域と古川住宅の自治会は、これまで長期間、別々に活動しており特別の関係づくりはできていない。

<住宅の状況>	
所在	神戸市須磨区古川町 2-1-3
高齢化率・高齢者数	49.1%、216人
単身高齢世帯率	31.8%、84世帯
<高齢者自立支援ひろばの状況>	
開設年月日	平成18年12月12日
設置場所	空き住戸を活用
運営団体	神戸市社会福祉協議会

(2) 神戸市の取り組みの特徴

- 地域包括支援センターの運営団体が“ひろば”を運営し、“ひろば”を地域包括支援センターの出先機関と位置づけている。
- 介護の必要性に応じて、民生委員と地域ボランティア、“ひろば”、地域包括支援センターが役割分担して対応しており、連携が緊密に行なわれている。

(3) 古川住宅での取り組み状況

○ ひろばの設置効果

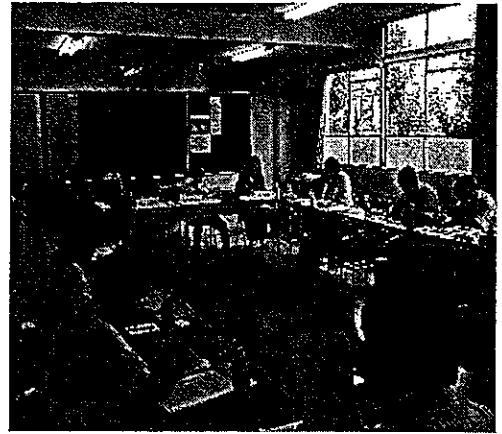
- ・ SCSでは見えてこなかった、様々な課題（閉じこもり）やニーズが見えてきた。
- ・ 住民が元気なときから関係を持つことができ、いざ支援が必要になった時の対応がスムーズである。

○ 地域との連携

- ・ 設置するときから、地域にも開かれた運営をして欲しいと、民生委員等から要望があった。
- ・ 地域のスーパーや薬局などと連携をとり、異常が見つかれば連絡してもらうなどの対応をしている。

○ 課題

- ・ 地域包括支援センターのランチとして、課題を吸い上げるという面では機能しているが、その結果、地域包括支援センターの業務量が過大になっている。



平成20年度 第1回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会の概要

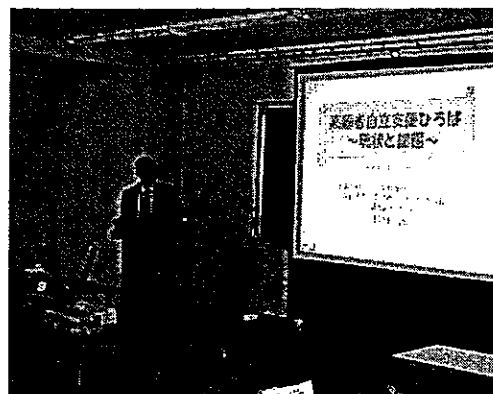
1 開催概要

<実施年月日> 平成20年10月27日(月)

<会場> 兵庫県中央労働センター

<出席者> 38名

ひろばスタッフ	24名
市社会福祉協議会等職員	10名
市職員	4名



2 内容

(1) 講演

- ◇テーマ 高齢者自立支援ひろばの現状と課題
- ◇講師 松原一郎(高齢者自立支援専門委員会委員長)
- ◇内容

- 震災では、多くの高齢者が災害復興公営住宅に入居した。
- これまで、様々な支援が行われたが、深刻な高齢化により、地域コミュニティの活力の低下が課題となっている。
- ひろばでは、見守りなどの個別支援だけでなく、高齢者を支えるコミュニティへの支援を大きな機能としている。
- 災害復興公営住宅のような極端に高齢化したコミュニティは、周辺地域と一体となったコミュニティづくりを行うなど、新たなコミュニティの担い手が必要である。
- 「地域とは何か」、「地域とは誰か」を念頭において、これからの支援を考えていって欲しい。

(2) 事例報告

- ◇テーマ 神戸市営古川住宅における取り組み
- ◇発表者 杉本佳史(神戸市社会福祉協議会・須磨在宅福祉センター所長)
- ◇内容

- 神戸市の基本的な形として、高齢者自立支援ひろばは地域包括支援センターのブランチとして位置づけ、一体的に運営を行っている。
- 従って、困難事例も、地域包括支援センターと情報共有ができているので、対応が的確かつ迅速に行える。
- 薬局やスーパーなど、様々な地域の主体に協力を呼びかけるなどの取り組みを行ってきた結果、ひろば開設以来2年間で、情報交換、情報共有など関係の構築が進んでいる。
- 今後は、ひろばの取り組みを面的に広げていけないかと思っている。
- その一方で、ひろばの常駐というメリットにより、これまで埋もれていた課題を発見し、地域包括支援センターに繋いでいるため、地域包括支援センターの対応能力が限界に達しており、センターの機能強化ということが課題となっている。

(3) 意見交換会

◇テーマ ひろばの課題と必要な取り組み
(小グループでの意見交換)

◇コーディネーター

佐藤寿一 (高齢者自立支援専門委員会委員)

ファシリテーター

松原一郎、河合由紀子、室崎千重

杉本佳史、霜川卓之



○意見交換会での主な意見

ひろばの課題	必要な取り組み
<p>○ 課題を抱えた人との関係づくりが困難である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの利用者が固定化している。 ・訪問を拒絶している人など、本当に喫茶などの行事に参加して欲しい人に対して、どのように働きかけ、どこから情報を入れるのか。 	<p>○ キーパーソンを見つける (つくる)。</p>
<p>○ 住民との関係づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会との関係づくりが難しい ・住民主体の活動をどのように進めていくか。 ・うまく一緒に活動を進めていくにはどうすればいいか。 	<p>○ イベントの企画段階から、住民に声をかけ、参画のもとで取り組む。</p>
<p>○ 周辺地域との関係づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どう巻き込んでいけばいいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の資源を知る。 ○ 情報発信して地域に出て行く ○ 地域の人に手伝いを頼むなど、ひろばから積極的に働きかける。 ○ 新しい担い手となる人材を発掘する。 ○ 世代を問わないプログラムを実施する。勤労世代にも参加しやすいモーニング喫茶など。
<p>○ 関係機関との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政、地域包括支援センター、事業者、社協などとの関係構築が必要。 	<p>○ 協働するためのテーブルを設ける。</p>
<p>○ ひろば設置場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が来所しやすい場所がない 	
<p>○ 業務内容の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議や事務が多く、見守りなどの本来業務ができない。 ・一人で課題を抱えてしまう 	<p>○ 勤務形態を柔軟化する。</p>

平成20年度 第2回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会の概要

1 開催概要

<実施年月日> 平成20年2月18日(水)

<会場> 兵庫県中央労働センター

<出席者> 41名

ひろばスタッフ	24名
市社会福祉協議会等職員	9名
市職員	8名



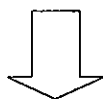
2 内容

(1) テーマ 「高齢者自立支援ひろばとコミュニティワーク」

(2) 講師 手島洋(兵庫県社会福祉協議会地域福祉部長)

(3) 内容 ミニ講義とグループワークによる演習

- ① 普段関わっている高齢者の生活課題とそれに対するスタッフの関わり方を整理
- ② 生活課題のうちスタッフが関わっていない「残された課題」を整理
- ③ 「残された課題」について、対応できると考えられる社会資源を整理



課題解決にはネットワークづくりが必要との認識の共有に繋げる

○グループワークでの主な意見

残された課題	対応できる社会資源等
○認知症	○地域包括支援センター、認知症サポーター、近隣住民の理解
○自己管理のできない(セルフネグレクト)	○仲の良い近隣住民からアプローチ ○成年後見などの制度を利用
○支援拒否	○仲のよい近隣住民からのアプローチ ○コンビニ・スーパー・商店や掛かりつけ医、薬局など、生活の中で、必ず関わっている者に協力を求める。
○家族との関係が希薄	○近隣住民、民生委員からの細やかな関わり ○家族と関係を持つ住民から働きかける
○夜間等の対応	○緊急通報システムの活用

Ⅲ まちのにぎわいづくり一括助成事業

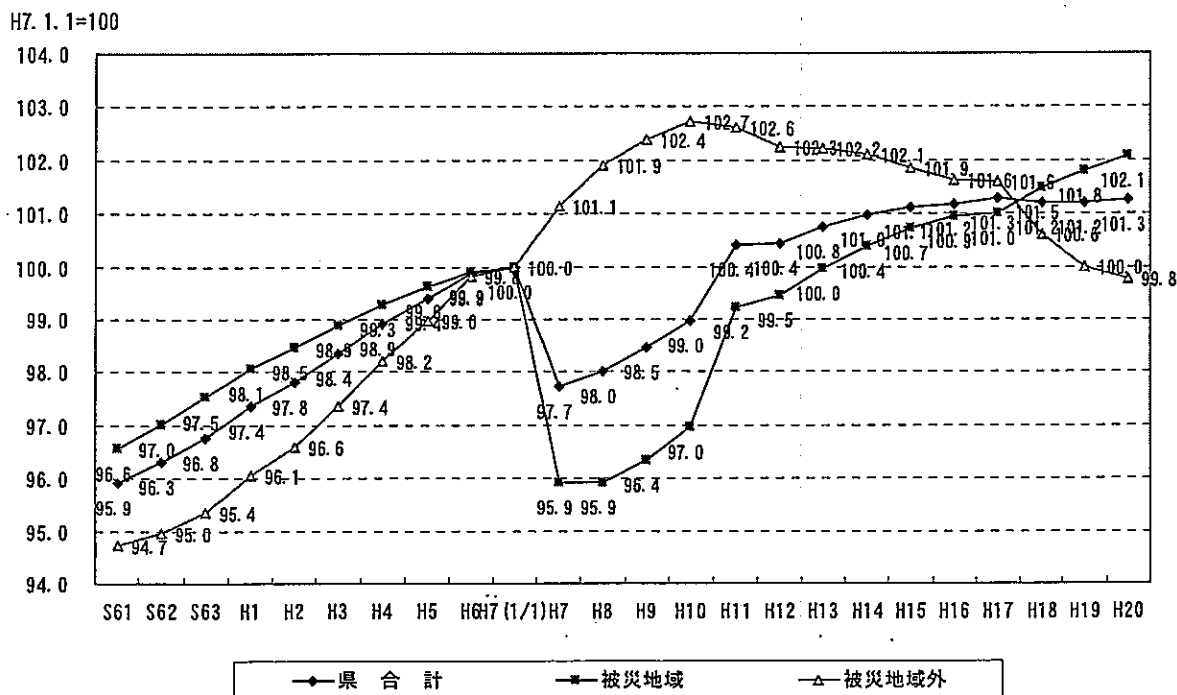
まちのにぎわいづくり専門委員会

1 まちのにぎわいを取り巻く現状

まちのにぎわいを取り巻く現状について、統計指標のデータ等をもとに整理した。

(1) 人口の状況

震災の影響により、県内人口、とりわけ被災地域の人口は大きく減少したが、兵庫県全体では平成11年、被災地全体では平成13年に震災前の水準に回復しその後も増加傾向にあるが、一方、神戸市長田区では、平成20年10月時点で震災前比78.5ポイントにとどまるなど、一部の地域では、人口の回復が進んでいない地域も見られる。



(2) 復興市街地整備事業の状況

被災市街地復興推進地域における面的整備事業（復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業）は、概ね順調に進捗しているものの、一部の地区では事業が現在も継続中である。

被災市街地復興推進地域における面的整備事業の進捗状況

事業名	被災市街地復興推進地域数 (面積)	事業地区数	事業		管理処分決定率 仮換地指定率 (敷地面積比)
			事業中	完了	
市街地再開発事業	6 (33.4ha)	15	7※1	8	88%
土地区画整理事業	13 (255.9ha)	20	2※2	18	99%
計	19 (289.3ha)	35	9	26	—

※1 新長田駅南7地区

※2 新長田駅北地区、富島地区

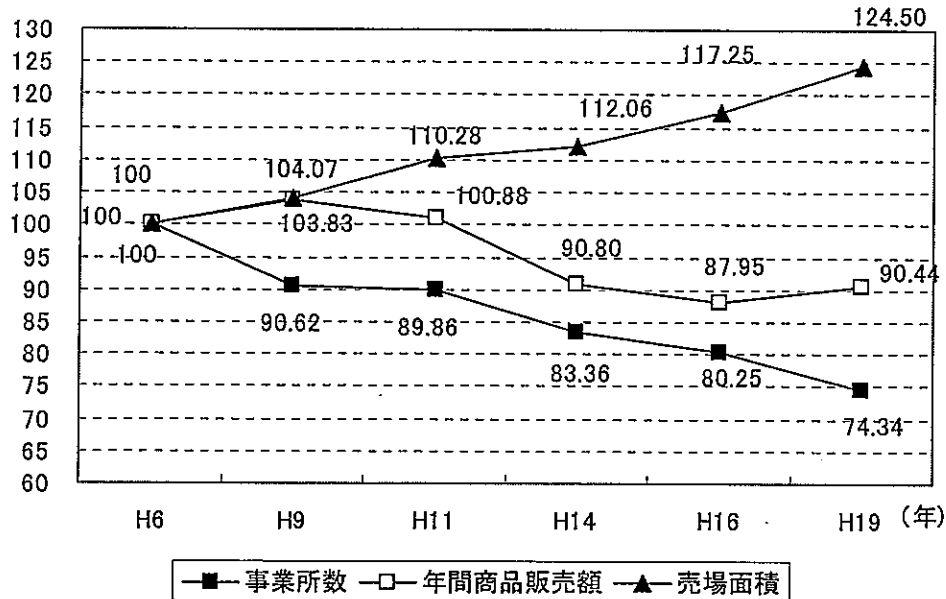
(平成21年2月1日現在・兵庫県県土整備部市街地整備課調べ)

(3) 商業の状況

兵庫県の小売業の事業所数、年間商品販売額、売場面積の推移をみると、事業所数及び年間商品販売額は震災前の数値を下回っているのに対し、売場面積は、震災前に比べ20%以上も上回っている。また、平成19年の小売業全体に占める大規模小売店舗内の事業所数は16%であるが、年間販売額は39%、売場面積は56%を大規模小売店舗が占めており、資本力のある全国展開を行う大型チェーン店の進出等により店舗の大型店化が進んでいる。

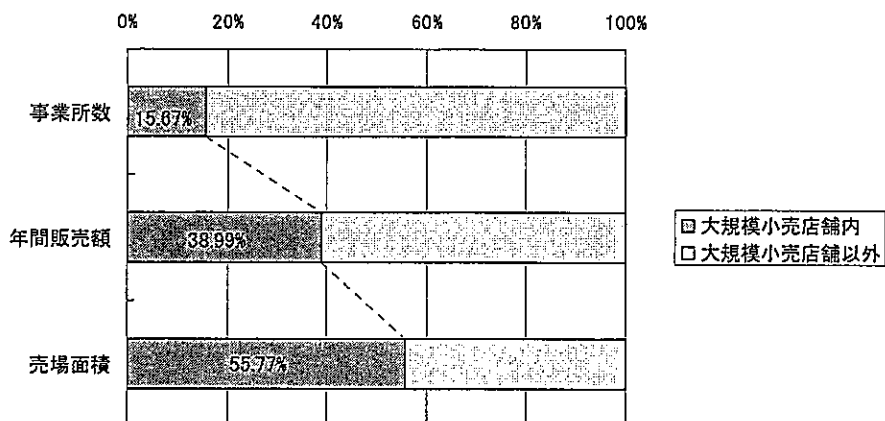
兵庫県の小売業における事業所数、年間商品販売額、売場面積の指数推移

H6=100



出典：商業統計（経済産業省）

平成19年の兵庫県における小売業全体に対する大規模小売店舗の占める割合



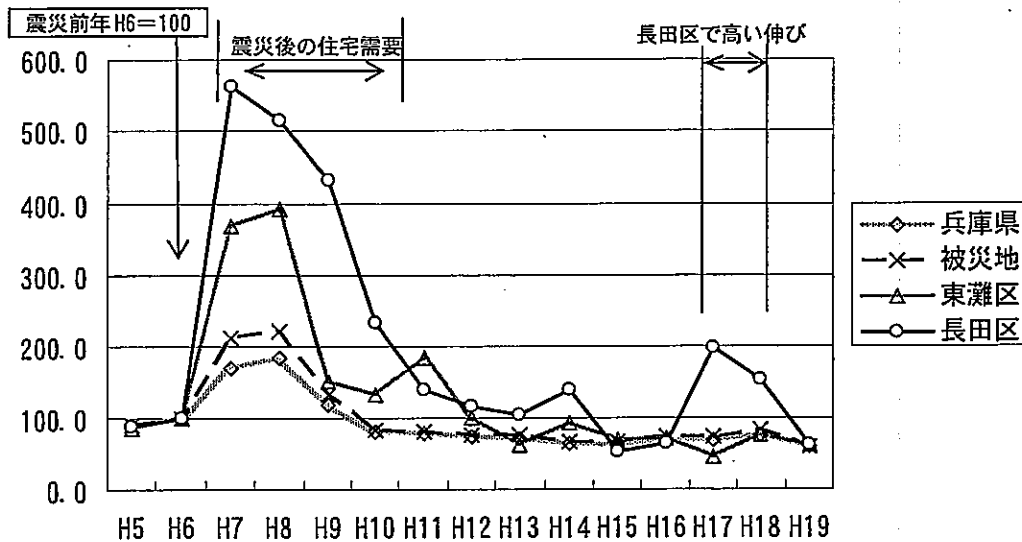
出典：商業統計（経済産業省）

(4) 新設住宅着工戸数の状況

被災地における新設住宅着工戸数では、震災前の平成6年度を100としたとき、震災発生により住宅建設需要が高まり、平成7、8年度には2倍以上の件数（約100,000戸前後）となり、その後減少した。

長田区においては、震災後、平成15、16年度を除き、震災前を上回る着工件数が続いており、特に平成17、18年度においては高い伸びを示しているが、平成19年度は兵庫県全域で着工戸数が減っている。

被災地の新設住宅着工戸数の推移

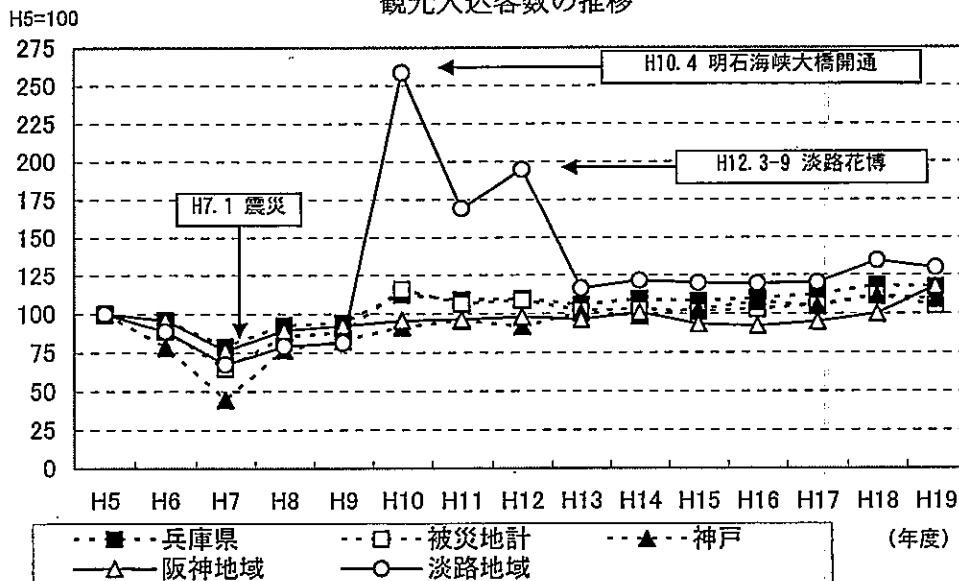


出典：新設住宅着工統計

(5) 観光・ツーリズムの状況

観光入込客数の推移でみると、被災直後の平成7年度は、被災地で観光入込客数が大きく減少したが、平成8～10年度にかけて回復し、平成10年度以降は、震災前の水準を概ね上回っている。

観光入込客数の推移



出典：観光客動態調査（兵庫県産業労働部観光課）

(6) 地域再生・地域活性化に係る最近の動向

被災地に限らず、地方都市は、人口が減少に転じ、高齢化が急速に進行する中で、店舗等利便施設や市役所等公共公益施設の郊外移転による暮らしの利便性の低下や、地元経済活動の低迷等による地域産業の弱体化、中心市街地の居住人口・小売店販売額の減少に代表される都市機能の衰退や市街地の空洞化が進行していると指摘されている。

こうした状況を踏まえ、国は平成20年度より地方再生に対する政府の一体的な支援として「地方の元気再生事業」を創設するとともに、中心市街地活性化法などいわゆる「まちづくり3法」の改正による地方再生・地域活性化の取り組みを引き続き推進している。

また、空洞化する中心市街地の商店街に対し、不動産の所有と経営の分離による再生手法の導入を検討する等新たな支援を模索する動きも見られる。

被災地においても神戸市の取り組みが「地方の元気再生事業」に採択されるとともに、宝塚市、神戸市新長田地区、尼崎市、伊丹市で中心市街地活性化基本計画が国の認定を受けるなど、まちのにぎわい創出への取り組みが進められている。

① 地方の元気再生事業

持続可能な地方再生の取り組みを進めるため、地方公共団体やNPO等が行う地域活性化プロジェクトを立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する地域提案型の内閣府が実施する事業。

<実施状況>

地域	件数(単位:件)	要望額(単位:百万円)
全国	1,186	22,800
	120	2,412
近畿	128	3,200
	11	243
兵庫県	37	676
	2	42

※ 上段が応募ベース、下段が採択ベース

<兵庫県内の採択事業>

- ア ユニバーサルツーリズム事業の振興と障がい当事者の一般就労機会の創出による地域活性化プロジェクト(神戸市)
- イ 地域SNSを活用した都市-農山漁村間ヒト・モノ交流システムによる元気再生モデル開発事業(宍粟市、佐用町、三田市、伊丹市)

② 中心市街地活性化基本計画の認定状況

平成19年2月に富山市・青森市が中心市街地活性化基本計画の認定を受けてから、平成20年12月現在、66市67の中心市街地活性化基本計画が認定を受けており、補助金などの優遇措置を受けることが可能となっている。

兵庫県内では、以下の震災により被災した4市において4計画が認定を受けている。

＜県内の中心市街地活性化基本計画の概要＞

市名	宝塚市	神戸市・ 新長田地区	尼崎市	伊丹市	
認定日	H20. 3. 12	H20. 7. 9	H20. 7. 9	H20. 7. 9	
人口規模	22万人	152万人	46万人	19万人	
エリア	JR 阪急宝塚駅、阪急宝塚南口駅・逆瀬川駅周辺地域	JR 新長田駅を中心とした地域	阪神尼崎駅付近を中心とした地域	JR 伊丹駅、阪急伊丹駅、宮ノ前商店会、サンロード商店街を中心とした地域	
面積	188ha	113.4ha	83ha	72ha	
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活かした都市の魅力づくり ・生活の質の向上 ・「市民力」発現の支援 ・拠点間ネットワークの形成 	「人が集い、交流する、賑わいのあるまち・新長田」	「人・もの・情報が集い、にぎわいと活力のあふれるまち」	「人とことばの辻街道 伊丹郷町」	
活性化目標	目標1	文化・芸術とてなしの心あふれる「訪れてみたい」まち	ものづくりのまち・長田の再生	商業活性化の推進による魅力あふれる中心市街地の形成	暮らしやすく集い学べる郷町（まち）なか～ことばと文化が大切に育まれているまち～
	目標2	商業・サービスが充実した「暮らしやすい」コンパクトなまち	賑わいのある商業空間づくり	「ものづくりのまち・尼崎」の産業活力を育む中心市街地の形成	歩いて楽しい郷町（まち）なか～歩くたびに新たな魅力を再発見できるまち～
	目標3	市民自らが「いきいきと活動できる」まち	個性的な集客拠点づくり	地域資源を活かしたにぎわいあふれる中心市街地の形成	活気あふれる郷町（まち）なか～まち衆が輝いているまち～

③ 不動産の所有と経営の分離による商店街再生への動き

中心市街地の商店街は、各商店主によって土地・建物の所有権が細分されていることが多く、商店街が一体となって集客力向上のための抜本的な改築等を実施することが難しい状況にある。そのため、国は空洞化する中心市街地の商店街に対し、「不動産の所有と経営の分離」による再生手法を検討しており、今年度はパイロット事業として専門家を派遣する等の支援を行い、新たな都市再生手法の全国展開を図っている。

＜空洞化中心商店街区域再生パイロット事業支援実施都市＞

富良野市、沼津市、金沢市、山口市、久留米市（以上5都市）

2 「まちのにぎわいづくり一括助成事業」の取り組みと課題・提言

(1) 取り組み状況

兵庫県は、地域住民の自発的で主体的なまちのにぎわいづくりへの意欲を最大限に生かし、地域の特性に応じた多彩な取り組みを包括的に支援する仕組みとして、復興フォローアップ委員会の提言を踏まえ、「まちのにぎわいづくり一括助成事業」を平成18年度に創設し、地域のにぎわいづくりの取り組みを支援している。

なお、今年度は一括助成事業の制度の一部見直しを行い、新規提案事業の募集を行い、採択団体を決定した。

まちのにぎわいづくり一括助成事業の概要

ア 補助対象者

以下の要件を満たす団体

- ・ 地域の住民などの意思を反映しながら、その地区における「まちのにぎわいづくり」を主体的かつ持続的に推進できる団体
- ・ 団体の組織が明確であり、団体としての意思決定が適切に行われ、団体の会計・経理に関する事務を適切に行えるなど、本事業を適切に実施できる体制が整っている団体

イ 補助対象地域

被災市内において、震災の影響を受け、まちのにぎわいづくりを推進する必要があると認められる地域

ウ 補助対象事業

地域の特色に応じたまちのにぎわいづくりにつながる新しい取り組みで、＜対象事業項目＞のいずれかにあたる事業

＜対象事業項目＞

①	地域内の複数の団体が連携し、地域全体を巻き込んで実施される事業
②	大学との連携、企業等の協賛が見込まれる事業
③	地域の将来を考え、現状を変革するきっかけとなるような事業
④	少子・高齢化や環境問題等、地域の抱える課題の解決が期待できる事業
⑤	地域資源を掘り起こし、それを活用して地域の再生を図ろうとする事業

エ 補助限度額 10,000千円（特認分は最高5,000千円上乗せ）

オ 補助対象期間 交付決定より最長2年間

採択・実施状況

① 平成18年度の取り組み状況

申請件数27件に対し、13件を採択し、そのうち12団体については事業を完了（ゴシック表示）している。

<1,000万円補助：6件>

- ・新長田駅北地区東部まちづくり協議会連合会 (神戸市長田区)
- ・大正筋商店街振興組合 (神戸市長田区)
- ・西宮中央商店街振興組合 (西宮市)
- ・大日通周辺地区まちづくりを考える会 (神戸市中央区)
- ・水道筋商店街協同組合 (神戸市灘区)
- ・六間道商店街振興組合 (神戸市長田区)

<500万円補助：7件>

- ・真野地区まちづくり推進会 (神戸市長田区)
- ・プレ「よさこい甲子園」実行委員会 (西宮市)
- ・新開地周辺地区まちづくり協議会 (神戸市兵庫区)
- ・川西能勢口振興開発株式会社 (川西市)
- ・西北活性化連絡協議会 (西宮市)
- ・伊丹ターミナルデパート商業協同組合 (伊丹市)
- ・西宮商工会議所 (西宮市)

※西宮商工会議所については230万円を補助

② 平成19年度の取り組み状況

申請件数15件に対し、11件を採択し、そのうち1団体については事業を完了（ゴシック表示）しており、それ以外は現在事業を展開中である。

<1,000万円補助：6件>

- ・長田神社地域活性化協議会 (神戸市長田区)
- ・くにうみ神話のまちづくり実行委員会 (淡路市)
- ・松本地区まちづくり協議会 (神戸市兵庫区)
- ・社団法人 有馬温泉観光協会 (神戸市北区)
- ・六甲摩耶観光推進協議会 (神戸市灘区)
- ・西明石南町活性化委員会 (明石市)

※西明石南町活性化委員会については5,164千円を補助

<500万円補助：5件>

- ・六甲アイランド20年記念事業実行委員会 (神戸市東灘区)
- ・花のみち商店会 (宝塚市)
- ・湊川五連合会 (神戸市兵庫区)
- ・三ノ宮南まちづくり協議会 (神戸市中央区)
- ・野田北ふるさとネット (神戸市長田区)

③ 平成20年度の取り組み状況

申請件数12件に対し8件の事業を採択し、各団体で事業開始している。

<1,000万円補助：4件>

- ・伊丹市中心市街地活性化協議会 (伊丹市)
- ・長田神社おみこし再興委員会 (神戸市長田区)
- ・神戸とニューオリンズのジャズ交流実行委員会 (神戸市灘区・中央区・兵庫区・長田区)
- ・神戸鉄人プロジェクト実行委員会 (神戸市長田区)

<500万円補助：4件>

- ・下町レトロに首っ丈の会 (神戸市兵庫区・長田区)
- ・三宮駅南・光のデッキ回廊委員会 (神戸市中央区)
- ・神戸商工会議所 (神戸市全域)
- ・東浦地域活性化実行委員会 (淡路市)

制度の募集要件等の一部見直し

これまでの採択団体の事業実施状況を見ると、イベント中心に事業が進められ、イベント自身が目的となっている事業があったことを踏まえ、平成20年度の新規提案事業の募集から対象事業項目について5つの抽象的な事業項目を設け、より斬新な提案事業が応募されることを期待して応募要件を変更した。

<制度見直し部分>

新規募集における補助対象事業を以下のとおりとした。

地域の特色に応じたまちのにぎわいづくりにつながる新しい取り組みで、<対象事業項目>のいずれかにあたる事業

<対象事業項目>

①	地域内の複数の団体が連携し、地域全体を巻き込んで実施される事業
②	大学との連携、企業等の協賛が見込まれる事業
③	地域の将来を考え、現状を変革するきっかけとなるような事業
④	少子・高齢化や環境問題等、地域の抱える課題の解決が期待できる事業
⑤	地域資源を掘り起こし、それを活用して地域の再生を図ろうとする事業

あわせて、採択事業の審査のポイントを明確にするとともに、提案事業が何を目的にどのような手段で事業を行い、どのような成果が上がるのかを申請時に明示してもらい、提案事業の目的→手段→成果をトータルで審査できるよう、様式の一部変更を行った。

<制度見直し部分>

新規募集における募集要項において審査のポイントを明示した。

審査のポイント

- ① 事業の目的、地域の将来像は明確であるか。
- ② 目的達成のための手法は的確か。
- ③ 事業成果を評価する指標は明確であるか。
- ④ 事業計画は的確かつ具体的か。
- ⑤ 事業効果が継続的に地域で持続するものであるか。

【専門委員会での主な意見】

- ・ イベントが目的化していることが問題だ。イベント後の着地点は見えているのか、意識づけをしっかりとって事業を行う必要がある。
- ・ 「にぎわいの継続」とは商店街が継続していくことであって、企画したイベントを継続することとは全く違う。イベントは一過性なものであって、本来地域に暮らす人が住みやすくするためにそれがどういう仕掛けになっているかが大切ではないか。
- ・ 新規提案事業を応募するときに、どういうにぎわいづくりを目的にしているかを明示してもらい、どう継続していくかをはっきり申請者に聞くべきだ。その上でそれを実現するために2年間で何をしようとしているのかを示してもらうようにすべきだ。

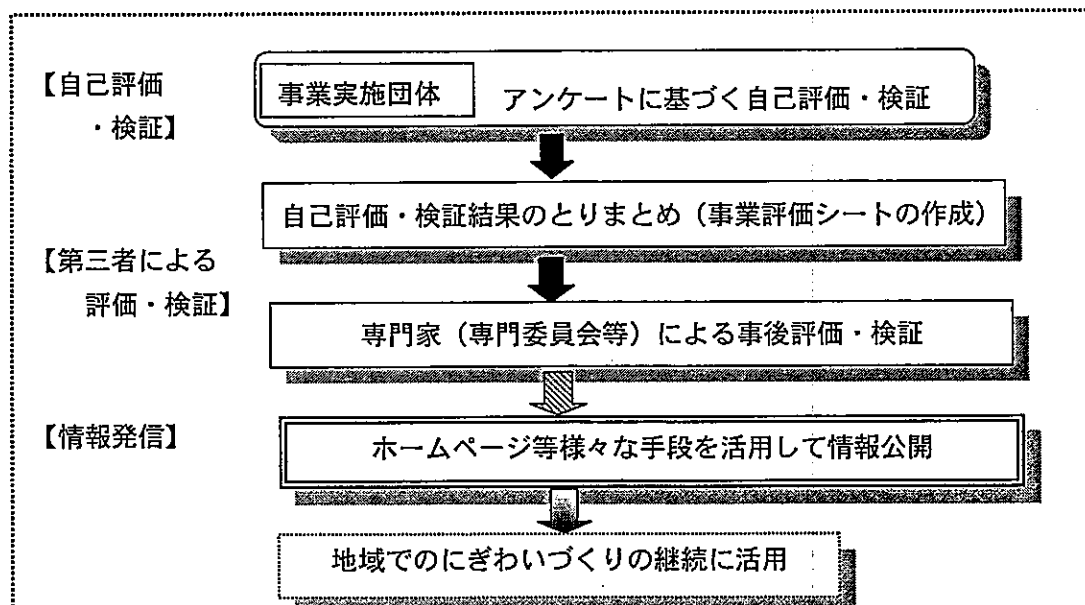
【制度見直しについての評価】

- ・ 提案事業の事業実施予定表を事業終了後も含めて申請時に提出してもらうことによって、補助期間終了後の事業の継続性をはっきりさせることができるようになった。
- ・ 提案事業の目的、手段、成果及びそれを評価できる指標を申請時に明確に示してもらうことによって、事業終了後の評価・検証をよりの的確に行うことができるようになった。
- ・ より斬新な提案事業が応募されることを期待して募集要件を変更したが、提案事業の内容について昨年度の提案事業と大きな変化はなく、見直しの意図が十分に反映されているとは言えないことから、今後の事業実施にあたっては、見直しの趣旨が十分反映されるよう、募集時における周知方法や審査方法をさらに工夫すべきではないか。

評価・検証手法の検討

各団体が実施した事業について、実施団体自身による自己の評価・検証を行ってもらうため、団体へのアンケート調査を実施するとともに、第三者からの客観的な評価・検証として「まちのにぎわいづくり専門委員会」による総合的な評価・検証を行う手法を検討した。今後順次事業終了団体の評価・検証を実施していくとともに、その結果を様々な方法で発信していく。

<各事業の評価・検証の流れ>



【専門委員会での主な意見】

- ・ 指標目標の達成状況について短期間で結果が出るもの、出ないものがある。評価シートには書き込めない部分も出てくるだろう。
- ・ 他の補助事業においても評価・検証を進めているが、事業計画を作り事業を推進しようとしている人の自己評価と、その事業に参加した推進役の周辺にいる人の事業評価はともすれば180度違うことがある。その意味では、自己評価の結果には注意を要する。
- ・ 一括助成事業についての評価にとどまらずに、それ以外の補助金も活用してどんな連鎖反応があったのか、周辺への波及効果がどの程度生まれたか、次の展開なども記入するようにしてもいいのではないか。

(2)「まちなぎわいづくり一括助成事業」の課題

まちなぎわいづくり専門委員会及びその現地調査（P 32～P 35参照）において意見交換を行い、その中で以下のような課題が浮かび上がった。

① 人材育成の重要性

事業を継続的に実施するのに不可欠な組織体制を維持していくために、まちなぎわいづくりを実施する新しい人材を育成していく必要がある。

一括助成事業を完了した団体の事業費に占める委託費の割合は、約30%であるが、団体によっては事業費の半分以上が、委託費となり、事業を団体自身が主体的に実施できなかった団体も見受けられた。

また、まちなぎわい活動を積極的に実施する人は固定化され、リーダーとその周辺の人に大きな負担がかかってきており、それ以外の人は事業に参加できないケースも見受けられた。そのリーダーらも高齢化しつつあり、若い世代の新しい人材をどのように発掘し育成していくかが、事業を継続していく上で大きな課題となっている。

② 情報を交換するネットワーク（横のつながり）の必要性

一括助成事業を実施した団体が相互に情報交換できる仕組みが必要である。

事業実施団体が今後のユニークで新しい事業展開を行っていくために、相互にノウハウを共有できるよう、絶えず情報交換できる仕組みを築くことが必要ではないか。

また、まちなぎわい活動を実施する「知恵と工夫」については、web等で情報収集するには限界があるため、お互いが顔をあわせて人間関係を構築していく中で、情報収集を図ることが重要である。

③ 情報発信の重要性

各団体の事業実施状況及び事業評価の結果について広く情報発信していく必要がある。

事業実施状況を広く情報発信することは、事業の透明性を確保するとともに、団体にとって、目標達成の責務を果たすという意味で重要ではないか。

また、まちづくり団体にとって、今後のユニークで新しい事業展開を考える上で、他の団体のノウハウや事業評価の結果は有用な情報となる。

そのため、各団体の事業実施状況及び事業評価の結果については、情報を必要とする人のために、事業実施した人の「顔」や「連絡先」も含めて、情報発信していくべきではないか。

(3) 「まちなぎわいづくり一括助成事業」への提言

上記課題を踏まえ、今後以下の取り組みを行うよう提言する。

提言要旨

まちなぎわい活動を行っていくうえで、大きな課題となっている新しい人材の育成等に支援していく必要がある。

また、活動を継続していくために、その取り組み内容、成果等の情報を各団体が相互に共有できるよう、ネットワークの構築を支援する必要があるとともに、情報を必要としている人がいつでも情報を得ることができるよう、様々な手段を活用して情報発信していく必要がある。

提言1 <人材育成について>

まちなぎわい活動を担う新しい人材の発掘とその人材の育成への支援が必要

- まちなぎわいづくり一括助成事業を完了した団体においても、新たな人材の発掘とその人材の育成については、事業を継続していく上で大きな課題となっているケースが多く、まちなぎわい活動を担う新しい人材の育成に対して支援を行っていく必要がある。
- 一括助成事業の制度改善にあたっては、事業実施の中で新しい人材育成にもつながるような制度となるよう、制度見直しの検討を進める必要がある。

提言2 <ネットワークの構築について>

ノウハウを共有するための横断的なネットワーク構築への支援が必要

- 採択団体相互の「知恵と工夫」等のノウハウを共有し、団体同士のつながりを構築し、まちのにぎわいづくり活動を継続していくために、昨年度から開始した「採択団体交流会」を引き続き実施していく必要がある。
- 団体にとって、他の地域でまちのにぎわい活動を行っている団体との連携は、お互いのノウハウを交えるという相乗効果により、考えていた以上の効果が生まれることもあるので、横のつながりを作るためのネットワークの構築が求められる。

提言3 <情報発信について>

事業の透明性の確保と情報の有効活用のために情報発信への取り組みが必要

- 事業の評価・検証の結果を広く情報発信することにより、事業実施結果が多くの人の目に触れることになるので、事業の透明性を確保することにつながる。
- 事業の評価・検証の結果を今後の実施団体の活動に活かしてもらうとともに、その結果はそれ以外の団体にも有用な情報であるので、インターネットで情報発信するだけでなく、様々な手段を活用して、広く情報発信を行っていく必要がある。
- 取り組み内容を「事例集」としてとりまとめ、その事例を必要とする人がいつでもその情報を得ることができるようにしておく必要がある。

まちなのにぎわいづくり専門委員会 現地調査の実施状況

平成20年度は、まちなのにぎわいづくり一括助成事業の実施状況について、「まちなのにぎわいづくり一括助成事業」採択団体の現地調査（視察・ヒアリング等）を行い、前年度から引き続き「現場」の視点から見た課題の抽出を行った。

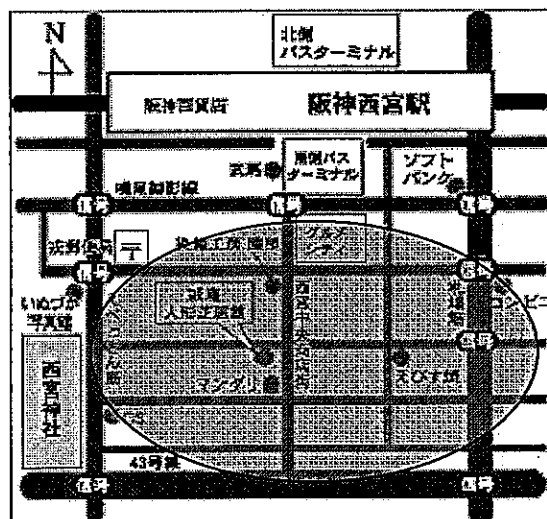
1 第1回調査

1 調査対象地区

西宮中央商店街

<対象地区の概要>

阪神西宮駅の南側に位置し、全国のえびす宮の総本社である西宮神社の門前町として栄えてきたが、阪神・淡路大震災により大きな被害を受け、商店は半分近くとなり、アーケードも損壊し、撤去された。その後、震災復興事業として阪神西宮駅南地区市街地再開発事業も実施されてきたが、かつてのにぎわいを取り戻せない状況にあった。そこで、商店街では「お洒落で多様性に富んだえべっさんのまち：えべっさんロードの再生」を基本目標にまちなのにぎわい創出に取り組んでいる。



2 調査の概要

<調査日時等>

日 時：平成20年9月11日（木）

出席者：まちなのにぎわいづくり専門委員 9名

県関係者 11名

（企画県民部参事、県民生活課長、復興支援課長、復興支援課参事ほか）



現地調査（西宮中央商店街）

<調査対象団体の取り組み概要>

<西宮中央商店街> にぎわい創出プロジェクト：えべっさんロードの再生

西宮神社の門前町として来街者に魅力を感じさせるように、「えべっさんのまち」として「和」を感じる統一的な街並みづくりに取り組み、新しい地域住民の取り込みを図り、にぎわい創出を図る。

- ・ 西宮神社発祥の人形芝居「くづつ」の再興を目指し、空き店舗を活用し人形芝居館の整備・運営を行い、文化拠点とし情報発信を行う。
- ・ 統一的な街並みを感じさせる店頭大型のれんを設置
- ・ 地域住民との交流を図る各種イベントを実施



戎座人形芝居館外観



戎座人形芝居館
催し立看板



戎福せんべい
実演販売所

<現地調査における主な意見>

【戎座人形芝居館】

- 火曜日は定休日だがそれ以外は開館。入り口を開け放っておくことによってここは何かと興味を持って入って来てくれる。(定期公演、公開練習等) 大人の居場所を提供したいということで、定期的に寄席等の催しを開催。
- オープン前に12ヶ月間の定期公演を決めていたが、その後どんどんここを使わせてくれという話が入って来て当初想定しなかったつながりができるようになった。

【にぎわい創出の取り組み】

- 西宮商工会議所と密接に連携をとりながら、事業を進めている。また、DCキャンペーンで、西宮市、商工会議所、観光協会が一緒になって街歩き事業としての冊子を作ったり、ガイドを養成して行く予定である。その中で人形芝居館も観光資源の1つとして組み込む予定。
- 人の流れは現状を維持している状況。時間帯によっては増えているが効果として目に見えてくるのには時間がかかる。少なくともここに来る人は増えている。

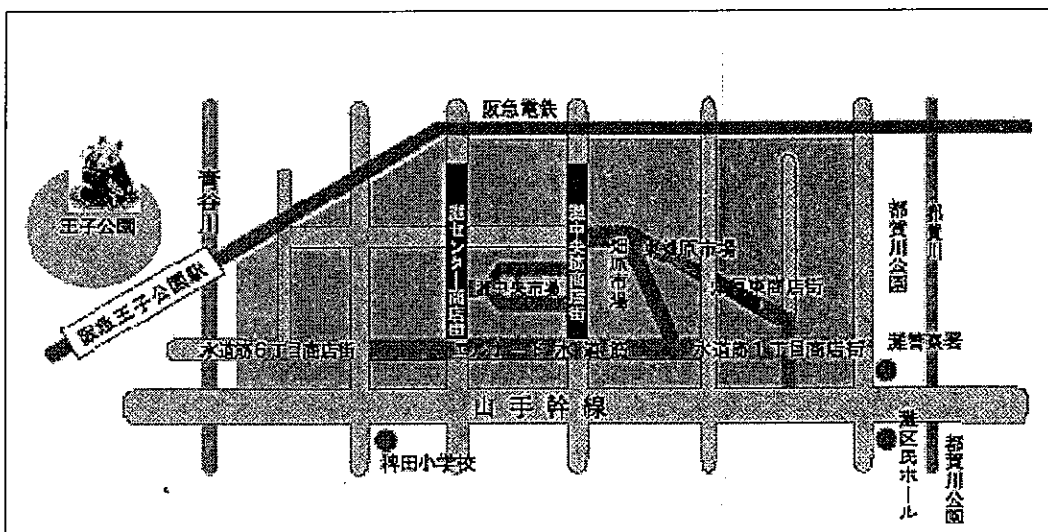
II 第2回調査

1 調査対象地区

水道筋商店街

<対象地区の概要>

阪急王子公園駅の南側に位置し、王子公園駅から都賀川までのおよそ800メートルの間に7つの商店街と3つの市場に500店以上が集まる神戸有数の商店集積地として発展してきた。しかしながら、阪神・淡路大震災の影響や長引く消費の低迷から、以前より商店街通行量も減少していたため、最寄りにアメリカンフットボールの拠点である「王子スタジアム」があることにちなみ、アメリカンフットボールとのコラボレーションを行い、「アメフトの街」のイメージを作る取り組みを行うなどのまちづくり活動を展開している。



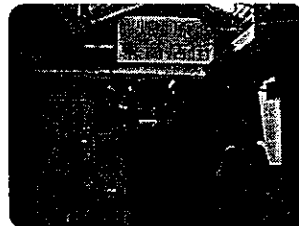
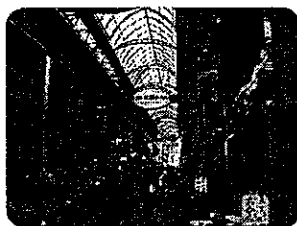
2 調査の概要

<調査日時等>

日時：平成21年2月12日（木）

出席者：まちのにぎわいづくり専門委員 8名

県関係者 10名



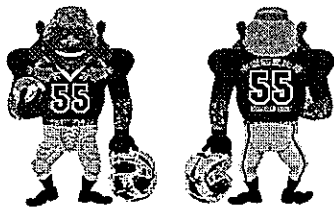
現地調査（水道筋商店街）

<調査対象団体の取り組み概要>

<水道筋商店街> 「水道筋×アメフト」コラボレーション・プロジェクト

水道筋商店街地域とアメリカンフットボールのコラボレーション事業を多数仕掛け、新たな地域の魅力づくりを行う。また、それに派生して周辺地域のコミュニティへの働きかけとして、「健康づくりプログラム」や、健康関連情報の発信などにより、健康で明るいイメージづくりを行い、さらに地域住民の健康づくりに貢献する取り組みを実施していく。

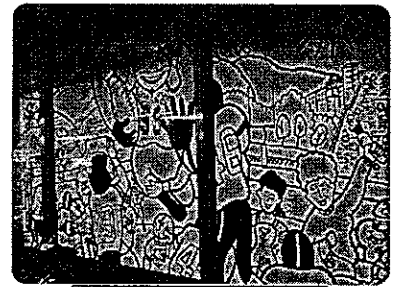
- ・ アメフト観戦者への商店街への誘引
(電光掲示板の設置、アメフトモニュメントの設置、パネルフレームの設置、アメフトイラストパネルの設置)
- ・ 健康づくりプログラムの提供
(健康教室、IC ウォークシステムを活用した健康プログラム等)
- ・ フラッグフットボール、チアリーディングの普及活動の実施
- ・ ホームページの制作



キャラクター
(汗かきえびす)



アメフト
モニュメント



アメフトイラスト
パネル

<現地調査における主な意見>

- 商店街に空き店舗が出ても、出店希望者が次々と現れ、空き店舗の回転率が極めて高いことは評価できる。
- 地域、学校、商店街とアメフト協会がコラボすることによって、連携が深まるとともに、新しい展開へと発展してきている。
- 王子動物園への来客者を水道筋商店街へ誘導するしかけを検討する必要がある。
- 地域の回遊性をもっと PR して商業観光地となるように打ち出してはどうか。そのためにも、街歩きイベントなどを実施してはどうか。

平成 21 年度の復興フォローアップ委員会の活動

1 平成 21 年度の主な取り組み

- (1) 「復興の成果を県政に生かす 3 か年推進方策」(H19~21) 終了後の平成 22 年度以降の復興の取り組みの検討・提言
- (2) 残された課題である「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」への対応
- (3) 震災教訓の発信

2 平成 22 年度以降の復興の取り組みの検討・提言

平成 21 年度は、「復興の成果を県政に生かす 3 か年推進方策」の最終年度にあたることから、同方策の 71 課題についての県担当部局による自己点検結果を基に、復興フォローアップ委員会において課題の整理、復興基金事業を含めた復興施策の延長や一般施策化など平成 22 年度以降の復興の取り組みを検討し、県に提言する。

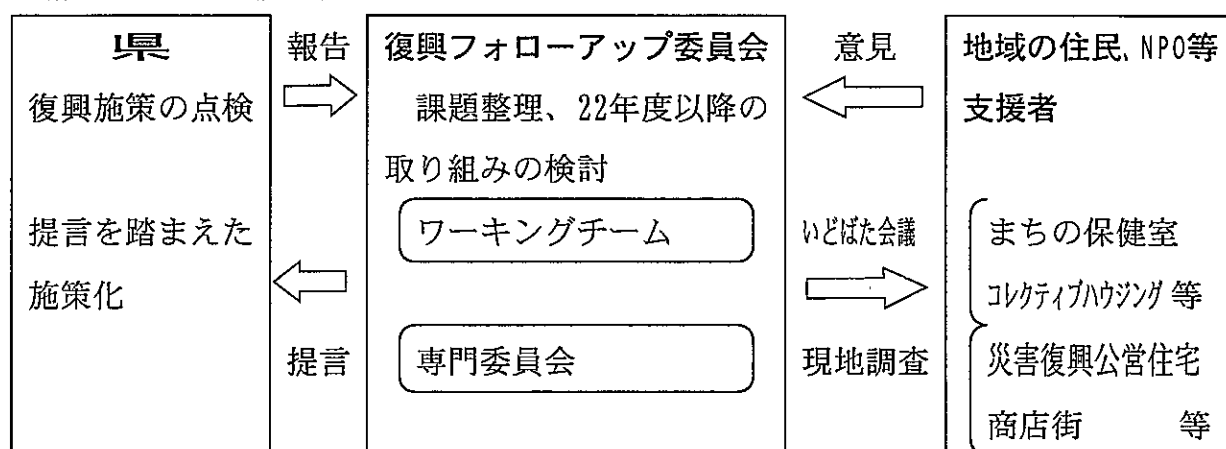
(1) ワーキングチームの設置

現場での意見交換や、課題の整理等に基づき、22 年度以降の取り組み方策について、提言に向けた具体的な検討を行うため、新たにワーキングチームを設置する。

(2) 「いどばた会議」の実施

検討に当たっては、現場の意見等を直接把握するため、フォローアップ委員が「まちの保健室」やコレクティブハウジング等の現地に赴き、地域の住民や NPO 等支援者などと意見交換を行う「いどばた会議」を実施する。

【提言に向けた流れ】



3 残された課題への対応

残された課題である「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」を推進するため、専門委員会において、「高齢者自立支援ひろば」「まちのにぎわいづくり一括助成事業」をはじめとする関係施策について、現状や課題を把握し、取り組み方策を検討する。

4 震災教訓の発信

震災から14年が経過し、その風化が懸念されるなか、社会全体として、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」を定着させる必要があり、県も参加する「ひょうご安全の日推進県民会議」では、阪神・淡路大震災15周年事業として、「伝える」をテーマに、震災の経験と教訓の継承・発信に取り組んでいる。

震災の教訓の再整理を検討したフォローアップ委員会としても、震災教訓の発信に取り組む。

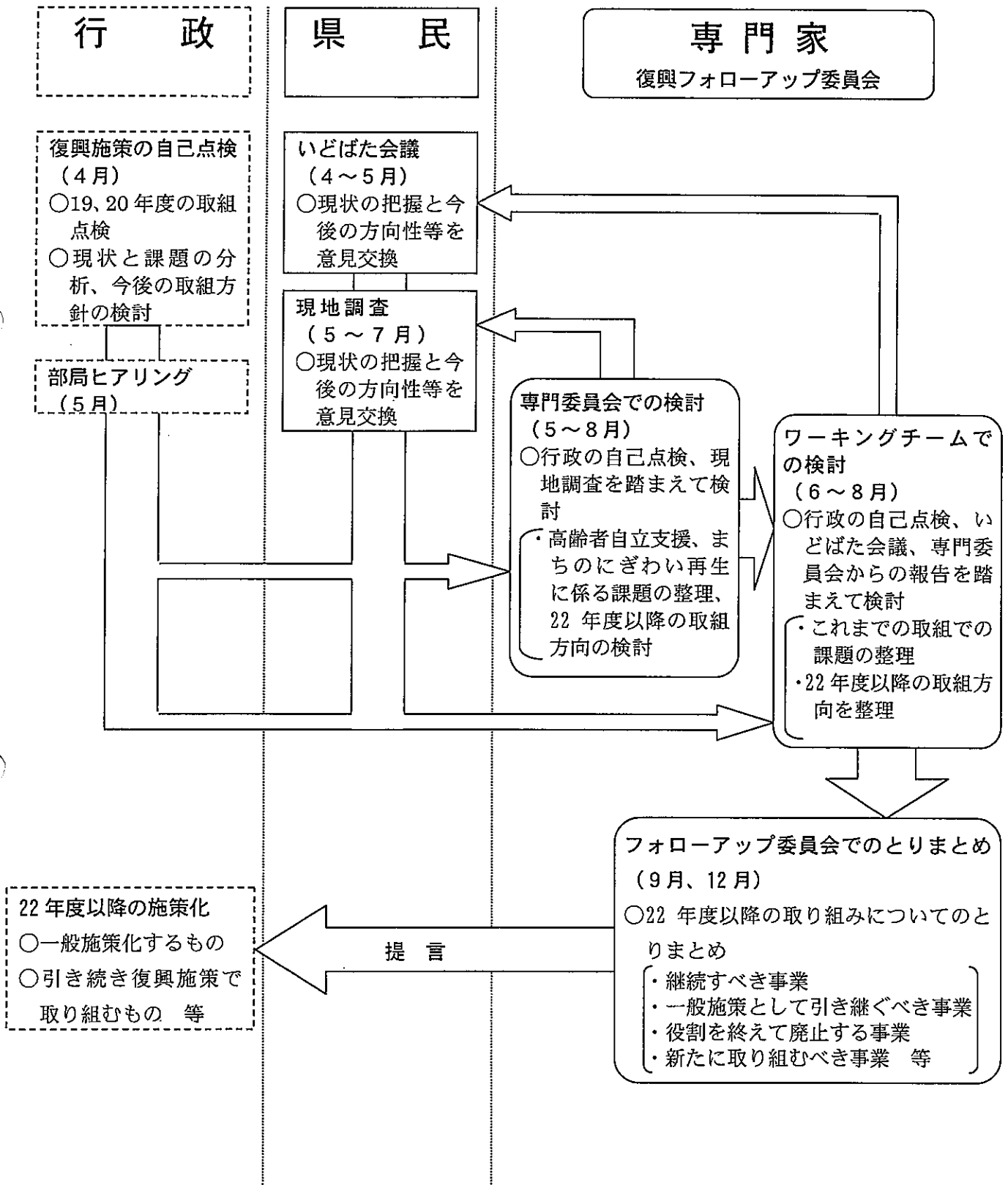
(1) 「大震災教訓発信シリーズ“もっと伝えよう”」への参画

防災関係機関等と連携しながら、セミナー、シンポジウム等を連続して開催する「大震災教訓発信シリーズ“もっと伝えよう”」に参画する。

(2) 「教訓出前講座」の実施

震災教訓冊子の出版を機として、教訓の普及を図るため、フォローアップ委員が各地に出向き、冊子の紹介を織り交ぜながら、震災の経験や重要な教訓などについて講演する出前講座を実施する。

平成 22 年度以降の復興の取り組み検討・提言に向けた流れ



阪神・淡路大震災15周年事業の実施

1 趣旨

阪神・淡路大震災の一層の風化が懸念される中で、大震災15周年の節目に相応しく、大震災及びそれ以降の災害も踏まえた教訓を国内外、次世代にさらに発信し、社会全体として、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」を定着させる。

[テーマ]

- ・「伝える」(大震災及びそれ以降の災害の経験も踏まえた教訓を伝え、根づかせる)

2 事業内容

(1) 大震災教訓発信 シーズ “もっと伝えよう” の実施 (注体: 県、復興70777委員会、ひょうご安全の日推進県民会議
人と防災未来センターなど防災関係機関等と連携して、セミナー、シンポジウムを連続的に開催する。

(2) 阪神・淡路大震災15周年記念事業の推進

大震災及びそれ以降の災害も踏まえた教訓を国内外、次世代にさらに発信するため、被災地が一体となって記念事業を推進する。

〈事業内容〉

防災セミナー、国際防災シンポジウム、記念コンサート 等

(3) ひょうご安全の日のつどい

ア 開催時期: 平成22年1月17日

イ 事業内容

1.17のつどい、1.17ひょうごメモリアルウォーク、防災訓練 等

大震災教訓発信 シリーズ “もっと伝えよう”

1 趣 旨

阪神・淡路大震災から14年を経過し、震災の一層の風化が懸念されている。また、最近、中国四川大地震をはじめ大規模災害が頻発し、近い将来、東南海・南海地震の発生も確実視されていること等から、いつ、どこで起きるか分からない大地震等への備えにさらに万全を期す必要があり、本県は、大震災の被災県として、震災の経験と教訓をこれまでも増して強く発信していくことが求められている。

このような状況を踏まえ、減災月間(1月)の後も、震災15周年に向けて、引き続き、人と防災未来センターをはじめ防災関係機関等と連携して、セミナー、シンポジウム等を連続的に開催することにより、震災の経験と教訓を国内外にさらに発信し、社会全体として、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」を定着させる。

2 テーマ

もっと伝えよう

—大震災の経験と教訓を—

切り口	主 な 内 容
守る	命を守り、救うためには、消防・警察など公的機関の対応力の強化のみならず、住まいや公共施設の耐震化を進めるとともに、自分たちのまちは自分たちで守る自助、共助の考え方を広め、地域の防災力を高めていくことが大切である。
暮らす	日々の生活の拠点となる住まいの確保、生活復興のための生活資金や心身の健康づくり、生きがいづくり、地域経済の復興としごとの確保など、被災者の暮らしを回復させるため、被災者の身の回りの生活条件を整え、自立を支援することが大切である。
創る	災害による被害を軽減し、災害に強い社会づくりを進めるため、災害時に的確に対応できる人材をつくるほか、住民が主体となって災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域で暮らす高齢者を見守るコミュニティ機能の充実を図ることが大切である。
支える	国内外での災害に対する備えとして、国際的な協力体制も含めた危機管理体制の構築を図るとともに、行政と住民、企業と地域など公民協働を基本とする社会の仕組みづくりをはじめ、今後の成熟社会を支える仕組みづくりが大切である。

3 内 容

人と防災未来センターをはじめ防災関係機関等と連携し、震災の経験と教訓を発信するセミナー・シンポジウム等を連続的に開催する。

(1) 2月～3月 別紙のとおり。

(2) 4月～12月 HAT神戸の関係機関、大学等と連携して、毎月、セミナー、シンポジウム等を開催し、大震災の教訓をさらに伝えていく。

4 推進主体

兵庫県、復興フォローアップ委員会

5 期 間

平成21年2月～12月

6 場 所

神戸市内(HAT神戸等)ほか

教訓出前講座の実施

1 趣旨

兵庫県では、阪神・淡路大震災の重要な教訓100項目を抽出し、教訓の全体像を分かりやすくまとめた震災教訓冊子「伝えるー阪神・淡路大震災の教訓ー」を出版する。

この機会を生かし、災害文化の定着に向けて、行政職員はもとより、住民レベルにまで震災教訓の普及を図るため、復興フォローアップ委員が各地に出向き、冊子の紹介を織り交ぜながら、震災の経験や重要な教訓などについて講演を行う出前講座を実施する。

併せて、フェニックス共済や防災力強化県民運動への参加などの県政紹介を行い、災害に備えた住民の主体的な取り組みを呼びかける。

2 事業の概要

- (1) 実施場所 10 県民局単位で各1回
- (2) 対象者 一般県民、自主防災組織のリーダー等 100名
- (3) テーマ 「阪神・淡路大震災の教訓を生かす」
- (4) 内容
 - ① 開会挨拶
 - ② 講演（県民局の地域特性に応じたもの）
 - ③ 教訓冊子の紹介
 - ④ フェニックス共済の加入呼びかけ
 - ⑤ 防災力強化県民運動への取り組み呼びかけ 等

復興の成果を県政に生かす 3 年推進方策

～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～

復興の成果を県政に生かす 3 年推進方策（復興フォローアップ 3 年推進方策）

I. 3 年推進方策の策定趣旨

○策定趣旨

- ・被災地の現状や創造的復興の成果を踏まえながら、戦略的かつ機動的に施策を展開していくため、今後の復興フォローアップの基本的な考え方を示すとともに、震災復興全般にわたる課題を整理し、個々の課題毎に向こう 3 年間のフォローアップ方針や施策目標、年度別計画を示す。

○期 間：平成 19 年度～21 年度

II. 被災地・被災者を取り巻く現状

○被災地における着実な復興の進展

- ・人口、総生産の回復、有効求人倍率の上昇、面的整備事業の着実な進捗

○被災者の生活復興意識の変化

- ・地域経済については、「震災の影響を脱していない」という意識が一部見られるものの、まちの復興や自らの住まい、家計については、「震災の直接的影響を乗り越え、被災地の状況は平時に戻ってきている」という意識が進行。

○被災地の課題解決に求められる取組方向の変化

- ・被災地の課題解決には、被災地固有の取組みだけでなく、高齢化の進展や都市構造の空洞化、地域経済の状況など社会全体の課題としての取組みが不可欠。

○震災復興における先導的取組みの全国・全県的な拡がり

- ・国の単身高齢者の孤立死防止推進事業の H19 予算案への盛り込み
- ・中心市街地活性化に向けたまちづくり三法の改正
- ・震災や台風 23 号災害の教訓を踏まえた県地域防災計画の修正
- ・国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインの作成 等

III. 今後の復興フォローアップの基本的な考え方

○創造的復興の取組みの継承・発信

- ・単に旧に復するだけではなく、21 世紀を見据えた「創造的復興」を目指し、ボランティア活動支援や高齢者の見守りなどの施策を重点的に実施。これらの施策の多くは、震災復興対策と同時に、今後の超高齢社会や成熟社会に対応した先導的な取組みでもあることから、今後はこの成果を被災地外に広げていく。
- ・残された課題の解決についても、被災地固有の取組みだけでなく、高齢化や都市構造の空洞化など社会全体の課題として取り組む。

○**震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開**

- ・そのため、平成21年度末までの震災10年経過後の5年を目途に、被災地固有の課題解決を加速するための重点的な事業実施とともに、復興の成果を高齡社会・成熟社会対策、防災・減災対策などの全県施策に継承させ、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図り、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進。

○**復興の成果を県政に生かす3か年推進方策の推進**

- ・震災復興全般にわたる課題（71項目）について、3か年の推進方策（課題毎のフォローアップ方針や施策目標、年度別計画）を策定。
- ・この3か年推進方策に基づき、
 - ①被災地固有の個別課題への対応
 - ②復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展
 - ③震災の経験と教訓の継承・発信を推進。

IV. 課題別推進方策

1. 被災地固有の個別課題への対応（28項目）

- 高齡者自立支援、まちなにぎわいづくりなど震災に起因する被災地固有の課題の重点的対応
- 県外居住被災者への支援、未償還の貸付金等対策などの個別課題の解決

①高齡者の自立支援

（★：H19新規・拡充施策）

- ★高齡者自立支援ひろばの拡充（H21：40か所）・機能充実（スタッフを始めとする運営組織の能力の向上等）、ひろば開設市におけるひろばと市の一般の高齡者ケア施策との連携強化、ひろば機能の全県施策化等の検討
- ★見守りグループ（自治会・老人クラブ等）、NPO、ひろばスタッフ、行政との意見交換会の実施（自治会活動の対応困難事例等）等

②まちなにぎわいづくり

- ★まちなにぎわいづくり一括助成事業の実施（H21：累計40団体）採択団体の事業実施のバックアップ（意見交換・交流の場の提供、内外への情報発信等）
- ★地域商業の活性化とまちづくりが連携したにぎわいづくり施策の展開 等

③その他の個別課題への対応

- 兵庫県に戻りたい県外居住被災者の帰県支援（H21末までに希望者全員を帰県）
- 災害援護資金の未償還金の償還の促進 等

2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展（15項目）
～今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展～

○震災復興の過程を通じて広がってきた先導的な取り組みの成果を、被災地内外を問わず、今後の成熟社会を切り拓くための仕組みとして一層定着・発展。

①まちの保健室の定着・発展

○まちの保健室の全県展開（H19：520か所）・事業内容の拡充（市町との連携事業や交番と連携した取り組み）
H22以降の事業展開方策や県からの支援内容等の検討 等

②シルバーハウジング、コレクティブハウジングの推進

★県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施
民間事業への支援の検討 等

③こころのケアの推進

○こころのケアセンターの成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進
○心のケア担当教員（～H21）、スクールカウンセラーの全公立中学校等への配置等

④ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援

★団塊世代等シニア層の地域での活動による「新しい公」の担い手の創出
ボランティア基金による活動助成（毎年度3,300件）
○芸術文化センター等を活用した個性ある地域づくりの推進
○子どもの冒険ひろば（H19：360か所）、若者ゆうゆう広場の展開（H20：60か所）等

⑤新しい働き方や雇用就業への支援

★生きがいしごとサポートセンターの再編による団塊世代への支援機能の拡充、
コミュニティ・ビジネスへの支援
○ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業への支援（相談者数H21：5,680人）等

⑥ツーリズム振興と新しい都市づくり

○人と防災未来センター等を活用した震災ツーリズムの推進
★潮芦屋におけるユニバーサルデザインを基本としたまちづくり、21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」の推進
★明舞団地をモデルとした若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムづくりの推進 等

3. 震災の経験と教訓の継承・発信（28項目）

～今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～

- 阪神・淡路大震災は、「災害文化」の機運が生まれる契機となり、震災の経験と教訓を継承・発信していくことが被災地としての本県の責務。
- 震災の経験と教訓を次世代に継承・発信し、近い将来に発生が懸念される東南海・南海地震など今後の大規模災害に備えた減災・復興対策を着実に推進。

①「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進

★防災力強化県民運動の展開

- 1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練 等

②自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援

○被災者生活再建支援法の見直しに向けた取り組み

- 住宅再建共済制度（フェニックス共済）の加入促進（郵政公社との連携等） 等

③住宅や公共施設等の耐震化の推進

★住宅の耐震化の推進（新耐震基準適合率をH21に91%など）

- 県立学校、県営住宅等の県有施設の耐震化（H21に43施設など） 等

④総合的な減災対策の推進

★「ひょうご防災戦略プログラム」の策定

○フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネット等の充実

- 家屋被害認定士（H19:累計360人）、被災建築物応急危険度判定士（H21:累計2,500人）の養成

★災害ボランティア活動支援体制の整備、災害ボランティアネットワークの強化

○他府県との相互応援協定の締結の働きかけ

- 災害時における広域避難者の所在把握の仕組みの構築 等

⑤「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用

○防災教育推進連絡会議、防災教育研修会の実施、震災・学校支援チーム（EARTH）による災害被災地への支援、各種研修活動等への指導助言

- ★人と防災未来センターの展示更新の検討・実施 等

⑥国際防災協力の推進

○国際防災復興協力機構（IRP）による国内外の災害被災地への支援

○国際防災・人道支援協議会に対する支援

- ★国際防災研修センターの設立（H19.5）、運営への支援 等

⑦災害に強い基盤整備等の推進

★三木総合防災公園、地域防災公園等の整備推進

○大阪湾岸道路西伸部の都市計画決定・環境影響評価手続・事業化

- 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 等

阪神・淡路大震災

“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策

～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～

平成19年2月

兵 庫 県

目 次

第Ⅰ章	3か年推進方策の策定趣旨	1
第Ⅱ章	被災地・被災者を取り巻く現状	4
第Ⅲ章	今後の復興フォローアップの基本的な考え方	12
第Ⅳ章	課題別推進方策	14
1.	被災地固有の個別課題への対応	
(1)	高齢者の自立支援	15
①	復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援	15
②	高齢者を包み込むコミュニティづくり	16
ア	災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策	16
イ	単身高齢者対策	17
ウ	公営住宅の高齢化対策	18
③	高齢者に優しい環境づくり	18
ア	県営住宅のバリアフリー化	18
イ	住宅や生活に関わる悪質業者対策	19
ウ	公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり	20
④	高齢者の生きがいづくりのための能力向上、社会参加の支援	21
ア	高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援	21
イ	高齢者の知識やノウハウの社会での活用	21
(2)	まちのにぎわいづくり	22
①	多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の支援	22
ア	持続可能な住民主体のにぎわいづくり	22
イ	まちづくり協議会を核としたまちづくり	23
ウ	地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出	24
エ	大学・学生との協働によるまちづくり	24
②	商店街によるまちのにぎわい創出	25
ア	被災商店街のにぎわい回復	25
イ	特色ある商店街づくり	25
③	地域の景観の保全・創造や空き地等の活用	26
ア	残存空地の活用	26
イ	地域景観の形成	26
④	復興市街地整備事業の早期完成とにぎわい再生	27
ア	復興市街地整備事業等の早期完成	27
イ	復興市街地における住宅再建や商業機能の再生	28
ウ	中心市街地の活性化	29
(3)	その他の個別課題への対応	29
①	県外居住被災者の帰県支援	29
②	未償還の貸付金等対策	30
ア	災害援護資金の償還対策	30

イ	生活福祉資金の償還対策	30
ウ	中小企業緊急災害復旧資金の償還対策	31
エ	生活復興資金の償還対策	31
③	災害復興公営住宅の家賃対策	32
④	震災特例住宅税制の優遇措置による支援	32
⑤	被災自治体の震災関連地方債の償還対策	33
2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展		
(1)	まちの保健室の定着・発展	34
(2)	シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進	35
(3)	こころのケアの推進	35
①	こころのケア対策の推進	35
②	心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実	36
(4)	ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援	36
①	震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進	36
②	文化を活かした個性ある地域づくり	37
③	青少年の体験・交流の機会づくりの推進	38
④	男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識	38
(5)	新しい働き方や雇用就業への支援	39
①	コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援	39
②	ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進	40
ア	ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営	40
イ	シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援	41
(6)	ツーリズム振興と新しい都市づくり	41
①	震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興	41
②	被災地における新都市づくり	42
ア	潮芦屋の整備推進	42
イ	「尼崎21世紀の森」の推進	43
ウ	明舞団地等オールドニュータウンの再生	43
3. 震災の経験と教訓の継承・発信		
(1)	「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	45
(2)	自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援	46
①	被災者生活再建支援制度（支援法）の充実	46
②	住宅再建共済制度の推進	46
③	地震保険制度の改善	47
(3)	住宅や公共施設等の耐震化の推進	48
①	住宅の耐震化	48
②	公共施設等の耐震化	48
(4)	総合的な減災対策の推進	49
①	防災対策の計画的推進	49
②	災害時における情報発信の充実	50
③	防災に係る専門人材の養成	50
ア	家屋被害認定士の養成	50
イ	被災建築物応急危険度判定制度の推進	51
④	自主防災組織の活性化	51

⑤災害ボランティアへの活動支援	51
⑥災害時要援護者への支援	52
⑦災害時の広域避難者への支援	53
⑧災害救助法に基づく救助の見直し等	53
⑨災害時における警察活動の推進	54
⑩災害救急医療の取り組み	54
(5)「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用	55
①新たな防災教育と学校防災体制の充実	55
ア「兵庫の防災教育」の推進	55
イ震災・学校支援チーム(EARTH)の取り組みの推進	55
②人と防災未来センターの積極的な活用	56
(6)国際防災協力の推進	56
①国際防災・人道支援拠点の形成の推進	56
ア国際防災復興協力機構(IRP)への運営支援	56
イ国際防災・人道支援協議会に対する支援	57
②国際的な防災研修専門機関の整備	57
(7)災害に強い基盤整備等の推進	58
①三木総合防災公園、地域防災公園等の整備	58
②大阪湾岸道路西伸部の推進	58
③六甲山「水と緑の回廊」構想の推進	59
ア六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	59
イ阪神疏水構想の推進	59
④災害時における食料の安定供給等	60

第Ⅰ章 3か年推進方策の策定趣旨

(経緯)

本県においては、これまで10年間にわたる復興計画の継続的なフォローや震災5年目の国際総合検証、復興10年総括検証などのフォローアップを実施してきた。

また、ポスト震災復興10年における取り組みとして、昨年2月に策定した「高齢者自立支援プログラム」及び「まちのにぎわいづくり推進プログラム」に基づき、高齢者の見守り対策など残された課題の解決に向けた重点的な取り組みを推進している。

さらに、本年度については、改めて、復興10年総括検証・提言等を踏まえた震災復興全般にわたる課題を整理し、震災復興関連施策に係る総合的なフォローアップを実施した。

(現状)

震災から12年が経過した今、被災地の復興は、人口の震災前水準への回復をはじめ、総生産や有効求人倍率など経済雇用情勢の回復、復興市街地整備事業の着実な進捗など個別課題は残しつつも、全体としては概ね順調に進んでいる。

また、被災者においては、未だ厳しい状況に置かれている方々もいるものの、「震災の直接的影響を乗り越え、被災地は平時に戻った」という意識が進行しているとともに、残された課題への対応については、被災地固有の取り組みだけでなく、高齢化や都市構造の空洞化、地域経済成長の全国との乖離等、社会全体の課題としての取り組みが重要になるなど、被災地・被災者を取り巻く諸情勢が変化してきている。

(目的)

今回策定した「“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～」(復興フォローアップ3か年推進方策)は、こうした被災地の現状や創造的復興の成果を踏まえながら、戦略的かつ機動的に施策を展開していくため、今後の復興フォローアップの基本的な考え方を示すとともに、震災復興全般にわたる課題を整理し、個々の課題毎に向こう3か年のフォローアップ方針や施策目標、年度別計画を示したものである。

なお、策定にあたっては、学識者や団体・NPO代表等で構成する復興フォローアップ委員会における被災地の現状分析、現地調査、今後の推進方向の提言などを踏まえながら、阪神・淡路大震災復興推進会議において全庁的な検討や協議を行った。

(今後に向けて)

今後は、この3か年推進方策に基づき、被災地固有の課題解決に向けて重点的に取り組むとともに、復興の過程で生まれた先導的な取り組みを定着・発展させ、震災の経験と教訓を継承・発信するなど、震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図りながら、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進する。

また、向こう3か年においては、復興事業の進捗状況や被災地を取り巻く情勢の変化などに応じて的確な対応を図っていくことが必要であり、引き続き、きめ細かなフォローアップを通じて、施策・事業の評価・見直しなどを行いながら、被災市町をはじめとする市町との緊密な連携を図りつつ、県民、団体・NPO、企業等との参画と協働による「元気なひょうご」への飛躍に向けた取り組みを進める。

“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策の構成

<p>第Ⅰ章 3か年推進方策の策定趣旨</p>	<p>○“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策の策定の経緯や現状、目的などを述べた。</p>
<p>第Ⅱ章 被災地・被災者を取り巻く現状</p>	<p>○人口や総生産、有効求人倍率、復興市街地整備の進捗状況等の統計データをもとに、被災地の復興状況を示した。 ○被災者の意識調査や震災復興に関連する施策の状況をもとに、被災地や被災者を取り巻く状況を示した。</p>
<p>第Ⅲ章 今後の復興フォローアップの基本的な考え方</p>	<p>○第Ⅱ章で示した被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた今後の復興フォローアップの基本的な考え方を示した。</p>
<p>第Ⅳ章 課題別推進方策</p>	<p>○平成19～21年度の3か年における個別課題毎のフォローアップ方針、施策目標、年度別計画について①被災地固有の個別課題への対応、②復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展、③震災の経験と教訓の継承・発信に区分して示した。</p>

第Ⅱ章 被災地・被災者を取り巻く現状

○ 本章では、統計指標や各種調査結果等のデータ、被災者の意識調査等をもとに、被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化について示した。

第Ⅱ章 被災地・被災者を取り巻く現状

1. 被災地における復興の進展

(1) 人口の回復

兵庫県及び被災12市（以下、被災地という）の人口回復状況（平成7年1月1日時点の推計人口を100とした値）を示したものが下図である。

県全体の人口は、平成11年に震災前（平成7年1月1日）人口に回復し、平成18年12月1日時点で、震災前比101.3ポイントとなっている。

被災地全体の人口は、平成13年に震災前人口に回復し、平成18年12月1日時点で、同101.7ポイントとなっている。

神戸市の人口は、平成16年11月1日時点で震災前人口を回復し、平成18年12月1日時点で、同100.6ポイントとなっている。

なお、平成18年12月1日時点で、震災前人口を下回っている市区は、神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区、尼崎市、洲本市、南あわじ市、淡路市である。

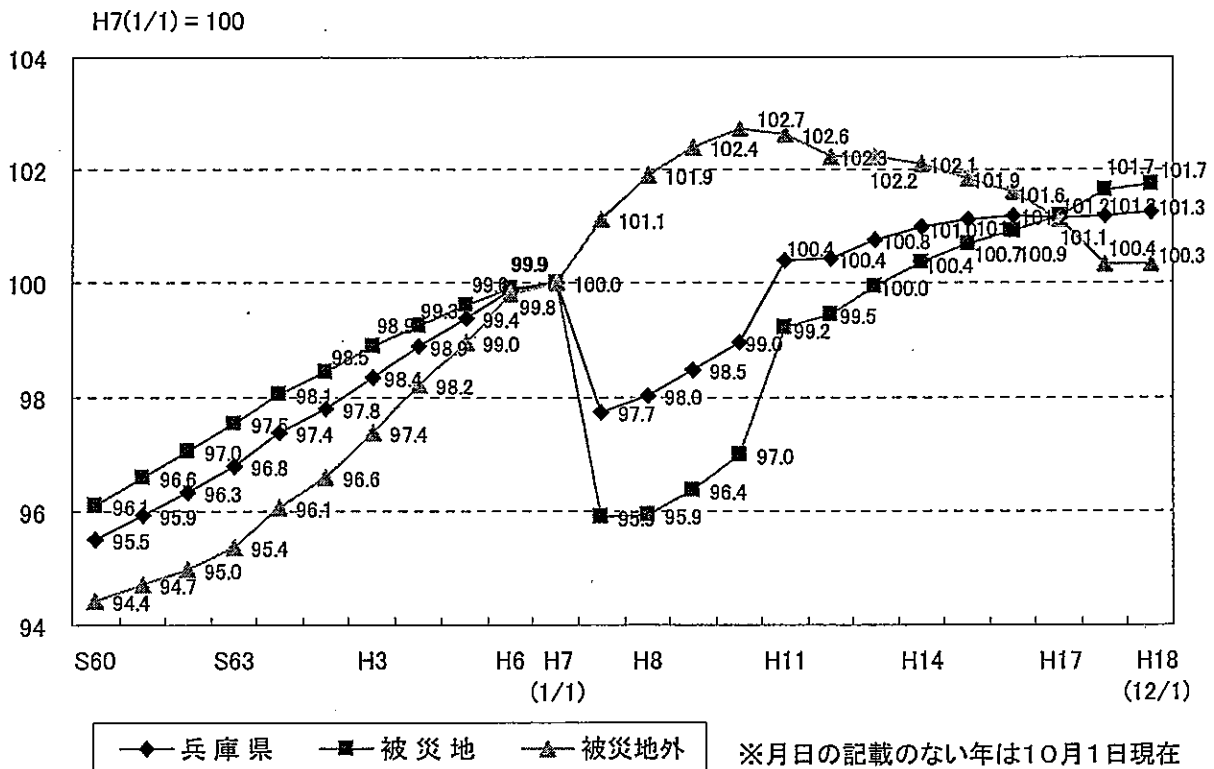


図1：兵庫県及び被災地における人口の回復状況（出典：兵庫県統計課調べ）

	S60.10.1	H2.10.1	昭和60年 国勢調査 以降の 人口増加数	H7.1.1	H7.10.1	震災後の 人口増加数	H12.10.1	震災後の 人口増加数	H17.10.1	震災後の 人口増加数	H18.12.1		震災後の 人口増加数
	国勢調査 結果	国勢調査 結果		震災前 推計人口 (a)	国勢調査 結果		国勢調査 結果		国勢調査 結果		推計人口 (b)	回復率 (b/a)	
兵庫県	5,278,050	5,405,040	126,990	5,526,689	5,401,877	▲ 124,812	5,550,574	23,885	5,590,601	63,912	5,595,878	101.3	69,189
被災地	3,448,657	3,533,532	84,875	3,589,126	3,442,310	▲ 146,816	3,569,392	▲ 19,734	3,631,252	42,126	3,651,785	101.7	62,659
被災地外	1,829,393	1,871,508	42,115	1,937,563	1,959,567	22,004	1,981,182	43,619	1,959,349	21,786	1,944,093	100.3	6,530
神戸市	1,410,834	1,477,410	66,576	1,520,365	1,423,792	▲ 96,573	1,493,398	▲ 26,967	1,525,393	5,028	1,529,693	100.6	9,328
東灘区	184,734	190,354	5,620	191,716	157,599	▲ 34,117	191,309	▲ 407	206,037	14,321	207,493	108.2	15,777
灘区	133,745	129,578	▲ 4,167	124,538	97,473	▲ 27,065	120,518	▲ 4,020	128,050	3,512	128,707	103.3	4,169
中央区	119,163	116,279	▲ 2,884	111,195	103,711	▲ 7,484	107,982	▲ 3,213	116,591	5,396	119,165	107.2	7,970
兵庫区	130,429	123,919	▲ 6,510	117,558	98,856	▲ 18,702	106,897	▲ 10,661	106,985	▲ 10,573	107,224	91.2	▲ 10,334
北区	177,221	198,443	21,222	217,166	230,473	13,307	225,184	8,018	225,945	8,779	226,471	104.3	9,305
長田区	148,590	136,884	▲ 11,706	129,978	96,807	▲ 33,171	105,464	▲ 24,514	103,791	▲ 26,187	103,160	79.4	▲ 26,818
須磨区	181,966	188,119	6,153	188,949	176,507	▲ 12,442	174,056	▲ 14,893	171,628	▲ 17,321	169,885	89.9	▲ 19,064
垂水区	224,212	235,254	11,042	237,735	240,203	2,468	226,230	▲ 11,505	222,729	▲ 15,006	221,036	93.0	▲ 16,699
西区	110,774	158,580	47,806	201,530	222,163	20,633	235,758	34,228	243,637	42,107	246,552	122.3	45,022
尼崎市	509,115	498,999	▲ 10,116	492,793	488,586	▲ 4,207	466,187	▲ 26,606	462,647	▲ 30,146	462,033	93.8	▲ 30,760
明石市	263,363	270,722	7,359	283,668	287,606	3,938	293,117	9,449	291,027	7,359	291,265	102.7	7,597
西宮市	421,267	426,909	5,642	424,101	390,389	▲ 33,712	438,105	14,004	465,337	41,236	472,659	111.4	48,558
洲本市	55,048	54,049	▲ 999	53,049	52,839	▲ 210	52,248	▲ 801	50,030	▲ 3,019	49,353	93.0	▲ 3,696
芦屋市	87,127	87,524	397	86,862	75,032	▲ 11,830	83,834	▲ 3,028	90,590	3,728	91,898	105.8	5,036
伊丹市	182,731	186,134	3,403	189,767	188,431	▲ 1,336	192,159	2,392	192,250	2,483	192,831	101.6	3,064
宝塚市	194,273	201,862	7,589	206,641	202,544	▲ 4,097	213,037	6,396	219,862	13,221	220,644	106.8	4,003
三木市	74,527	76,501	1,974	77,801	78,653	852	76,682	▲ 1,119	75,087	▲ 2,714	83,939	107.9	6,138
川西市	136,376	141,253	4,877	143,588	144,539	951	153,762	10,174	157,668	14,080	157,471	109.7	13,883
南あわじ市	57,690	57,526	▲ 164	56,845	56,664	▲ 181	54,979	▲ 1,866	52,283	▲ 4,562	51,613	90.8	▲ 5,232
淡路市	56,306	54,643	▲ 1,663	53,646	53,235	▲ 411	51,884	▲ 1,762	49,078	▲ 4,568	48,386	90.2	▲ 5,260

表1：被災地における市区別人口の推移（出典：兵庫県統計課調べ）

(2) 総生産の回復

実質総生産の推移をみると (H6=100)、県全体では平成17年度に震災前比104.5ポイントに達し、平成6年度の水準を上回るなど、震災前の状況に回復している。

被災地においても、平成17年度に同103.0ポイントとなっている。

なお、全国では平成17年度で同114.8ポイントである。

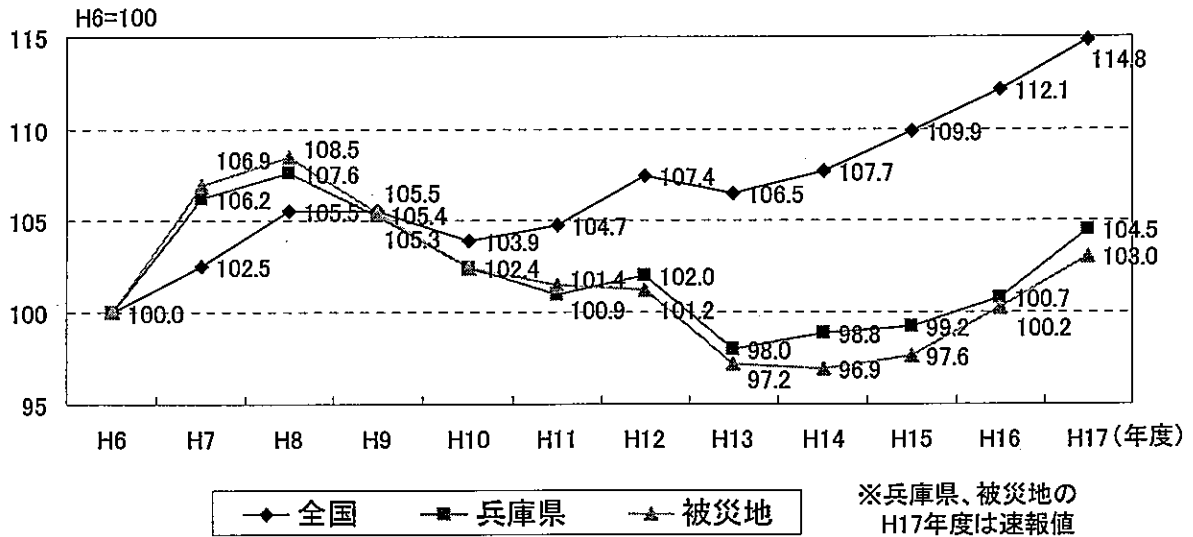


図2：被災地における総生産の推移

(出典：国民経済計算、県民経済計算、市町民経済計算)

(3) 有効求人倍率の上昇

被災地における有効求人倍率は、平成18年11月では0.89倍であり、震災前の水準を大きく上回っている。

	6年度	H7.1	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	H18.11
全国	0.64	0.64	0.64	0.72	0.69	0.50	0.49	0.62	0.56	0.56	0.69	0.86	0.98	1.06
兵庫県	0.46	0.45	0.50	0.62	0.54	0.37	0.37	0.46	0.43	0.44	0.55	0.73	0.86	0.96
被災地	0.36	0.35	0.41	0.52	0.44	0.31	0.30	0.40	0.39	0.38	0.49	0.65	0.74	0.89

表2：被災地における有効求人倍率の推移 (出典：厚生労働省兵庫労働局調べ)

(4) 面的整備事業の着実な進捗

震災復興にかかる面的整備事業は、土地区画整理事業、市街地再開発事業ともに、着実に進捗している。

区分	全体面積	進捗率
復興土地区画整理事業 (20事業地区)	255.9ha	98% (仮換地指定率)
復興市街地再開発事業 (15事業地区)	33.4ha	84% (管理処分計画決定率)

表3：面的整備事業の進捗 (H18.12.1現在：兵庫県市街地整備課調べ)

2. 被災者の生活復興意識の変化

被災者の生活復興の実態を調査した「平成17年度生活復興調査」をみると、地域経済については、震災の影響を脱していないという意識が一部見られるが、まちの復興や自らの住まい、家計については、「震災の直接的影響を乗り越え、被災地の状況は平時に戻ってきている」という意識が進行していることがうかがえる。

(1) まちの復興意識

「まちの復興が進んでいる」と感じている人の割合は、平成13年(2001年)2月に80.6%、平成15年(2003年)1月に82.0%、平成17年(2005年)1月に83.9%と着実に増加している。また、平成17年1月に「まちの復興が進んでいない」と感じている人の割合は、13.7%である。

(2) 被災者意識

「自分が被災者だと意識しなくなった」と感じている人の割合は、平成8年(1996年)に過半数を超え、平成17年(2005年)1月時点では75.5%に達している。また、平成17年1月時点で「自分は被災者だ」と意識している人の割合は24.5%である。

(3) 震災による家計への影響

「家計への震災の影響がなくなった」と感じている人の割合が50%を超えたのは、平成8年(1996年、59.2%)で、平成17年(2005年)1月時点では76.9%に達している。

また、平成17年1月時点で「家計への震災の影響がある」と感じている人の割合は23.1%である。

(4) 震災による地域経済への影響

「地域経済が震災の影響を脱した」と感じている人の割合は、平成17年(2005年)1月時点で52.6%であり、「震災の影響を脱していない」と感じている人の割合は47.4%である。

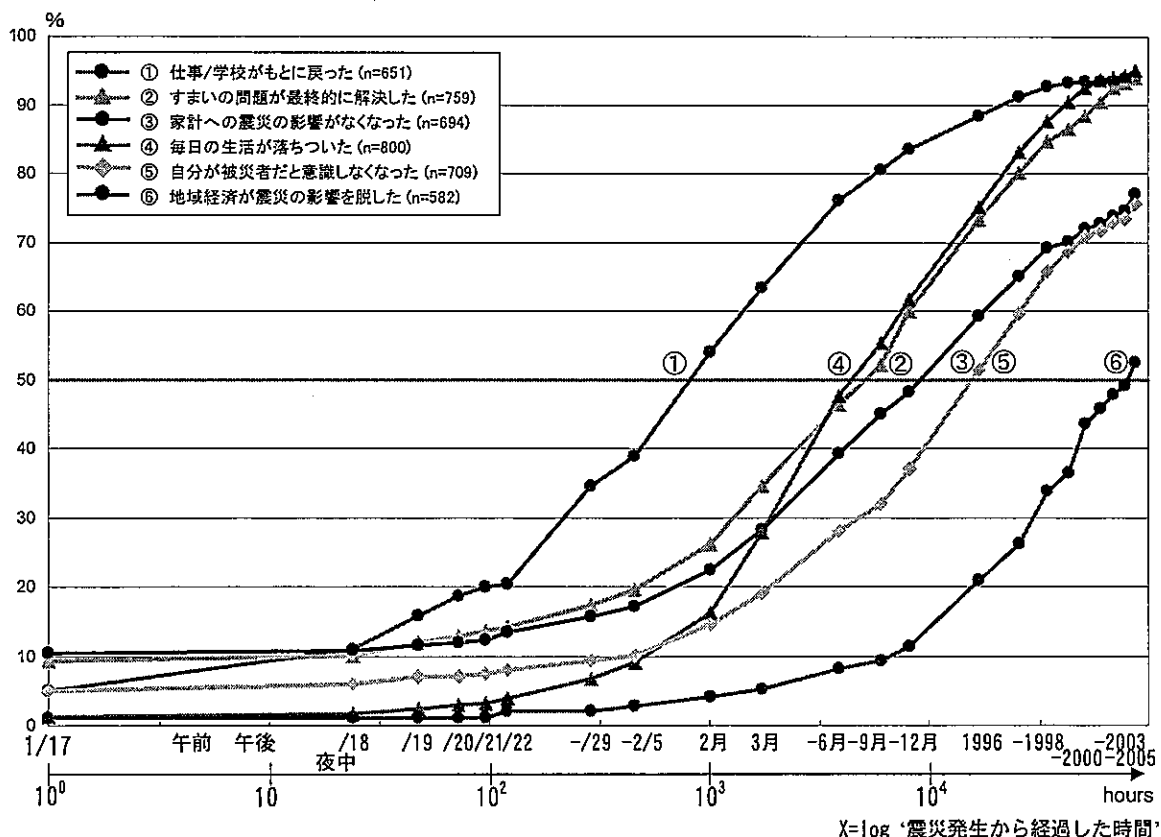


図3：被災者の意識 (出典：平成17年度生活復興調査)

[調査対象：被災地の成年男女3,300名・有効回答：1,028名(31.2%)]

3. 被災地の課題解決に求められる取組方向の変化

被災地で活動している団体・NPO等を対象に調査した「復興モニター調査2006(速報値)」における分野毎の地域の復興状況の調査によると、「復興が進んでいる」と感じている団体は33.9%、「どちらともいえない」は39.4%、「復興が進んでいない」は11.7%となっている。

このうち、「復興が進んでいない」の要因をみると、「震災による要因」が10.8%（全体の1.3%）、「不況等による要因」が24.8%（全体の2.9%）、「社会構造的な要因」が39.7%（全体の4.6%）、「その他の要因」が18.0%（全体の2.1%）となっている。

被災地で活動している団体は、総体としては「復興が進んでいる」と感じているが、復興が進んでいない要因については、震災による要因よりも、不況等による要因や、高齢化、都市構造の変化などの構造的な要因の方が大きいと感じている。

被災地の課題の解決には、被災地固有の取り組みだけでなく、高齢化の進展や都市構造の空洞化、地域経済の状況など社会全体の課題としての取り組みが不可欠であることがうかがえる。

《「復興が進んでいない」要因分析》

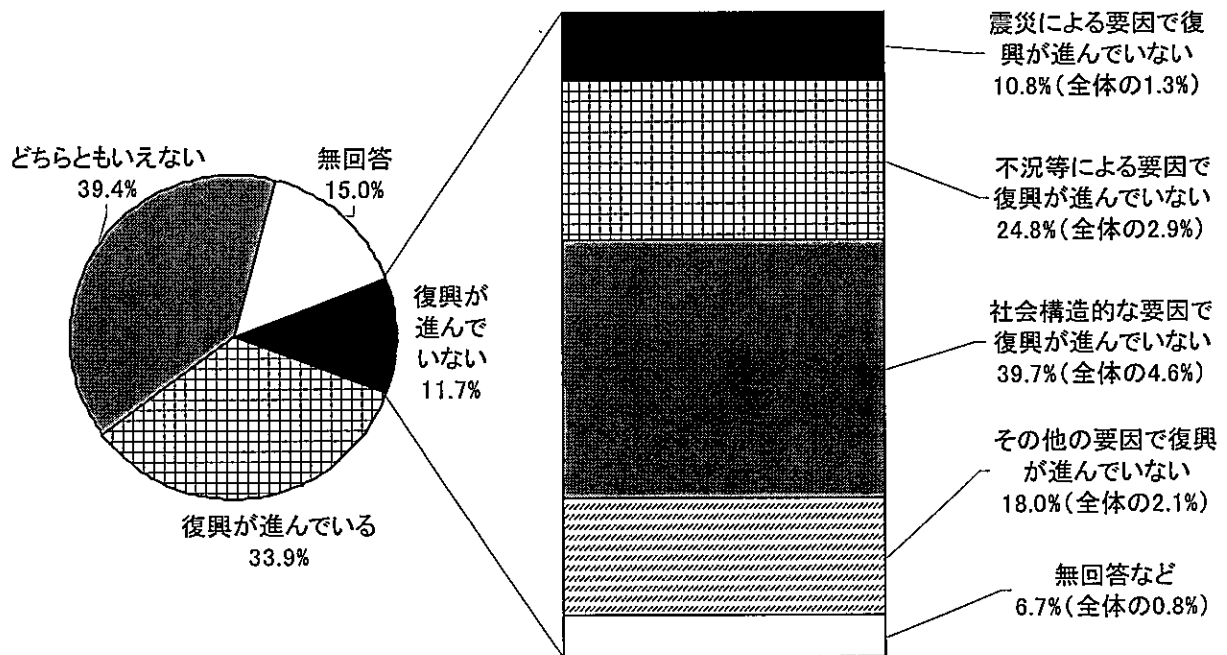


図4：「復興が進んでいない」要因分析図（出典：復興モニター調査2006（速報値 H18.9））

* 「地域の見守り体制」「地域活動・ボランティア活動」「既存産業の活性化」「安全・安心のまちづくり」「区画整理・市街地再開発」など26分野について、復興が「進んでいる」「進んでいない」「どちらともいえない」を回答してもらい、「進んでいない」とした団体にその要因を回答してもらった結果を全体として集計した。
 [調査対象：被災地の団体・NPO等400団体・有効回答：188団体（47.0%）]

4. 震災復興における先導的取り組みの全国・全県的な拡がり

本県は、震災復興の過程で、高齢者支援やまちづくり、減災対策など先導的な取り組みを展開してきたが、こうした取り組みに呼応する以下のような全国・全県的な制度・施策が動き出している。

(1) 高齢者の見守り

本県においては、震災以降、SCS（高齢世帯生活援助員）やLSA（生活援助員）の配置、コミュニティプラザの設置など、高齢者の見守り活動やコミュニティづくりの充実に向けた先導的な施策を展開してきた。

また、今年度から復興基金事業としてスタートした「高齢者自立支援ひろば」事業では、神戸市における地域包括支援センターと連携した「あんしんすこやかルーム」の開設など、復興施策と一般の福祉施策が連携した取り組みも始まっている。

さらに、国（厚生労働省）においても、南芦屋浜災害復興公営住宅における24時間365日対応の取り組みを参考に、東京の高島平や多摩ニュータウンなど全国の高齢化が進展している団地等における単身高齢者等の孤立死を防止するため、平成19年度予算案に孤立死防止推進事業（「孤立死ゼロ・プロジェクト」）の創設を盛り込んでいる。

※ 孤立死防止推進事業（「孤立死ゼロ・プロジェクト」）の概要

- 関係省庁、知事、学識経験者等で構成された推進会議で、アクションプラン（行動計画）を策定。
- 都道府県・政令市の中から選定されたモデル自治体が、設定したモデル地域において、地域包括支援センター等を活用し、以下の取組を実施。
 - ・連絡相談窓口の設置、緊急情報体制の整備
 - ・広報活動、シンポジウムの開催
 - ・孤立死の事例収集・要因分析
 - ・地域支援ネットワークの整備

(2) まちのにぎわい回復

本県においては、商店街活性化事業や復興まちづくり支援事業などによって、まちのにぎわい創出に向けた取り組みを支援してきた。

国では、近年、中心市街地等のにぎわい創出が全国的な課題となっている状況を踏まえ、今年度、都市計画法等「まちづくり三法」の改正を行い、中心市街地等のにぎわい回復に向けた法整備を行った。

※ 「まちづくり三法」の改正の概要

- 「まちづくり三法」
 - ・都市計画法、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法の3法
- 主な改正点
 - ・都市計画法の改正による大規模集客施設の立地規制の見直し
 - ・国による総合的・一体的な支援制度の創設 等

(3) 減災対策

本県においては、フェニックス防災システムの運用や災害対策センターの設置・運営等、将来起こりうる災害に対する減災の取り組みを進めてきた。

また、今年度においては、阪神・淡路大震災や平成16年の台風第23号災害などの検証等を踏まえた「兵庫県地域防災計画」の修正（兵庫県防災会議、平成18年6月）を行った。

国（内閣府）においては、市町村等が避難支援体制の整備に取り組む指針として、平成18年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を作成した。

※ 「兵庫県地域防災計画」の修正概要

○修正の視点

- ・復興10年総括検証・提言事業の成果や、台風第23号災害・JR福知山線列車事故の検証等を踏まえた修正

○主要な修正項目

- ・迅速、的確な情報収集・提供
- ・災害時要援護者の避難支援
- ・災害ボランティア活動の支援体制の整備
- ・治山・治水対策の総合的推進 等

※ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の概要

○策定主体

- ・内閣府（災害時要援護者の避難対策に関する検討会）

○位置づけ

- ・国、都道府県、市町村をはじめとする関係機関等が、避難支援体制の整備に向けた取組を進めるためのガイドライン

○主な内容

- ・情報伝達体制の整備
- ・災害時要援護者情報の共有
- ・災害時要援護者の避難支援計画の具体化
- ・避難所における支援
- ・関係機関等との連携

第Ⅲ章 今後の復興フォローアップの 基本的な考え方

本章では、第Ⅱ章で整理した被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえたポスト震災復興10年における復興フォローアップの基本的な考え方を示した。

第Ⅲ章 今後の復興フォローアップの基本的な考え方

阪神・淡路大震災からの復興については、単に旧に復するのではなく、21世紀を見据えた「創造的復興」を目指し、これまでボランティア活動やまちづくり活動への支援、高齢者の見守り、防災対策の充実、災害に強い都市基盤づくりなどの施策を重点的に実施してきた。

これらの施策の多くは、例えば、高齢化率が4割を超えるなど急速な高齢化が進行している災害復興公営住宅における高齢者の自立支援のように、震災復興対策としての取り組みが、同時に、今後の超高齢社会や成熟社会に対応した先導的な取り組みでもあったことから、今後は、復興過程での経験も踏まえながら、これらの取り組みの成果を被災地外に広げていくことが重要である。

また、震災後12年が経過した被災地の復興は、人口や総生産の回復、市街地整備の進捗など概ね順調に進展しており、被災者の生活復興意識も平時の状態へと変化している。さらに、残された課題の解決には、被災地固有の取り組みだけでなく、高齢化や都市構造の空洞化など社会全体の課題としての取り組みが不可欠となっており、それに呼応した全国・全県的な制度・施策の創設等の動きも出てきている。

今後の復興フォローアップの推進にあたっては、これまでの創造的復興の成果や被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえながら、戦略的かつ機動的な施策展開を図っていかねばならない。

1. 震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開

そのため、平成21年度末までの震災10年経過後の5年間を目途に、高齢者の自立支援など震災に起因する被災地固有の課題解決を加速するための重点的な事業実施を図るとともに、全国・全県的な制度・施策との連携や整合等を重視しつつ、復興の成果を、高齢社会・成熟社会対策や産業雇用対策、防災・減災対策などの全県施策に継承させることにより、震災の教訓を継承し、復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図りながら、震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりを推進する。

2. “復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策の推進

また、そのような取り組みを円滑かつ効果的に推進するため、震災復興全般にわたって71課題を整理し、その課題毎に、平成19～21年度の3か年における復興フォローアップ方針、施策目標、年度別計画等を示した「“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策～震災の経験と教訓を一人ひとりが共有する社会づくりの推進～」(復興フォローアップ3か年推進方策)を策定した。

今後は、この3か年推進方策に基づき、

○被災地固有の個別課題への対応(28項目)

○復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展(15項目)

～今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展～

○震災の経験と教訓の継承・発信(28項目)

～今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～を進める。

また、推進方策の実施にあたっては、毎年度、その進捗状況を見極めつつ、全県施策としての定着状況を評価しながら、取り組みを進める。

なお、今後の復興フォローアップについては、引き続き、現地調査等による復興の現状把握や課題の抽出、それらを踏まえた今後の取組方向の検討などを通じて、総合的なフォローアップを継続する。

第Ⅳ章 課題別推進方策

本章では、第Ⅲ章で示した今後の復興フォローアップの基本的な考え方を踏まえ、3か年における71課題毎の復興フォローアップ方針、施策目標、年度別計画を示した。

復興フォローアップ方針	<p>○平成19～21年度の3か年における復興フォローアップの推進方針 (方針の分類)</p> <p>[★被災地固有の課題解決を加速]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地固有の残された課題については、その解決を加速させるため、当該施策の一層の推進を図る。 <p>[☆復興の成果の全県施策への継承]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで主に復興施策として推進してきた取り組みのうち、今後さらに復興の成果の全県施策への継承を十分に進める必要があるものについては、その着実な継承を図る。 ・既に復興の成果を踏まえた全県施策としての取り組みが進んでいるものについては、一層の充実、推進を図る。 <p>[☆中長期的課題として対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点の状況では平成21年度末までに課題解決の急速な進展が見込めないものについては、中長期的課題として取り組む。
平成18年度の現状	○平成18年度における関連施策の取組状況
施策目標	○施策推進上の課題と平成21年度末までの取組目標 (数値目標等は全県ビジョン推進方策に準拠、最終目標も併記)
年度別計画	<p>○平成19～21年度の各年度別の推進方策・目標 (数値目標等は全県ビジョン推進方策に準拠)</p> <p>○[★被災地固有の課題解決を加速]に係る項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度末までに課題を解決するための年度別推進方策・目標 (具体の取り組みや年度毎の数値目標等は、枠囲みや矢印で表示) ・平成21年度末までに課題を解決した結果としての平成22年度以降の推進方向(一般施策で対応、工事完了、措置決定等)を網掛けで表示 <p>○[☆復興の成果の全県施策への継承]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後さらに復興の成果の全県施策への継承を十分に進める必要があるものについては、平成21年度末までに復興の成果を全県施策に継承していくための年度別推進方策・数値目標を記載(全県施策に継承後の対応方針を網掛けで表示) ・既に全県施策としての取り組みが進んでいるものについては、「復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進」と網掛けで表示し、全県施策として一層の推進を図るための年度別推進方策・数値目標を記載 <p>○[☆中長期的課題として対応]に係る項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中長期的課題として対応」と網掛けで表示

第IV章 課題別推進方策

3か年の復興フォローアップの推進にあたっては、高齢者の自立支援やまちのにぎわいづくりをはじめとする被災地固有の個別課題について、喫緊の課題として、その解決に向けた重点的な取り組みを進める。

また、震災の教訓と復興の成果が脈々と生き続ける県政展開を図っていくため、まちの保健室やコレクティブハウジングなど復興の過程で生まれた先導的取り組みを、今後の成熟社会を切り拓くための仕組みとして一層定着・発展させるとともに、震災の経験と教訓を継承・発信し、今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりを推進する。

1. 被災地固有の個別課題への対応

被災地の復興は、全体としては着実に進展してきているものの、災害復興公営住宅においては、入居者の高齢化が年々上昇しており、また、既成市街地では、空き地や空き店舗が増加するなど、震災によって失われたまちのにぎわいが回復していない地域がある。

こうした震災に起因する被災地固有の個別課題に対応するため、高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくりに重点的に取り組むとともに、県外居住被災者への支援などに引き続き取り組む。

あわせて、高齢者自立支援をはじめとする復興施策の成果を生かしながら、それらを今後の超高齢社会や成熟社会に対応するための仕組みとして全県施策に継承する。

(1) 高齢者の自立支援

① 復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 **推進方策1**

災害復興公営住宅等における高齢者の見守り体制の充実を図るため、高齢者自立支援ひろばの拡充（平成21年度に40か所を目標）や機能充実を進めるとともに、生活援助員（L S A）や地域包括支援センター等の一般施策による高齢者支援を進めるなど、高齢者の見守り体制の構築を推進する。

また、被災地における高齢者自立支援ひろばと一般の高齢者ケア施策との連携強化を進めるとともに、その成果を踏まえながら、被災地を含めた全県での高齢者自立支援ひろば機能の展開方策等を検討するなど、超高齢社会に対応した高齢者自立支援の仕組みづくりを推進する。

[平成18年度の現状]

- 高齢者自立支援ひろばの開設（復興基金）：11か所（予定）
- 高齢世帯生活援助員（S C S）の配置：102人
- 生活援助員（L S A）の配置：123人
- 地域包括支援センターの設置：316か所

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標 ()は庁内復興推進会議の所管部会	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 (まちづくり復興担当部会、健康生活部生活企画局等部会)			
[★被災地固有の課題解決を加速] ○高齢者自立支援ひろばの拡充	高齢者自立支援ひろばの順次開設・機能充実		

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者自立支援ひろばの開設 (H21に40か所を目標) ・SCSによる支援 (順次、高齢者自立支援ひろばに移行) ○LSA等一般施策による高齢者支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・LSAをすべての県営高齢者向け特定目的住宅に配置 ・総合的なマネジメント拠点となる地域包括支援センターの整備 (H20に321か所を目標) <p>[☆復興の成果の全県施策への継承]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者自立支援ひろばと一般の高齢者ケア施策が連携した高齢者自立支援の仕組みづくりの推進 	20か所(累計) ・スタッフを始めとする運営組織の能力の向上等	30か所(累計)	40か所(累計)
	75人(累計)	55人(累計)	28人(累計) (H22以降は完全移行)
	140人(累計)	150人(累計)	160人(累計)
	317か所(累計) ・地域包括支援センターサポート体制の構築	321か所(累計)	
	ひろば開設市におけるひろばと市の一般の高齢者ケア施策との連携強化(神戸市におけるひろばと地域包括支援センターの連携等)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者自立支援ひろば機能の全県施策化等について検討 ・国への提案 等 	
			H22以降は一般施策として展開

② 高齢者を包み込むコミュニティづくり

ア 災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策 **推進方策2**

災害復興公営住宅等における自治会活動等の対応困難事例への支援など、自治会や見守り活動グループの取り組みを支援するため、いきいき県住推進員の配置や高齢者自立支援ひろばによる意見交換会の実施、コミュニティサポート支援事業を活用した仲間づくりなど、災害復興公営住宅等におけるコミュニティづくりを推進する。

[平成18年度の現状]

○いきいき県住推進員の配置：30人

○コミュニティサポート支援事業(復興基金)：見守りグループ成数(H17末累計309団地)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策（まちづくり復興担当部会） 【★被災地固有の課題解決を加速】 ○災害復興公営住宅における自治会や見守り活動グループへの支援 ・自治会活動等の対応困難事例への支援等	いきいき県住推進員の配置（30人）		
	見守りグループ（自治会・老人クラブ等）、NPO、高齢者自立支援ひろばスタッフ、行政等との意見交換会の実施等（自治会活動の対応困難事例、高齢者自立支援ひろばによるコミュニティづくり等）		
	コミュニティサポート支援事業の実施（順次、高齢者自立支援ひろばに移行）		
			H22以降は一般施策として展開①と一体

イ 単身高齢者対策 **推進方策3**

災害復興公営住宅における単身高齢者等の閉じこもり対策を進めるため、災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業を活用し、高齢者の元気づくりのためのふれあい交流事業等への支援の取り組みを推進する。

また、単身高齢者等の生活支援を図るため、LSA等による単身高齢者への支援やボランティア活動、コミュニティ・ビジネスへの助成などの取り組みを推進するとともに、個々の状況に応じて、リバースモーゲージを活用した生活資金や生活保護の適用等による支援を推進する。

[平成18年度の現状]

- 災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業（復興基金）の実施
- 高齢者自立支援ひろばの開設（復興基金）
- LSAの配置、地域包括支援センターの設置
- 「まちの保健室」看護ボランティアによる訪問（復興基金等）
- 県民ボランティア活動助成、コミュニティ・ビジネス支援事業の実施
- 個々の状況に応じたりバースモーゲージを活用した生活福祉資金の貸付（長期生活支援資金）、生活保護の適用

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
単身高齢者対策 （県民政策部会、健康生活部生活企画局等部会、産業労働部会、まちづくり復興担当部会） 【★被災地固有の課題解決を加速】 ○単身高齢者等の閉じこもり対策の推進	災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業（復興基金）		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○単身高齢者等の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者自立支援ひろばの開設 ・L S Aの配置、地域包括支援センターの設置 ・まちの保健室看護ボランティアによる訪問 ・ポランテ活動助成、コミュニティ・ビジネス支援事業の実施 ・個々の状況に応じた「バースモーグ」を活用した生活資金支援（長期生活支援資金、要保護者世帯向け長期生活支援資金等）等や生活保護の適用 		
			H22からは一般施策で対応 (①と一体)

ウ 公営住宅の高齢化対策 **推進方策4**

公営住宅における高齢化対策を進めるため、高齢化社会に対応した「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」に基づき、新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大（平成21年度に80戸を目標）などを図る。

[平成18年度の現状]

- 「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂（H18.4）
- 新婚世帯・子育て世帯の優先入居実績：37戸

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公営住宅の高齢化対策	(まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○子育て世帯の優先入居など公営住宅の高齢化対策の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
・新婚世帯・子育て世帯の優先入居枠の拡大 (H21に80戸、H22に100戸を目標)	新婚世帯・子育て世帯の優先入居等の推進		
	40戸(累計)	60戸(累計)	80戸(累計) →

③ 高齢者に優しい環境づくり

ア 県営住宅のバリアフリー化 **推進方策5**

県営住宅におけるバリアフリー化を進めるため、高齢化社会に対応した「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」に基づき、県営住宅の高齢者向け改修等のバリアフリー化（平成21年度までに6,350戸を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 「ひょうご21世紀県営住宅整備・管理計画」の改訂（H18.4）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県営住宅のバリアフリー化 (まちづくり復興担当部会) [☆復興の成果の全県施策への継承] ○県営住宅の新型改修等、高齢者向け改修等によるバリアフリー化の推進 ・県営住宅のバリアフリー化の推進 (H21に6,350戸、H22に7,900戸のバリアフリー化を目標)	(まちづくり復興担当部会)		
	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	県営住宅のバリアフリー化の推進		
	3,250戸(累計)	4,800戸(累計)	6,350戸(累計)

イ 住宅や生活に関わる悪質業者対策 **推進方策6**

住宅改修や消費生活に関わる悪質業者対策を進めるため、消費生活条例等の法令に基づき、生活科学センター等での消費生活相談等や地域での声かけ運動を実施するとともに、住宅改修業者登録制度の運用や住宅リフォーム相談などを実施する。

[平成18年度の現状]

- 生活科学センター等での消費生活相談の実施
- 住宅改修業者登録制度の運用 (H18.7受付開始)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
住宅や生活に関わる悪質業者対策 (県民政策部会、まちづくり復興担当部会) [☆復興の成果の全県施策への継承] ○住宅改修や消費生活に関わる悪質業者対策の推進 ・消費者施策の推進 ・住宅リフォーム対策の推進	(県民政策部会、まちづくり復興担当部会)		
	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	生活科学センター等での消費生活相談の実施、事業者指導		
	地域での声かけ運動実施団体を平成22年度までに1,000団体に拡大		
	住宅改修業者登録制度の運用、リフォーム相談の実施等		

ウ 公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり **推進方策7**

公共交通、住宅、施設等のバリアフリー化などユニバーサル社会づくりを進めるため、福祉のまちづくり条例や「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、実践モデル地区の整備推進、利用者の多い鉄道駅舎におけるエレベーターの設置（平成21年度に99%を目標）、歩道の段差解消（平成19年度に約32,500か所を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 福祉のまちづくり条例に基づく公共交通のバリアフリー化
- 「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」（H17.4策定）に基づく取り組みの実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり (健康生活部生活企画局等部会、まちづくり復興担当部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○公共交通、住宅、施設等のバリアフリー化などユニバーサル社会づくりの推進 ・県民、地域団体、NPO、企業、市町等幅広く参加する推進会議の設置（H20に200団体を目標） ・事業所等の率先する率先行動の促進（H20に200事業所の計画策定支援を目標） ・利用者の多い駅舎のバリアフリー化99%作戦（H21に95%、H22に99%を目標） ・福祉のまちづくり重点地区やあんしん歩行エリア等を重点的に歩道の段差解消（H19に約32,500か所を目標） ・診療所や店舗など民間の生活利便施設のバリアフリー化促進（H19に100施設を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	ユニバーサル社会づくりひょうご推進会議の設置、運営		
	150団体(累計)	200団体(累計)	→
	150事業所(累計)	200事業所(累計)	→
	88%(累計154駅)	92%(累計160駅)	95%(累計166駅) →
	32,500か所(累計)	→	→
	100施設(累計)	→	→

④ 高齢者の生きがいくりのための能力向上、社会参加の支援

ア 高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援 **推進方策8**

高齢者大学等による高齢者の生きがいくりのためのエンパワーメント（能力向上）を支援するため、兵庫県高齢者生きがい創造協会によるいなみ野学園を運営する（平成21年度に大学院修了者300人を目標）とともに、生涯学習推進体制の充実などを図る。

[平成18年度の現状]

- 県内7地域での高齢者大学の開設
- いなみ野学園大学院の開設（H18.4）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高齢者のエンパワーメント（能力向上）の支援（県民政策部会、まちづくり復興担当部会）			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○高齢者大学等による高齢者の生きがいくりのためのエンパワーメントの支援 ・いなみ野学園4年制大学に加え大学院を開設（H21に修了者300人を目標）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	いなみ野学園等高齢者大学の運営と生涯学習推進体制の充実		
	100人(累計)	200人(累計)	300人(累計)

イ 高齢者の知識やノウハウの社会での活用 **推進方策9**

高齢者がこれまで培ったノウハウや学んだ知識の地域社会での活用を進めるため、老人クラブの青年部会の設置（平成21年度に41か所を目標）や、健康づくり事業の拡大（平成21年度に16,000人を目標）など、高齢者の社会参加を支援する。

[平成18年度の現状]

- 老人クラブの社会活動や健康づくり活動への支援事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高齢者の知識やノウハウの社会での活用 （健康生活部生活企画局等部会、産業労働部会、まちづくり復興担当部会）			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○高齢者がこれまで培ったノウハウや学んだ知識の地域社会での活用	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	老人クラブの社会活動や健康づくり活動支援		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・県老人クラブ・市町老人クラブ連合会に青年部会（若手会員の活躍の場）の設置 （H21に41か所を目標）	21か所（累計）	31か所（累計）	41か所（累計）
・老人クラブ健康づくり事業の拡充（H21に16,000人、H22に17,000人を目標）	14,000人（累計）	16,000人（累計）	16,000人（累計）

(2) まちのにぎわいづくり

① 多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の支援

ア 持続可能な住民主体のにぎわいづくり **推進方策10**

被災地における地域の主体的な発意による、まちのにぎわい創出を進めるため、まちのにぎわいづくり一括助成事業を実施（平成21年度に累計40団体への助成を目標）する。また、実施にあたっては、事業実施状況の公開や内外への情報発信など採択団体の事業実施をバックアップするとともに、助成終了後の活動の継続や被災地外への波及等に向けたフォローアップを実施するなど、持続可能な住民主体のにぎわいづくりを推進する。

さらに、中心市街地等まちなかのにぎわいの維持・向上に向けた共同プロジェクトを展開するなど、地域商業の活性化とまちづくりとが緊密に連携した取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

○まちのにぎわいづくり一括助成事業（復興基金）の創設（13団体助成）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
持続可能な住民主体のにぎわいづくり （まちづくり復興担当部会、産業労働部会）			
[★被災地固有の課題解決を加速] ○まちのにぎわいづくり一括助成事業による地域の主体的な発意によるまちのにぎわい創出 （H21に助成団体40団体を目標）	<ul style="list-style-type: none"> ・一括助成事業の実施 ・採択団体の事業実施のバックアップ ・助成終了後のフォローアップ 等 		
	23団体（累計） ・「開かれた取り組み」の確保（事業実施状況の公開等） ・相談・支援体制の充実 ・意見交換・交流の場の提供 ・内外への情報発信の充実（事例集の作成、ポータルサイトの開設等）	33団体（累計）	40団体（累計）
			H22以降は一般施策で対応

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○地域商業の活性化とまちづくりの緊密な連携によるまちのにぎわい創出	地域商業の活性化とまちづくりが連携したにぎわいづくり施策の展開 (まちなか商業再活性化事業 ・大型店出店対策事業 ・商人塾実施事業 ・駐車場整備計画ガイドプランの作成 等)		

イ まちづくり協議会を核としたまちづくり **推進方策11**

まちづくり協議会を核とした復興まちづくりの取り組みを進めるため、復興まちづくり支援事業を引き続き実施するとともに、一般施策においても、まちづくり協議会等に対する専門家派遣（平成21年度に40市町を目標）やまちづくり情報バンクの構築・運営などを行い、地域における住民主体のまちづくり活動を支援する。

[平成18年度の現状]

- 復興まちづくり支援事業（復興基金）の実施
- まちづくり支援事業（一般施策）の実施
（アドバイザー・コンサルタントの派遣、情報バンクの構築・運営等）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
まちづくり協議会を核としたまちづくり (まちづくり復興担当部会)			
[★被災地固有の課題解決を加速] ○復興まちづくり支援事業を活用したまちづくり協議会等のまちづくり活動への支援	復興まちづくり支援事業（復興基金）の実施		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○まちづくり協議会等の持続的な発展を通じたまちづくりの推進	まちづくり支援事業（一般施策）の実施 (アドバイザー、コンサルタントの派遣 ・情報バンクの構築・運営 等)		
・まちづくり支援事業の実施 (H21に40市町、H22に全41市町を目標)	38市町(累計)	39市町(累計)	40市町(累計)

ウ 地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出 **推進方策12**

自治会、婦人会等の地域団体やNPO等によるまちづくり活動を通じたまちのにぎわい創出を図るため、「(改定版)地域づくり活動支援指針」に基づき、地域づくり活動応援事業の実施(平成21年度に3,390団体を目標)や県民ボランティア活動への助成など、地域団体・NPO等による取り組みを支援する。

[平成18年度の現状]

- 地域づくり活動応援事業等の実施
(1,901団体[累計])

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出 (県民政策部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○自治会、婦人会等の地域団体やNPO等によるまちづくり活動を通じたまちのにぎわい創出 ・地域づくり活動応援事業の実施(H21に3,390団体を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	地域づくり活動応援事業等の実施		
	2,430団体(累計)	2,910団体(累計)	3,390団体(累計)

エ 大学・学生との協働によるまちづくり **推進方策13**

子どもたちや学生など若者の元気による、まちのにぎわい創出を図るため、神戸大学等の大学との「まちづくり協定」の締結やそれに基づく共同事業等の実施、学生による商店街の活性化への支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 神戸大学との「まちづくり協定」(H17.12締結)に基づく共同事業等の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大学・学生との協働によるまちづくり (まちづくり復興担当部会、神戸県民局)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○子どもたちや学生など若者の元気によるまちのにぎわい創出	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	大学と連携したまちづくりの推進等		

② 商店街によるまちのにぎわい創出

ア 被災商店街のにぎわい回復 **推進方策14**

震災で被災した商店街のにぎわいや活気の回復を図るため、商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等を活用し、商店街の復興イベントの開催や共同施設の整備等への助成などの支援を実施する。

[平成18年度の現状]

- 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等（復興基金）の実施
- 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業（復興基金）の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災商店街のにぎわい回復	(産業労働部会)		
[★被災地固有の課題解決を加速] ○被災商店街のにぎわいや活気の回復 ・商店街・小売市場復興イベント開催支援 ・商店街・小売市場共同施設建設費助成事業	商店街・小売市場復興イベント開催支援事業等 (復興基金)の実施		
	・支援内容の拡充 (補助率等の引き上げ)		
	90件/年	90件/年	80件/年
	25件/年	20件/年	20件/年
			H22以降は一般施策で対応

イ 特色ある商店街づくり **推進方策15**

被災地における特色ある商店街づくりを進めるため、先導的活性化事業や空き店舗活用支援事業等を通じて、商店街がその活性化をめざして実施する先導的な取り組みを支援する。

[平成18年度の現状]

- 先導的活性化事業の特色枠の創設

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特色ある商店街づくり	(産業労働部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○先導的な取り組みによる被災商店街の活性化	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	先導的活性化事業、空き店舗活用支援事業、 地域連携イベント事業 等		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・元気アップ事業の展開 (H21に1,200件、H22に1,400件を目標)	700件(累計)	1,000件(累計)	1,200件(累計)

③ 地域の景観の保全・創造や空き地等の活用

ア 残存空地の活用 **推進方策16**

被災市街地における空き地の緑化等によるにぎわいづくりを推進するため、被災地空地の緑化推進助成事業（平成21年度に80件を目標）を通じて、市街地における残存空地の活用を促進する。

[平成18年度の現状]

- 被災地花いっぱいモデル助成事業、被災地空地の緑化推進助成事業(復興基金)の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
残存空地の活用 (まちづくり復興担当部会)			
[★被災地固有の課題解決を加速] ○被災市街地における空き地の緑化等によるにぎわいづくりの推進 ・被災地空地の緑化推進助成事業の実施 (H21に80件を目標)	60件(累計)	70件(累計)	80件(累計)
			H22以降については一般施策で対応

イ 地域景観の形成 **推進方策17**

住民の参画による景観まちづくりを進めるため、「景観の形成等に関する条例」に基づき、景観形成地区の指定（平成21年度に41市町を目標）や、道路や街路、河川、都市公園等における緑化、県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業の実施など、魅力ある地域景観の形成を推進する。

[平成18年度の現状]

- 「景観の形成等に関する条例」(H18.3改正)に基づく景観形成地区等の指定、街路等の緑化の推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地域景観の形成	(まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○住民の参画による景観まちづくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
・景観形成等基本方針改定	景観条例による魅力ある景観の創造・保全		
・景観形成地区等の指定 (H21に全41市町を目標)	32市町(累計)	38市町(累計)	41市町(累計)
・都市地域の緑化率30% (H21に24%、H27に30%を目標)	21%	22%	24%
	道路緑化推進事業、街路事業、河川事業、都市公園整備事業等における緑化の推進		
	県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業の実施		
・都市部のまちなみ植樹数 (H21に80万本、H22に100万本を目標)	40万本(累計)	60万本(累計)	80万本(累計)
・全県花いっぱい運動の展開	人材・組織の育成による全県花いっぱい運動の展開		
・県下の花・緑活動団体数 (H21に2,300団体を目標)	2,100団体(累計)	2,200団体(累計)	2,300団体(累計)

④ 復興市街地整備事業の早期完成とにぎわい再生

ア 復興市街地整備事業等の早期完成 **推進方策18**

復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業の早期完成に向け、西宮北口駅北東地区等の換地計画の決定(平成19年度目標)や、新長田駅南地区の工事完了(平成21年度目標)など、未完了の復興市街地整備事業の完成を目指した取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

- 新長田駅南地区(市街地再開発事業)の事業推進
- 西宮北口駅北東・富島地区等(土地区画整理事業)の事業推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
復興市街地整備事業等の早期完成 (まちづくり復興担当部会) [★被災地固有の課題解決を加速] ○復興市街地再開発事業の早期完成に向けた取り組みの推進 ○復興土地区画整理事業の早期完成に向けた取り組みの推進	新長田駅南地区（市街地再開発）の事業推進 ・西宮北口駅北東・富島地区等（土地区画整理）の事業推進 換地処分若しくは換地計画決定（目標） H21末で工事完了（目標）		

イ 復興市街地における住宅再建や商業機能の再生 **推進方策19**

復興市街地整備事業地区等における空地・空床の利用促進を図るため、復興市街地再開発商業施設等入居促進事業等を活用した住宅再建や商業機能の再生への支援を推進する。

[平成18年度の現状]

- 「復興市街地再開発商業施設等入居促進事業」等（復興基金）の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
復興市街地における住宅再建や商業機能の再生 [★被災地固有の課題解決を加速] ○復興市街地整備事業地区等における空地・空床の利用促進	復興市街地再開発商業施設等入居促進事業等（復興基金）の実施 H22以降については、復興市街地整備事業の完成に伴い事業終了		

ウ 中心市街地の活性化 **推進方策20**

まちづくり三法（中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法）の改正等を踏まえた被災市街地の活性化を進めるため、広域土地利用プログラムの策定を進めるとともに、改正法に基づく中心市街地活性化基本計画や商業施設等の土地利用ゾーニングの策定、大規模集客施設の立地調整など、中心市街地活性化の取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

- 「まちづくり三法」の改正（H18. 5）
- 「広域土地利用プログラム」（阪神間、東播臨海部、中播臨海部）の策定（H18. 9）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
中心市街地の活性化	（まちづくり復興担当部会）		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○まちづくり三法の改正等を踏まえた、被災市街地における中心市街地活性化の推進 ・広域土地利用プログラムの策定 ・改正法に基づく中心市街地活性化基本計画策定済み箇所数（H21に18箇所を目標） ・商業施設等の土地利用ゾーニング策定市町数（H21に11市町、H22に14市町を目標） ・立地調整条例に基づく届出件数（毎年度30件）	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	改正法に基づく中心市街地活性化基本計画の策定		
	6箇所（累計）	12箇所（累計）	18箇所（累計）
	商業施設等の土地利用ゾーニングの策定		
	5市（累計）	8市（累計）	11市（累計）
大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の施行（毎年度30件の届出）			

(3) その他の個別課題への対応

① 県外居住被災者の帰県支援 **推進方策21**

県外居住被災者の帰県を支援するため、県外居住被災者向けの県営住宅優先入居枠の確保や、電話訪問相談員による情報提供・相談等（平成21年度までに兵庫県に戻りたい県外居住被災者全員の帰県を目標）を実施する。

[平成18年度の現状]

- 県営住宅優先入居枠の確保
- 県外居住被災者への情報提供等（帰県意向の確認等）（H18. 12 178世帯）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
県外居住被災者の帰県支援 [★被災地固有の課題解決を加速] ○県外居住被災者の帰県の支援	(まちづくり復興担当部会)		
	県営住宅優先入居枠の確保 県外居住被災者への情報提供等		H21未までに兵 庫県に戻りたい 県外居住被災 者全員を帰 県(目標)

② 未償還の貸付金等対策

ア 災害援護資金の償還対策 **推進方策22**

災害援護資金に係る未償還金の円滑な償還対策を進めるため、市町における未償還金の償還を引き続き促進するとともに、国に対する免除要件の拡大等の要望、償還期限の再延長など5年経過後を見据えた取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

- 市町における未償還金の償還事務の促進
- 国に対する免除要件の拡大等についての要望の継続

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害援護資金の償還対策 [★被災地固有の課題解決を加速] ○未償還金の償還促進 ○償還期限延長の5年経過後を見据えた取り組みの推進	(健康生活部生活企画局等部会)		
	・市町における未償還金の償還事務の促進 ・国に対する免除要件の拡大等についての要望の継続 ・償還期限の再延長など5年経過後を見据えた対応方針の検討		・償還期限の再延長等の国との協議 5年経過後の措置決定(H22)

イ 生活福祉資金の償還対策 **推進方策23**

生活福祉資金に係る未償還金の円滑な償還対策を進めるため、兵庫県社会福祉協議会における未償還金の償還を引き続き促進する。

[平成18年度の現状]

- 県と県社協との今後の償還事務等の方針決定 (H18)
- 未償還金の償還の促進等

[施策目標と施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生活福祉資金の償還対策	(健康生活部生活企画局等部会)		
[★被災地固有の課題解決を加速] ○未償還金の償還の促進等	未償還金の償還の促進等		

ウ 中小企業緊急災害復旧資金の償還対策 **推進方策24**

中小企業緊急災害復旧資金に係る未償還金については、未償還企業に対する相談、融資条件の変更、借換貸付の活用などにより、円滑な償還を促進する。

[平成18年度の現状]

- 緊急・災害復旧資金の償還対策についての方針 (H16. 12) に基づく未償還金の償還の促進等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
中小企業緊急災害復旧資金の償還対策	(産業労働部会)		
[★被災地固有の課題解決を加速] ○未償還企業に対する相談、融資条件の変更や借換貸付の活用等による円滑な償還の促進等	未償還金の償還の促進等		

エ 生活復興資金の償還対策 **推進方策25**

生活復興資金の償還については、概ね順調に推移している (H18. 12現在、償還率99.9%) が、引き続き、円滑な償還を促進する。

[平成18年度の現状]

- 未償還金の償還の促進等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
生活復興資金の償還対策	(まちづくり復興担当部会)		
[★被災地固有の課題解決を加速] ○未償還金の償還の促進等	未償還金の償還の促進等		

③ 災害復興公営住宅の家賃対策 **推進方策26**

災害復興公営住宅家賃の特別減免から一般減免への円滑な移行を図るため、一般減免制度への移行後は、一般の低所得者対策としての円滑な制度運用を進めるなど、災害復興公営住宅における適切かつ公平な家賃対策を推進する。

[平成18年度の現状]

- 特別減免から一般減免への移行の扱いについての方針決定 (H18. 6)
(一般の低所得者対策として対応)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害復興公営住宅の家賃対策	(まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○災害復興公営住宅家賃の特別減免から一般減免への円滑な移行	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	公営住宅家賃の一般減免制度等の円滑な運用		

④ 震災特例住宅税制の優遇措置による支援 **推進方策27**

被災市街地における住宅建設等を進めるため、復興土地区画整理事業地区等における震災特例住宅税制の優遇措置を活用した住宅建設や住宅購入への支援を推進する。

[平成18年度の現状]

- 震災特例税制の優遇措置による住宅建設の支援

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災特例住宅税制の優遇措置による支援	(まちづくり復興担当部会)		
[★被災地固有の課題解決を加速] ○震災特例住宅税制による被災市街地における住宅建設等への支援	震災特例税制による住宅建設支援		
	H22以降については、被災市街地復興土地区画整理事業等の状況により延長要望を検討し対応方針を決定		

⑤ 被災自治体の震災関連地方債の償還対策 **推進方策28**

被災市町における震災関連地方債の円滑な償還を進めるため、被災市町の実情を踏まえつつ、平成11年度までに発行した既発債の償還延長等の国への要望等を継続する。

[平成18年度の現状]

○既発債の償還延長等の支援を国に要望

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年 度 別 計 画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災自治体の震災関連地方債の償還対策	(企画管理部会)		
[★被災地固有の課題解決への取り組みを継続] ○被災市町の実情を踏まえた既発債の償還延長等の措置への取り組み	償還延長等の支援を国に要望		
			H22以降はH21 末の状況によ り対応を検討

2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

～今後の成熟社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展～

震災復興の過程を通じて、まちの保健室やコレクティブハウジングなどの新たな取り組みが生まれ、育ち、広がってきた。

このような先導的な取り組みの成果を、被災地内外を問わず、今後の成熟社会を切り拓くための一般の施策として一層定着・発展させていくため、まちの保健室の取り組みの拡充、多世代型コレクティブハウジングの推進、児童・生徒も含めた総合的なこころのケア対策、ボランティア活動や芸術文化活動等への支援の充実、コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方や雇用就業への支援、震災ツーリズムなどツーリズム振興と被災地における新都市づくりなどを着実に推進する。

(1) まちの保健室の定着・発展 **推進方策29**

復興の過程で広がった「まちの保健室」の取り組みのさらなる定着・発展を図るため、事業の全県展開を進める（平成19年度に520か所を目標）とともに、市町の健康づくり施策や交番と連携した取り組みなどを推進する。

また、復興基金事業が終了する平成22年度以降を見据え、事業の展開方策（取組内容の高度化等）や県からの支援内容等の検討など、全県施策への継承に向けた取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

○まちの保健室の開設：395か所（基金20か所、一般375か所）

（被災地は復興基金事業、被災地以外は一般施策で展開）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
まちの保健室の定着・発展	（健康生活部生活企画局等部会）		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○まちの保健室の全県展開の推進 ・まちの保健室の開設 （H19に520か所を目標） ○H22以降の事業展開方策や県からの支援内容等の決定	まちの保健室の全県展開・充実		
	520か所(累計) (基金20か所、 一般500か所) ・事業内容の拡充 (市町との連携事業や交番と連携した取り組み)	520か所(累計) (基金20か所、 一般500か所)	520か所(累計) (基金20か所、 一般500か所)
	H22以降の事業展開方策（取組内容の高度化等）や県からの支援内容等の検討		・H22以降の支援内容等の決定 →復興基金事業はH21末で終了 H22以降は一般施策で対応予定

(2) シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進 **推進方策30**

震災を契機としたコレクティブハウジング等の新しい住まいづくりを一層進めるため、多世代協同居住のコレクティブハウジングのモデル的实施とその検証を実施するとともに、民間事業への支援の検討などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 民間コレクティブハウジング整備へのアドバイザー派遣等
- 県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施の検討

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進 (まちづくり復興担当部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○震災を契機としたコレクティブハウジング等の新しい住まいづくりの推進	・県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施等		県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施・検証、民間事業への支援の検討等
	モデル的实施・検証を踏まえ、H22以降の対応方針を決定		

(3) こころのケアの推進

① こころのケア対策の推進 **推進方策31**

震災後のこころのケアの取り組みを踏まえたこころのケア対策を進めるため、兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かし、精神保健センター、健康福祉事務所が連携した、被災者を含めた県民の総合的なこころのケア対策を推進する。

[平成18年度の現状]

- 兵庫県こころのケアセンターにおけるこころのケア事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
こころのケア対策の推進 (健康生活部生活企画局等部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	兵庫県こころのケアセンターの活動の成果を生かした総合的なこころのケア対策の推進		

② 心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実 **推進方策32**

心のケアを必要とする児童生徒に対する教育相談体制の充実を図るため、学校現場における心のケア担当教員、スクールカウンセラー（全中学校等への配置等）など専門家及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実、教職員のカウンセリング・マインド研修の実施などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 震災にかかる心のケア担当教員の配置(16名)
- 全公立中学校・中等教育学校271校、小学校拠点校30校へのスクールカウンセラーの配置
- 教職員のカウンセリング・マインド研修の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実（教育委員会事務局部会）			
<p>【☆復興の成果の全県施策への継承】</p> <p>○心のケアを必要とする児童生徒に対する、スクールカウンセラー等専門家及び関係機関との連携による相談・支援体制の充実・心のケア担当教員の配置</p>	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
・スクールカウンセラーの配置	心のケア担当教員の配置の継続（～H21）		
・教職員のカウンセリング・マインド研修の実施	スクールカウンセラーの全公立中学校・中等教育学校への配置の継続、小学校など配置校種の拡大等		
	カウンセリングマインドを高めるための教員研修の実施		

(4) ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援

① 震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進 **推進方策33**

震災を契機として被災地に広がった県民ボランティア活動の一層の推進を図るため、「ボランティア活動元気アッププログラム」に基づき、ひょうごボランティア基金による活動助成（毎年度3,300件）など、ひょうごボランティアプラザを中心とした各種ボランティア活動への支援を実施する。

[平成18年度の現状]

- ひょうごボランティアプラザ（H14.6設置）による支援事業の実施
- 「平成18年度ボランティア活動元気アッププログラム」の策定（H18.4）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進 (県民政策部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○ひょうごボランティアプラザを中心とした各種ボランティア活動支援の推進 ・ボランティア基金による活動助成 (毎年度3,300件) ・NPOと行政の協働会議の設置 ・NPO貸付制度による支援 ○地域を舞台とした団塊世代等シニア層の地域づくり活動の促進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	ボランティア基金による活動助成		
	3,300件/年	3,300件/年	3,300件/年
	NPOと行政の協働による地域課題の解決に向けての協議・情報交換等の実施		
	事業資金の貸付によるNPO活動発展の支援		
団塊世代等シニア層の地域での活動による「新しい公」の担い手の創出			

② 文化を活かした個性ある地域づくり **推進方策34**

震災復興のシンボルでもある県立芸術文化センターや県立美術館等を活用した個性ある地域づくりを推進するため、「芸術文化振興ビジョン」に基づき、芸術文化センターにおける魅力ある公演（平成21年度に160事業260公演を目標）等の各種文化事業の実施などの取り組みを推進する。

また、歴史文化遺産を活かしたまちづくりを促進するため、ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）の養成を進める。

[平成18年度の現状]

- 「芸術文化振興ビジョン」(H16.5策定)に基づく各種文化事業の実施
- ヘリテージマネージャーの養成講習会の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
文化を活かした個性ある地域づくり (県民政策部会、教育委員会事務局部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○芸術文化センターや県立美術館等を活用した個性ある地域づくりの推進 ・芸術文化センターにおける公演の実施 (H21に160事業260公演、H22に200事業320公演を目標) ・県立美術館「芸術の館」の整備・充実	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	芸術文化センター等を活用した個性ある地域づくりの推進		
	80事業140公演 (累計)	120事業200公演 (累計)	160事業260公演 (累計)
	特別展等魅力ある展覧会の開催		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎ロビー等を活用した街かどパフォーマンスの応援 (H21に75件を目標) ○ヘリテージマネージャー(歴史文化遺産活用推進員)の養成 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度45人養成 (H17:177人→H22:概ね400人を目標) 	27件(累計)	51件(累計)	75件(累計)
	ヘリテージマネージャーの養成 (毎年度45人養成)		

③ 青少年の体験・交流の機会づくりの推進 **推進方策35**

今後の被災地の担い手となる青少年の生きる力を育む体験・交流の機会づくりを一層進めるため、子どもの冒険ひろば(平成19年度に全中学校区360か所を目標)や若者ゆうゆう広場(平成20年度に60か所を目標)などの取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

○子どもの冒険ひろば(280か所)、若者ゆうゆう広場(40か所)の開設

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
青少年の体験・交流の機会づくりの推進 (県民政策部会)			
<p>[☆復興の成果の全県施策への継承]</p> <p>○「子どもの冒険ひろば」「若者ゆうゆう広場」などによる青少年の体験・交流の機会づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの冒険ひろば事業」の展開(H19に全中学校区360か所を目標) ・「若者ゆうゆう広場事業」の展開(H20に60か所を目標) 	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	子どもの冒険ひろば、若者ゆうゆう広場の展開		
	360か所(累計)		
	50か所(累計)	60か所(累計)	

④ 男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識 **推進方策36**

震災によって再認識された男女が協働した取り組みや、家族の絆の大切さを今日の多様な家族のあり方の中で尊重できる社会づくりを進めるため、「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」に基づく様々な取り組みや、県民一人ひとりが自らの家族・家庭についてのあり方等を考えたり、家族一緒に体験を共有しようとする機運醸成の取り組み等を推進する。

[平成18年度の現状]

○H18.4「ひょうご男女共同参画プラン21後期実施計画」策定・推進

○「ひょうご家庭応援施策検討委員会」における、家族の絆を深める取り組み等の検討

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
(県民政策部会)			
男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識			
<p>[☆復興の成果の全県施策への継承]</p> <p>○震災により再認識された男女が協働した取り組みや、家族の絆の大切さを、今日の多様な家族のあり方の中で尊重できる社会づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域及び企業・労働組合に男女共同参画推進員を設置 (H21に1,485人、H22に2,000人を目標) ・県立男女共同参画センターの運営 ・「ひょうご家庭応援推進協議会(仮称)」による家族の絆を深める取り組みの展開 ・男女共同参画の職場づくりに取り組む事業所との協定締結 (H21に175事業所、H22に200事業所を目標) 	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	ひょうご男女共同参画プラン21の推進		
	965人(累計)	1,485人(累計)	1,485人(累計)
	グループ活動支援、研修会・講演会の開催、相談業務などの実施		
	125事業所(累計)	150事業所(累計)	175事業所(累計)

(5) 新しい働き方や雇用就業への支援

① コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援 **推進方策37**

コミュニティ・ビジネスを中心とした地域密着型事業の創造・普及を図るため、生きがいごとサポートセンターによる支援の展開や団塊世代への支援機能の拡充、コミュニティ・ビジネスへの助成など、新しい働き方への支援を推進する。

[平成18年度の現状]

- シニア生きがいごとサポートセンター (H17.6設置) による支援 (相談件数2,000件)
- コミュニティ・ビジネス助成事業の実施 (雇用創出2,400人)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
(産業労働部会)			
コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援			
<p>[☆復興の成果の全県施策への継承]</p> <p>○コミュニティ・ビジネスを中心とした地域密着型事業の創造・普及への支援</p>	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	コミュニティ・ビジネスへの支援の展開		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の就業支援 (H21に相談件数5,000件、H22に6,000件を目標) ・ コミュニティ・ビジネスの起業支援 ・ コミュニティビジネスへの助成や政労使によるワークシェアリングの推進等による雇用創出 (H21に6,100人、H22に7,200人を目標) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生きがいしごとサポートセンターの拡充 (5か所→6か所、団塊世代への支援機能の拡充) 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 生きがいしごとサポートセンターによる支援 </div>	
	3,000件(累計)	4,000件(累計)	5,000件(累計)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> コミュニティ・ビジネス創出・育成支援事業による立ち上げ支援 (毎年度20団体) </div>		
	3,800人(累計)	5,000人(累計)	6,100人(累計)

② ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進

ア ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営 **推進方策38**
 ひょうご・しごと情報広場や地域労働相談・しごと情報広場による効果的な雇用就業対策を進めるため、ひょうご・しごと情報広場によるきめ細かなワンストップの就職支援、職業能力開発等の相談、情報提供 (平成21年度に相談者数5,680人を目標)、青少年・若者のしごと体験 (平成21年度に38,000人) などを実施する。

[平成18年度の現状]

○ひょうご・しごと情報広場等の運営 (相談者数: 5,510人)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営 (産業労働部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○ひょうご・しごと情報広場等によるきめ細かなワンストップの就職支援、職業能力開発等の相談、情報提供の実施	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進 </div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進 </div>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ひょうご・しごと情報広場相談者数 (H21に5,680人、H22に5,740人を目標) ・ 地域しごと情報広場利用者数 (H20(ピーク)に4,410人/年を目標) 	5,570人/年	5,620人/年	5,680人/年
	4,200人/年	4,410人/年	4,190人/年

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・青少年・若者のしごと体験を推進（H21に38,000人、H22に46,000人を目標）	24,350人(累計)	30,000人(累計)	38,000人(累計)

イ シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援 **推進方策39**

震災や不況等により厳しい状況に置かれている中高年の就業機会の創出を図るため、シニアしごと倶楽部による中高年層の再就職支援（相談者数600人／年を目標）、シルバー人材センターによる生きがい就業への支援（平成21年度に50,000人を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

- シニアしごと倶楽部による支援：相談者数400人
- シルバー人材センターによる就業支援：45,000人

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援 (産業労働部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○シニアしごと倶楽部による中高年層の再就職支援、シルバー人材センターによる生きがい就業機会の創出 ・50歳代シニアの就業支援など一貫した中高年就業支援対策 ・シルバー人材センターを通じた高齢者の就業支援（H21に50,000人、H22に51,000人を目標）	47,000人(累計)	49,000人(累計)	50,000人(累計)

(6) ツーリズム振興と新しい都市づくり

① 震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興 **推進方策40**

被災地における震災ツーリズムなど地域の特色や個性を生かしたツーリズムの振興を進めるため、「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラム」に基づき、人と防災未来センターなどを活用した各種の観光・集客の取り組み（平成21年度にツーリズム人口1億5,000万人を目標）を推進する。

[平成18年度の現状]

- 「ひょうごツーリズムビジョン後期行動プログラム」(H18.3策定)に基づくツーリズム施策の推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興 (産業労働部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○人と防災未来センターなどを活用した震災ツーリズムの推進 ・ツーリズム人口 (H21に1億5000万人を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	ひょうごツーリズムビジョンの推進		
	1億3700万人/年	1億4300万人/年	1億5000万人/年
	地域資源の活用や近隣府県との連携など 地域独自の取組みの強化		

② 被災地における新都市づくり

ア 潮芦屋の整備推進 **推進方策41**

潮芦屋における安全・安心な魅力あるまちづくりを推進するため、「南芦屋浜土地利用基本計画」に基づき、マリーナ周辺ゾーンの整備や水質向上、県産木材を活用した住宅の導入など、ユニバーサルデザインを基本として、ウォーターフロントを活かしたまちづくり（平成21年度に住宅分譲戸数650戸を目標）を推進する。

[平成18年度の現状]

○「南芦屋浜地区土地利用基本計画」(H8.1策定)に基づく事業推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
潮芦屋の整備推進 (企業庁部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○潮芦屋におけるユニバーサルデザインを基本とした安全・安心なまちづくり、ウォーターフロントを活かした魅力あるまちづくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	潮芦屋におけるまちづくりの推進		
	・マリーナ周辺ゾーンの整備 ・マリーナの水質向上 ・県産木材を活用した住宅の導入 ・まちびらき10周年記念イベントの実施		

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
・潮芦屋における住宅分譲戸数 (H21に650戸、H22に750戸を目標)	500戸(累計)	550戸(累計)	650戸(累計)

イ 「尼崎21世紀の森」の推進 **推進方策42**

21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」づくりを推進するため、「尼崎21世紀の森構想」に基づき、サポーターづくり（平成21年度に290人を目標）やスポーツ健康増進施設の運営を図るとともに、中央緑地の整備（平成21年度に進捗率54%を目標）を進める。

[平成18年度の現状]

- 「尼崎21世紀の森構想」(H14.3策定)に基づく事業推進
- 尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の開設

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
「尼崎21世紀の森」の推進 (県土整備部会、まちづくり復興担当部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○21世紀の都市再生のモデルとなる「尼崎21世紀の森」づくりの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	森づくり協議会の運営		
・尼崎21世紀の森づくりサポーター数 (H21に290人、H22に300人を目標)	270人(累計)	280人(累計)	290人(累計)
・尼崎の森中央緑地整備進捗率 (H21に54%、H27に100%を目標)	42%	48%	54%
・尼崎の森中央緑地年間利用者 (H21に20万人、H27に83万人を目標)	20万人/年	20万人/年	20万人/年
・尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設の運営 (H18～)	PFI手法による施設の運営		

ウ 明舞団地等オールドニュータウンの再生 **推進方策43**

高齢化や住宅の老朽化が進んでいる明舞団地をモデルとしたオールドニュータウンの再生を進めるため、明舞団地における若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムづくりなどを推進する。

[平成18年度の現状]

- 「明舞団地再生計画」(H16.3策定)に基づく事業推進
- 明舞団地再生コンペの実施 (H18.8)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<p>明舞団地等オールドニュータウンの再生 (まちづくり復興担当部会)</p> <p>[☆復興の成果の全県施策への継承] ○高齢化や住宅の老朽化が進んでいる明舞団地をモデルとしたオールドニュータウンの再生 ・若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムの検討</p>	<p>若年世帯と高齢者世帯との円滑な住み替えシステムづくりの推進</p>		
	<p>・住み替えシステムの検討</p>	<p>モデル事業の実施</p>	<p>復興の成果を継承した全県施策として展開</p>

3. 震災の経験と教訓の継承・発信

～今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりの推進～

阪神・淡路大震災は、平素から減災を考え、社会全体で災害に備え、災害に挑んでいこうとする「災害文化」の機運が生まれる契機となった。こうした震災の経験と教訓を継承し、広く内外に発信していくことが、被災地としての本県の責務である。

そのため、被災地における各種団体やNPO/NGO、企業、行政など様々な主体によるこれまでの取り組みを踏まえ、「ひょうご安全の日に関する条例」に基づき、「1月17日は忘れない」ための取り組みを引き続き推進する。

また、近い将来に発生が懸念されている東南海・南海地震など今後の大規模災害に備えた減災・復興の仕組みづくりを着実に推進していくため、総合的な減災対策の推進、自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援、住宅や公共施設の耐震化、「兵庫の防災教育」の推進と災害被災地への支援、国際防災協力の推進、災害に強い基盤整備などを推進する。

(1) 「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進 推進方策44

震災の経験と教訓を継承・発信する取り組みを一層進めるため、「ひょうご安全の日推進県民会議」が核となった防災力強化のための県民運動を展開するとともに、「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定やそれに基づく1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練等の実施など、「1月17日は忘れない」をテーマにひょうご安全の日の取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

○「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定 (H18.12)

○1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
「1月17日は忘れない」ための取り組み（ひょうご安全の日）の推進 (企画管理部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○震災の経験と教訓を継承・発信する「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	防災力強化県民運動の展開ーひょうご防災アクションー		
	・運動内容についての理解の促進	・実践活動の展開	・活動のフォローの実施
	・「ひょうご安全の日推進プログラム」の策定（毎年度） ・1.17ひょうご安全の日のつどい、「1.17防災未来賞」選奨事業、防災訓練など関連事業の実施		

(2) 自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援

① 被災者生活再建支援制度（支援法）の充実 **推進方策45**

被災者生活再建支援法の一層の充実のため、全国知事会等と連携しながら、居住安定支援制度の改善など同法の見直しに向けて、国への提案を行う取り組み（平成20年度に改正支援法施行）を推進する。

また、法改正により「居住安定支援制度」が改善されるまでの間、県と市町が共同して補完する事業を実施する。

[平成18年度の現状]

- 被災者生活再建支援法の円滑な運用
- 支援法の見直しに向けた国への提案
- 居住安定支援制度補完事業の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災者生活再建支援制度（支援法）の充実 [☆復興の成果の全県施策への継承] ○被災者生活再建支援法の充実に向けた取り組みの推進	(まちづくり復興担当部会)		
	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	<ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会との協議、国への提案 ・居住安定支援制度の改善 ・法適用基準の見直し ・年収・年齢要件の見直し ・住宅再建支援の総合的な見直し ・国における被災者生活再建支援法の見直し 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">H20に改正支援法施行</div>	
		改正支援法の運用	
	居住安定支援制度補完事業の実施 (法改正により改善されるまで)		

② 住宅再建共済制度の推進 **推進方策46**

震災の教訓を反映した兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）のさらなる推進を図るため、一層の加入促進を進める（10年間で世帯加入率50%を目標）とともに、全国知事会等と連携しながら、全国制度化に向けた検討などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 兵庫県住宅再建共済制度（H17.9創設）の加入促進
- 複数年一括支払割引、クレジットカード支払、インターネット申込みの導入
- 郵便局での加入申込書の受付など郵政公社との連携
- 全国制度化に向けた関係府県による勉強会の実施

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
住宅再建共済制度の推進	(まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の一層の加入促進 ・フェニックス共済加入率 （10年間で世帯加入率50%を目標） ○全国制度化に向けた検討	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	フェニックス共済の加入促進		
	15% (H19.8)	20% (H20.8)	25% (H21.8)
	全国制度化の検討（全国知事会、国との協議等）		

③ 地震保険制度の改善 **推進方策47**

地震保険制度の一層の改善を進めるため、地震保険に係る附帯要件の撤廃等に向けた国への働きかけなどを推進する。

[平成18年度の現状]

- 地震保険料の改定（本県は最大52%引き下げ）
- 附帯要件の撤廃等の国要望

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
地震保険制度の改善	(まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○附帯要件の撤廃など地震保険制度の改善に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	附帯要件の撤廃等の国要望		

(3) 住宅や公共施設等の耐震化の推進

① 住宅の耐震化 **推進方策48**

震災の教訓を踏まえた住宅の耐震化の計画的な推進を図るため、「ひょうご住宅マスタープラン」や「兵庫県耐震改修促進計画」に基づき、住宅の耐震診断や耐震改修への支援（平成20年度に耐震改修戸数10,000戸を目標）を進めるとともに、耐震偽装防止のための構造計算適合性判定機関の設立などを推進する。

[平成18年度の現状]

- H18.4「ひょうご住宅マスタープラン」改訂
- 「兵庫県耐震改修促進計画」の策定（H18）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
住宅の耐震化	(まちづくり復興担当部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○耐震診断や耐震改修支援による住宅の耐震化の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進			
	耐震診断や耐震改修支援の推進			
	・地震に対し危険な住宅を半減 (H21に17.8万戸を目標)			
	・新耐震基準適合率 (H21に91%、H27に97%を目標)			
	・耐震改修済み戸数 (H20に10,000戸を目標)			
	・簡易耐震診断実施戸数 (H21に30,000戸を目標)			
	24.4万戸(累計)	20万戸(累計)	17.8万戸(累計)	
	88%	90%	91%	
	6,800戸(累計)	10,000戸(累計)	11,000戸(累計)	
	16,700戸(累計)	23,300戸(累計)	30,000戸(累計)	

② 公共施設等の耐震化 **推進方策49**

震災の教訓を踏まえた公共施設の耐震化を進めるため、「県有施設耐震化計画」に基づき、地域住民が多数利用したり、災害発生時に被災者の救護・避難所として重要な機能を担う県有施設（平成21年度に43施設を目標）や県立学校（平成21年度に27校を目標）、県営住宅（平成21年度に94棟を目標）等の公共施設の計画的な耐震化を推進する。

[平成18年度の現状]

- 県有施設耐震化計画（H17.1改訂）による県有施設の耐震化

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
公共施設等の耐震化 (企画管理部会、まちづくり復興担当部会、教育委員会事務局部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○地域住民が多数利用したり、災害発生時に被災者の救護、避難所として重要な機能を担う公共施設の耐震化の推進 ・県有施設の耐震化推進 (第1期 H21に43施設、H24に52施設を目標) ・県立学校耐震化10か年作戦 (H21に27校、H25に92校を目標) ・県営住宅耐震改修 (H21に94棟、H22に116棟を目標)	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	県有施設耐震化の計画的推進		
	37施設(累計) (71%)	40施設(累計) (77%)	43施設(累計) (83%)
	27校(累計) (29%)	27校(累計) (29%) (19校着手:H22完了)	27校(累計) (29%)
54棟(累計) (47%)	74棟(累計) (64%)	94棟(累計) (81%)	

(4) 総合的な減災対策の推進

① 防災対策の計画的推進 **推進方策50**

震災の教訓を踏まえた防災対策の計画的推進を図るため、地域防災計画に基づく防災対策の推進や、「ひょうご防災戦略プログラム」など減災に向けた計画的、戦略的な推進方策の検討・策定などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 「兵庫県地域防災計画」の修正 (H18)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
防災対策の計画的推進 (企画管理部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○震災の教訓を踏まえた防災対策の計画的推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	兵庫県地域防災計画等に基づく総合的な防災対策の推進		
	・「ひょうご防災戦略プログラム」策定	・「ひょうご震災復興計画(ドライン)」策定	

② 災害時における情報発信の充実 **推進方策51**

災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みを構築するため、フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネットの運用による災害時における情報収集・発信機能の充実などを推進する。

[平成18年度の現状]

- フェニックス防災システム(H16.4新システム運用開始)の運用
- ひょうご防災ネット(H17.4構築)の運用
- 消防防災ヘリコプターテレビ電送システムの構築(H18)
- 兵庫衛星通信ネットワーク(H6.11全面運用開始)の運用

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時における情報発信の充実 [☆復興の成果の全県施策への継承] ○災害時における被害の全体像を早期に把握する仕組みの構築	(企画管理部会)		
	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	フェニックス防災システム、兵庫衛星通信ネットワーク、ひょうご防災ネット等の充実		

③ 防災に係る専門人材の養成

ア 家屋被害認定士の養成 **推進方策52**

家屋被害認定士制度の一層の推進を図るため、家屋被害認定士の着実な養成(平成19年度に累計360人を目標)や制度の円滑な運用などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 家屋被害認定士の養成：累計174人

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
家屋被害認定士の養成 [☆復興の成果の全県施策への継承] ○家屋被害認定士の養成の推進	(企画管理部会)		
	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	・家屋被害認定士の養成目標達成360人(累計) 家屋被害認定制度の円滑な運用		

イ 被災建築物応急危険度判定制度の推進 **推進方策53**

被災建築物応急危険度判定士制度の一層の推進を図るため、被災建築物応急危険度判定士の着実な養成（平成21年度に2,500人を目標）を推進する。

[平成18年度の現状]

○被災建築物応急危険度判定士の養成：累計2,041人

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被災建築物応急危険度判定制度の推進	(まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○被災建築物応急危険度判定士の養成の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	被災建築物応急危険度判定士の養成（目標2,500人）		

④ 自主防災組織の活性化 **推進方策54**

震災後、組織率が飛躍的に伸びた自主防災組織の一層の活性化を図るため、自主防災組織の着実な育成や自主防災活動の活性化への支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

○自主防災組織の育成支援等（組織率95.1%）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
自主防災組織の活性化	(企画管理部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○自主防災組織の育成・活性化への支援	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	自主防災組織の育成・活性化への支援		

⑤ 災害ボランティアへの活動支援 **推進方策55**

災害時におけるボランティア活動への支援の一層の充実を図るため、「災害ボランティア活動支援指針」に基づき、災害ボランティア活動の支援体制の整備や平常時からのネットワーク強化などを推進する。

[平成18年度の現状]

○「災害ボランティア活動支援指針」の改訂（H19.3予定）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害ボランティアへの活動支援	(企画管理部会、県民政策部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○災害ボランティア支援関係機関のネットワーク化など災害ボランティアへの活動支援	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	災害ボランティアへの活動支援の充実		
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア活動の支援体制の整備 ・平常時からの災害救援ボランティアネットワークの強化 ・ひょうごボランティアプラザによる市町社協VCの機能強化支援 ・災害救援専門ボランティア制度の見直し 		

⑥ 災害時要援護者への支援 **推進方策56**

高齢者や障害者など災害時における要援護者への支援の充実を図るため、「災害時要援護者支援指針」に基づき、災害時の緊急情報発信システムの構築（平成21年度に1,470人の登録を目標）や、災害時の緊急情報の多言語での提供（平成20年度に外国人6,000人の登録を目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 「災害弱者支援指針」の改訂（H19.3予定）
- 携帯電話による5言語での緊急情報発信システム「ひょうごE(イマージョン) ネット」の構築・運用（英語、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時要援護者への支援	(企画管理部会、健康生活部生活企画局等部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○高齢者や障害者など災害時における要援護者への支援の充実	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	市町における災害時要援護者支援の推進		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の緊急情報発信システムの構築 (H21に1,470人、H22に1,760人の登録を目標) 	880人(累計)	1,170人(累計)	1,470人(累計) →
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の緊急情報の14言語での提供 (H20に外国人6,000人の登録を目標) 	3,600人(累計)	6,000人(累計)	→

⑦ 災害時の広域避難者への支援 **推進方策57**

災害時における広域避難者への支援の仕組みづくりを進めるため、他府県との相互応援協定の締結の働きかけなど、全国自治体と連携した広域避難者の所在把握の仕組みの構築を推進する。

[平成18年度の現状]

○他府県との相互応援協定の締結の働きかけ等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時の広域避難者への支援	(企画管理部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○全国自治体と連携した広域避難者の所在把握の仕組みの構築	他府県との相互応援協定の締結の働きかけなど、広域避難者の所在把握の仕組みの検討		災害時における広域避難者の所在把握の仕組みの構築 (目標)

⑧ 災害救助法に基づく救助の見直し等 **推進方策58**

災害救助法に基づく救助の見直し等を進めるため、同法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方を見直しについて国に要望していく。

また、県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化の検討などに取り組む。

[平成18年度の現状]

○災害救助法に係る国への要望

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害救助法に基づく救助の見直し等	(企画管理部会)		
[☆中長期的課題として対応] ○災害救助法の適用に係る知事の裁量幅の拡大や災害救助のあり方を見直し ○防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進	中長期的課題として対応 災害救助法に係る国への要望等 県内自治体間での防災体制や資機材の規格等の標準化を検討		

⑨ 災害時における警察活動の推進 **推進方策59**

災害時における円滑な警察活動の推進を図るため、都市型駐在所や災害モニター
の設置、災害時等警察活動協力員制度の運用などを実施する。

[平成18年度の現状]

- 都市型駐在所の運用（HAT神戸等3箇所）
- 災害モニター、災害時等警察活動協力員の委嘱

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時における警察活動の推進	(警察部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○都市型駐在所の設置など災害時 における警察活動の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	都市型駐在所の運営、災害モニター等の活用等		

⑩ 災害救急医療の取り組み **推進方策60**

震災の教訓を踏まえ、兵庫県災害医療センターを核とした災害救急医療の取
組みを推進するため、災害救急医療システムを充実するとともに、兵庫県版DM
AT（災害救急医療チーム）を運用する。

[平成18年度の現状]

- 災害救急医療システム（H15.4構築）による災害救急医療の取り組みの実施
- 兵庫県版DMATの体制整備（H18）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害救急医療の取り組み	(健康生活部生活企画局等部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○兵庫県災害医療センターを核と した災害救急医療の取り組みの 推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	災害医療センターを核とした災害救急医療の取り組み の充実		

(5) 「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用

① 新たな防災教育と学校防災体制の充実

ア 「兵庫の防災教育」の推進 **推進方策61**

震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」の一層の推進を図るため、防災教育推進連絡会議や防災教育研修会の実施、県立舞子高校環境防災科の取り組み等の学校等における防災教育の充実などを図る。

[平成18年度の現状]

- 防災教育推進連絡会議や防災教育研修会の実施等
- 県立舞子高校環境防災科の取り組み

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
「兵庫の防災教育」の推進	(教育委員会事務局部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○阪神・淡路大震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	防災教育推進連絡会議、防災教育研修会の実施 学校等における防災教育の充実		

イ 震災・学校支援チーム (EARTH) の取り組みの推進 **推進方策62**

震災の教訓を踏まえた震災・学校支援チームの取り組みを一層進めるため、災害被災地への支援活動や各種研修活動等への指導助言などを実施する。

[平成18年度の現状]

- 震災・学校支援チーム (H12.4設置) の運営 (但馬等への専門家派遣)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
震災・学校支援チーム (EARTH) の取り組みの推進	(教育委員会事務局部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○EARTHによる災害被災地への支援活動や各種研修活動等への指導助言の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	EARTHの運営 (災害被災地への支援、各種研修活動等への指導助言)		

② 人と防災未来センターの積極的な活用 **推進方策63**

震災の経験と教訓を継承・発信するため、人と防災未来センターによる国内外の災害被災地への専門家派遣等の支援を実施するとともに、情報発信・展示、調査研究、研修、語り継ぎなどの取り組みを展開する。また、同センターの展示内容のリニューアルを検討、実施するなど情報発信機能の充実を図る。

[平成18年度の現状]

- 人と防災未来センターの運営（平成17年度来館者数：531,485人）
- 災害被災地への専門家派遣（新潟中越地震、スマトラ島沖地震津波被害等）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
人と防災未来センターの積極的な活用	(企画管理部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○人と防災未来センターによる震災の経験と教訓の継承・発信	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	人と防災未来センターの運営 災害被災地への専門家派遣		
	人と防災未来センターの展示 リニューアルの検討・実施		

(6) 国際防災協力の推進

① 国際防災・人道支援拠点の形成の推進

ア 国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援 **推進方策64**

国連防災世界会議（兵庫・神戸会議）における兵庫行動枠組みなどの成果を踏まえ、国際防災復興協力機構（IRP）による国際防災協力活動を一層進めるため、国内外の災害被災地への支援活動を展開する同機構の運営支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 国際防災復興協力機構（IRP（H17.5設置））の運営（パキスタン等への専門家派遣）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際防災復興協力機構（IRP）への運営支援	(企画管理部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○国内外の災害へのIRPによる支援活動の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	IRPによる国内外の災害被災地への支援		

イ 国際防災・人道支援協議会に対する支援 **推進方策65**

神戸東部新都心を中心とした国際防災・人道支援拠点の形成に向けた取り組みを進めるため、アジア防災センター、国連人道問題調整事務所神戸事務所等の関係機関で構成する国際防災・人道支援協議会によるフォーラム等の連携事業等への支援などを推進する。

[平成18年度の現状]

○関係機関による連携事業（H19.1 フォーラム開催等）への支援

【国際防災・人道支援関係機関】

- ・アジア太平洋地球変動研究ネットワークセンター ・アジア防災センター ・国際メックスセンター
- ・国際協力機構兵庫国際センター（国際防災研修センター（予定））
- ・国際防災復興協力機構 ・国際連合人道問題調整事務所神戸
- ・国際連合地域開発センター防災計画兵庫事務所
- ・世界保健機関健康開発総合研究センター ・地球環境戦略研究機関関西研究センター
- ・日本赤十字社兵庫県支部 ・阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター
- ・兵庫県こころのケアセンター ・兵庫県災害医療センター
- ・防災科学研究所地震防災フロンティア研究センター
- ・防災科学研究所兵庫耐震工学研究センター（E-ディフェンス）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際防災・人道支援協議会に対する支援	（企画管理部会）		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○国際防災・人道支援拠点の形成に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	国際防災・人道支援協議会による取り組みの推進		

② 国際的な防災研修専門機関の整備 **推進方策66**

神戸東部新都心における防災関連機関の集積を生かし、国際的な防災専門研修の拠点づくりを進めるため、県と国際協力機構（JICA）の間で進めている国際防災専門研修機関の設立を支援するとともに、同機関を活用した国際的な防災専門研修の取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

○国際防災専門研修機関の設立支援

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国際的な防災研修専門機関の整備	(企画管理部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○国際的な防災専門研修機関の設立に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	・国際防災研修センターの設立 (H19.5予定) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">国際防災研修センターの運営</div>		

(7) 災害に強い基盤整備等の推進

① 三木総合防災公園、地域防災公園等の整備 **推進方策67**

東南海・南海地震等大地震や台風等風水害等に対する防災機能を高めるため、「兵庫県地域防災計画」や「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」等に基づき、広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園の整備を推進する。

[平成18年度の現状]

- 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営の基本方針」(H18.3策定)に基づく防災公園等の整備
- 淡路広域防災拠点の整備 (H19.2)

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
三木総合防災公園、地域防災公園等の整備	(企画管理部会、まちづくり復興担当部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○広域防災拠点、三木総合防災公園、地域防災公園の整備推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	広域防災拠点、三木総合防災公園、 地域防災公園等の整備		

② 大阪湾岸道路西伸部の推進 **推進方策68**

緊急時における代替性を備えた高速道路ネットワークの形成を図るため、大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド～駒ヶ林南)の環境影響評価及び都市計画決定手続を進めるなど、早期事業化に向けた取り組みを推進する。

[平成18年度の現状]

- 六甲アイランド～駒ヶ林南の環境影響評価及び都市計画決定手続等

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
大阪湾岸道路西伸部の推進	(県土整備部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド～名谷JCT）の早期事業化に向けた取り組みの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	都市計画決定・環境影響評価手続・事業化		

③ 六甲山「水と緑の回廊」構想の推進

ア 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 **推進方策69**

表六甲山麓を土砂災害から守るグリーンベルトの整備を進めるため、「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」に基づき、六甲山系グリーンベルト整備事業による防災樹林帯の整備（平成21年度に公有地化面積968haを目標）などを推進する。

[平成18年度の現状]

- 「六甲山系グリーンベルト整備基本方針」（H8.3策定）に基づく事業推進（進捗率：約58%）

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	(県土整備部会)		
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○表六甲山麓を土砂災害から守る六甲山系グリーンベルト整備事業の推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	六甲山系グリーンベルト整備事業の推進		
・六甲山系グリーンベルト整備事業の実施（延べ公有地化面積） （H21に968ha、H22に993haを目標）	918ha(累計)	943ha(累計)	968ha(累計)

イ 阪神疏水構想の推進 **推進方策70**

河川、公園、緑地等が連携する水と緑のネットワークの形成をめざした「阪神疏水構想」については、水源確保についての国の動向等を把握しながら、今後の中長期的な課題として取り組む。

[平成18年度の現状]

○水源確保の見通しが不確定な状況

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
阪神疏水構想の推進 (県土整備部会)			
[☆中長期的課題として対応] ○河川、公園、緑地等が連携する 水と緑のネットワークの整備	中長期的課題として対応		

④ 災害時における食料の安定供給等 **推進方策71**

災害時における食料の安定供給等を図るため、「ひょうご農林水産ビジョン2015」に基づき、食料の安定供給体制の整備や、警戒ため池の解消（平成21年度に63か所を目標）、海岸保全施設の整備（平成21年度に6地区完了を目標）による災害に強い漁港づくりなどを推進する。

[平成18年度の現状]

○「ひょうご農林水産ビジョン2015」（H18.3策定）に基づく取り組みの推進

[施策目標と年度別計画]

項目・施策目標	年度別計画		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
災害時における食料の安定供給等 (農林水産部会)			
[☆復興の成果の全県施策への継承] ○災害時における食料の安定供給 やため池の管理、災害に強い漁 港づくりなどの推進	復興の成果を継承した全県施策のさらなる推進		
	災害時における食料の安定供給体制の整備等		
・農地等の保全 警戒ため池の解消 (警戒ため池の箇所数： H21に63箇所、H22に30箇 所を目標)	133箇所(累計)	93箇所(累計)	63箇所(累計)
・災害に強い漁村づくり 海岸保全施設の整備完了 (H21に6地区、H22に7地区 を目標)	4地区(累計)	5地区(累計)	6地区(累計)



阪神・淡路大震災
“復興の成果を県政に生かす” 3か年推進方策

平成19年2月発行

兵庫県県土整備部復興局復興推進課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL：078-341-7711（代表）内線5855・5860

URL：http://web.pref.hyogo.jp/wd33/wd33_000000158.html

E-MAIL：fukkousuishinka@pref.hyogo.jp

3 年推進方策に基づく平成 2 1 年度復興関連施策

被災地の人口、総生産などで震災前の水準を上回るなど、復旧・復興が一区切りを迎え、新しい兵庫づくりへのステージに移行している中、平成 1 9 年 2 月に策定した「復興の成果を県政に生かす 3 年推進方策」に基づき、「高齢者の自立支援」や「まちのにぎわいづくり」など震災復興で残された個別課題への対応や復興の過程で生まれた先導的な取り組みの定着・発展、震災の経験と教訓の継承・発信に取り組むなど、総合的な復興フォローアップを全庁的に推進している。

震災 1 5 年を迎える平成 2 1 年度は、引き続き 3 年推進方策に基づき効果的な施策展開を図るとともに、この方策の最終年度にあたることから、その取り組み状況を点検したうえで、復興フォローアップ委員会において課題の整理や平成 2 2 年度以降の取り組みを検討するなど、更なる復興フォローアップに取り組む。

H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2 以降
復興の成果を県政に生かす 3 年推進方策		(71 課題)	
①被災地固有の個別課題への対応		(28 課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して取り組む課題 ・新たな課題
②復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展		(15 課題)	
③震災の経験と教訓の継承・発信		(28 課題)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般施策として取り組む課題

1 平成 2 1 年度の重点的な取り組み

(1) 被災地固有の個別課題への対応

「高齢者の自立支援」や「まちのにぎわいづくり」を中心に、被災地固有の課題に引き続き重点的に取り組む。

高齢者の自立支援では、高齢者自立支援ひろば事業を拡充し、従来の S C S（高齢世帯生活援助員）が行う巡回型の見守りから、高齢者自立支援ひろばによる、地域の見守りグループや各種支援者と連携した常駐型の見守りへの移行を更に進めるとともに、これまでひろばや S C S などの公的な支援を受けていないが、高齢化率が高く支援が必要な公営住宅にひろばと連携して常駐見守りやコミュニティづくりなどを行う、ひろばのランチを開設する。

また、被災地域の特性に応じた地域住民の主体的な取り組みを包括的に支援する「まちのにぎわいづくり一括助成事業」のほか、「商店街・小売市場復興イベント開催支

援事業補助」、「復興市街地再開発商業施設等入居促進事業」などにより、引き続きまちのにぎわいづくりに取り組む。

(2) 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

震災復興の過程で生まれ、被災地内外を問わず、今後の成熟社会を切り開くための一般の施策として定着しつつある「まちの保健室」の開設、コミュニティ・ビジネスや生きがいしごとづくりへの支援、スクールカウンセラーの配置、ボランティア活動への支援などの取り組みを一層定着・発展させていくため、引き続き全県的に推進する。

(3) 震災の経験と教訓の継承・発信

震災から14年が経過し、その風化が懸念されるなか、社会全体として、日々の生活の中で減災に取り組む「災害文化」を定着させる必要がある。

このため、防災関連機関等と連携しながら、セミナー、シンポジウム等を連続して開催する「大震災教訓発信シリーズ“もっと伝えよう”」や、震災15周年・教訓発信の総括シンポジウム（仮称）などを実施する大震災教訓発信事業に取り組むなど、阪神・淡路大震災15周年事業として、「伝える」をテーマに、震災の経験と教訓を継承・発信する。

また、民間住宅の耐震改修を促進するための支援拡充や県立学校の耐震化の推進、防災力強化県民運動の充実を図るなど、震災の教訓である備えの大切さについての発信を一層推進する。

2 3か年推進方策に基づく平成21年度復興関連予算

平成21年度は、復興基金事業を含めて、186事業、予算総額500億5,467万円の事業を実施する。

「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」に基づく平成21年度予算は5頁以降のとおり。

	事業数	予算額（千円）
平成20年度	177	48,420,454
平成21年度	186	50,054,671

3 平成21年度の主な新規・拡充事業の概要

(1) 被災地固有の個別課題への対応

事業名	事業概要	H21予算額 (千円)	担当部課名 (内線電話)
高齢者自立支援ひろばの拡充	ひろばの開設を進めるとともに、これまでひろば・SCS・LSAの支援を受けていないが高齢化率が高く支援が必要な公営住宅に、ひろばと連携して、常駐見守りやコミュニティづくりなどの支援を行う、ひろばのランチを開設する。 ・ひろば開設予定 4箇所 ・ランチ開設予定 8箇所	234,616 [復興基金]	復興支援課 (5857)

(2) 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

事業名	事業概要	H21予算額 (千円)	担当部課名 (内線電話)
「ひょうご仕事と生活センター」(仮称)事業の推進	勤労者の仕事と生活の調和を実現し、多様な働き方、生き方や健康で豊かな生活環境の確保が可能となる社会づくりを推進するため、取り組みの拠点を設置し、各種支援策を実施する。 ・ワンストップ相談 ・相談員等の派遣 ・企業顕彰事業 等	49,423	しごと支援課 (3776)

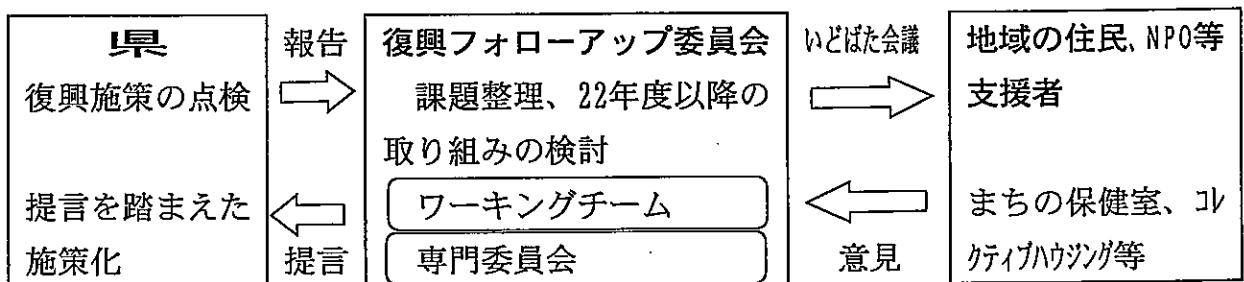
(3) 震災の経験と教訓の継承・発信

事業名	事業概要	H21予算額 (千円)	担当部課名 (内線電話)
防災力強化県民運動の充実	県民の防災意識の更なる向上を図るため、県民の主体的な生命・財産を守る行動を実践する取り組みをさらに支援する。 ・ひょうご地域防災応援員(仮称)の派遣 ・防災力強化県民運動大会 等	2,570	防災企画課 (5352)
阪神・淡路大震災15周年事業の実施	大震災15周年の節目に相応しく、災害文化の定着に向け「伝える」をテーマに、大震災及びそれ以降の災害も踏まえた教訓を国内外等にさらに発信する。 ・大震災教訓発信事業 ・阪神・淡路大震災15周年記念事業 ・ひょうご安全の日のつどい	14,000	防災企画課 (5352)
わが家の耐震改修の促進	「わが家の耐震改修促進事業」の工事費補助額に復興基金等を活用して一定額を加算するなどにより、住宅の耐震化を一層促進する。	396,315 [一部復興基金]	建築指導課 (5867)
県立学校の耐震化の推進	地震発生時における児童生徒の安全を確保するため、耐震改修の必要がある校舎等について耐震化を実施する。特にIs値0.3未満の校舎等については、平成24年度末までに耐震化を実施する。	14,034,813	教育委員会 事務局財務課 (5686)

4 平成22年度以降の取り組みの検討

平成21年度は3か年推進方策の最終年度にあたることから、同方策の71課題についての取り組みを点検したうえで、復興フォローアップ委員会において課題の整理、復興基金事業を含めた復興施策の延長や一般施策化など平成22年度以降の取り組みを検討する。

なお、検討に当たっては、現場の意見等を直接把握するため、フォローアップ委員が「まちの保健室」やコレクティブハウジング等の現地に赴き、地域の住民やNPO等支援者などと意見交換を行う「いどばた会議」を実施する。



復興の成果を県政に生かす3か年推進方策 平成21年度予算

【全186事業、50,054,671千円】

[H21当初予算額：千円]

・☆は、H21新規・拡充事業
・既定経費対応等の事業は
(-) で表示

1. 被災地固有の個別課題への対応 (89事業、19,370,207千円)

(1) 高齢者の自立支援

①復興施策と一般施策が連携した高齢者の自立支援 推進方策1

☆高齢者自立支援ひろばの開設 [復興基金] (拡充)	(234,616)	〔復興支援課〕
○SCS (高齢世帯生活援助員) による支援 [復興基金]	(76,979)	〔復興支援課〕
○LSA (生活援助員) による支援	(-)	〔高齢社会課〕
○LSA (生活援助員) 活動強化事業	(696)	〔公営住宅課〕
○民生委員・児童委員による支援	(298,392)	〔高齢社会課〕
○保健師・栄養士による支援	(-)	〔社会援護課〕
○地域包括支援センターの運営支援	(1,180,183)	〔健康増進課〕
○介護予防事業支援事業	(3,413)	〔高齢社会課〕
○地域支援事業 (介護予防事業)	(423,875)	〔高齢社会課〕
○アルコール関連問題対策事業	(900)	〔障害福祉課〕
○老人クラブによる健康づくり活動支援事業	(15,047)	〔高齢社会課〕
○地域リハビリテーション支援体制の推進	(10,873)	〔高齢社会課〕

②高齢者を包み込むコミュニティづくり

ア 災害復興公営住宅等における自治会等の地域活動の崩壊対策 推進方策2

○コミュニティサポート支援事業 [復興基金]	(8,550)	〔復興支援課〕
○いきいき県住推進員による支援	(73,286)	〔公営住宅課住宅管理室〕
○地域づくり活動応援事業	(55,800)	〔地域協働課〕
○地域づくり活動サポーター設置事業	(25,809)	〔地域協働課〕

イ 単身高齢者対策 推進方策3

○夜間・休日「安心ほっとダイヤル」の開設 [復興基金]	(22,176)	〔復興支援課〕
○ガスメーター等を活用した見守りシステムの普及促進 [復興基金]	(21,800)	〔復興支援課〕
○災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業 [復興基金]	(10,499)	〔復興支援課〕
○所有不動産を担保とした貸付の実施	(3,651)	〔社会援護課〕
○コミュニティ・ビジネス等総合支援事業	(75,112)	〔しごと支援課〕
☆生きがいしごとサポートセンターによる就職促進事業 [緊急雇用就業機会創出基金] (新規)	(34,323)	〔しごと支援課〕
○NPOコミュニティ・ビジネス等活動応援貸付事業	(34,788)	〔地域協働課〕
○被災高齢者自立生活支援事業	(16,777)	〔高齢社会課〕
○県民ボランティア活動助成 [ボランティア基金]	(90,000)	〔地域協働課〕
○高齢者円滑入居賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅の登録	(-)	〔住宅政策課〕

ウ 公営住宅の高齢化対策 推進方策4

○新婚世帯・子育て世帯に対する県営住宅への優先入居	(-)	〔公営住宅課住宅管理室〕
○特定公共賃貸住宅への入居支援	(-)	〔公営住宅課住宅管理室〕
○県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的実施	(-)	〔公営住宅課住宅管理室〕

③高齢者に優しい環境づくり

- ア 県営住宅のバリアフリー化 **推進方策5**
- └ ○建替・新型改修等バリアフリー化の推進 (4, 773, 998) [公営住宅課]
- イ 住宅や生活に関わる悪質業者対策 **推進方策6**
- └ ○住宅改修業者登録制度の推進 (570) [住宅政策課]
 - └ ○住宅リフォーム相談体制等の整備 (900) [住宅政策課]
 - └ ○くらしの安全・安心サポート体制の強化 (23, 842) [消費生活室]
 - └ ☆地域のくらし安全強化対策事業(拡充) (4, 575) [消費生活室]
 - └ ☆消費生活相談中核機能強化事業(拡充) (4, 410) [消費生活室]
 - └ ☆消費生活特別巡回相談の実施(新規) (4, 227) [消費生活室]
 - └ ☆くらしの安全・安心啓発事業(新規) (2, 997) [消費生活室]
- ウ 公共交通のバリアフリー化などユニバーサル社会づくり **推進方策7**
- └ ○ユニバーサル社会づくり実践モデル地区整備の推進 (7, 050) [都市政策課]
 - └ ○公共交通のバリアフリー化の促進 (262, 203) [都市政策課]
 - └ ☆ユニバーサル社会づくり兵庫県率先行動計画の推進(拡充) (1, 556) [健康福祉政策課]
 - └ ○ユニバーサル社会づくり情報発信事業 (586) [健康福祉政策課]
 - └ ○人生80年いきいき住宅改造助成事業 (268, 820) [都市政策課]
 - └ ○歩道の段差解消 (1, 030, 000) [道路保全課]

④高齢者の生きがいのための能力向上、社会参加の支援

- ア 高齢者のエンパワーメント(能力向上)の支援 **推進方策8**
- └ ○いきいき仕事塾Ⅱの開設[復興基金] (11, 443) [復興支援課]
 - └ ○いなみ野学園大学院の運営 (3, 361) [県民生活課]
 - └ ○いなみ野学園の運営 (43, 250) [県民生活課]
 - └ ○阪神シニアカレッジの運営 (43, 155) [県民生活課]
 - └ ☆阪神シニアカレッジコミュニティ講座の開設(新規) (10, 135) [県民生活課]
 - └ ○地域高齢者大学の運営 (7, 399) [県民生活課]
 - └ ○生涯学習情報プラザの運営 (25, 168) [県民生活課]
- イ 高齢者の知識やノウハウの社会での活用 **推進方策9**
- └ ○いきいき仕事塾修了生への支援[復興基金] (1, 071) [復興支援課]
 - └ ☆団塊世代等地域デビュー支援事業(新規) (1, 000) [地域協働課]
 - └ ○団塊世代等地域づくり活動きっかけづくり支援事業
[ボランティア基金] (3, 000) [地域協働課]
 - └ ○産業施策連携職業紹介・シニアしごと倶楽部事業 (12, 499) [しごと支援課]
 - └ ○老人クラブ活動強化推進事業 (197, 064) [高齢社会課]
 - └ ○老人クラブ助成事業 (119, 097) [高齢社会課]
 - └ ○シルバー人材センター事業 (18, 726) [しごと支援課]

(2) まちのにぎわいづくり

- ①多様な主体が参画した「まちのにぎわい創出」の支援
- ア 持続可能な住民主体のにぎわいづくり **推進方策10**
- └ ○まちのにぎわいづくり一括助成事業[復興基金] (62, 492) [復興支援課]
 - └ ○まちなか商業再活性化事業 (15, 500) [経営振興課]
- イ まちづくり協議会を核としたまちづくり **推進方策11**
- └ ○復興まちづくり支援事業[復興基金] (40, 594) [都市政策課]
- ウ 地域団体・NPO等によるまちのにぎわい創出 **推進方策12**
- └ ○団塊世代等地域づくり活動きっかけづくり支援事業
[ボランティア基金] (再掲) [地域協働課]
 - └ ○地域づくり活動応援事業 (再掲) [地域協働課]
 - └ ○県民ボランティア活動助成[ボランティア基金] (再掲) [地域協働課]
 - └ ○行政・NPO協働事業助成[ボランティア基金] (18, 600) [地域協働課]
- エ 大学・学生との協働によるまちづくり **推進方策13**
- └ ○大学との連携によるまちづくりの推進 (一) [都市政策課]

②商店街によるまちのにぎわい創出

ア 被災商店街のにぎわい回復 **推進方策14**

○商店街・小売市場復興イベント開催支援事業補助 [復興基金]	(116,000)	[経営振興課]
○商店街・小売市場共同施設建設費助成事業 [復興基金]	(60,000)	[経営振興課]
○小規模事業者事業再開支援事業補助 [復興基金]	(1,000)	[経営振興課]

イ 特色ある商店街づくり **推進方策15**

○先導的活性化事業	(22,812)	[経営振興課]
○空き店舗を活用した多様な事業展開による商店街の活性化	(31,170)	[経営振興課]

③地域の景観の保全・創造や空き地等の活用

ア 残存空地の活用 **推進方策16**

○被災地空地の緑化推進助成事業 [復興基金]	(3,000)	[都市政策課]
------------------------	---------	---------

イ 地域景観の形成 **推進方策17**

○持続型花緑活動応援事業	(35,610)	[都市政策課]
○景観形成支援事業	(32,720)	[都市政策課景観形成室]
○県民まちなみ緑化事業	(560,000)	[都市政策課]

④復興市街地整備事業の早期完成とにぎわい再生

ア 復興市街地整備事業等の早期完成 **推進方策18**

○復興市街地再開発事業	(-)	[市街地整備課]
○復興土地区画整理事業	(-)	[市街地整備課]

イ 復興市街地における住宅再建や商業機能の再生 **推進方策19**

○復興市街地再開発商業施設等入居促進事業 [復興基金]	(339,783)	[復興支援課]
○被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業 [復興基金]	(139,488)	[復興支援課]
○被災者住宅再建・購入支援事業補助 [復興基金]	(24,472)	[住宅政策課]
○住宅債務償還特別対策 [復興基金]	(46,114)	[住宅政策課]
○高齢者住宅再建支援事業補助 [復興基金]	(9,040)	[住宅政策課]
○被災マンション建替支援利子補給 [復興基金]	(61,983)	[住宅政策課]

ウ 中心市街地の活性化 **推進方策20**

○広域土地利用プログラムによる大規模集客施設の立地の誘導・抑制	(-)	[都市計画課開発調整室]
---------------------------------	-----	--------------

(3) その他の個別課題への対応

①県外居住被災者の帰県支援 **推進方策21**

○県外居住被災者に対する支援 [復興基金]	(2,818)	[復興支援課] [公営住宅課住宅管理室]
○県外居住被災者の県営住宅優先入居枠の確保	(-)	[公営住宅課住宅管理室]

②未償還の貸付金等対策

ア 災害援護資金の償還対策 **推進方策22**

(11,790)	[社会援護課]
----------	---------

イ 生活福祉資金の償還対策 **推進方策23**

(9,340)	[社会援護課]
---------	---------

ウ 中小企業緊急災害復旧資金の償還対策 **推進方策24**

(7,894,730)	[経営振興課地域金融室]
-------------	--------------

エ 生活復興資金の償還対策 **推進方策25**

(231,504)	[復興支援課]
-----------	---------

③災害復興公営住宅の家賃対策 **推進方策26**

○被災者に対する公営住宅家賃の一般減免制度への移行	(-)	[公営住宅課住宅管理室]
---------------------------	-----	--------------

④震災特例住宅税制の優遇措置による支援 **推進方策27**

○被災地市街地の震災特例税制の取扱い	(-)	[住宅政策課]
--------------------	-----	---------

⑤被災自治体の震災関連地方債の償還対策 **推進方策28**

○既発債の償還延長等の国への要望	(-)	[市町振興課]
------------------	-----	---------

2. 復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展 (37事業、8,169,977千円)
 (今後の成長社会を切り拓くための先導的取り組みの定着・発展)

(1) まちの保健室の定着・発展 推進方策29		
○「まちの保健室」事業・「まちの保健室」キャラバン隊訪問事業 [復興基金]	(18,500)	[健康増進課]
○「まちの保健室」推進事業の実施	(5,440)	[健康増進課]
(2) シルバーハウジング、コレクティブハウジング等の推進 推進方策30		
○県営コレクティブハウジングにおける多世代協同居住のモデル的实施	(再掲)	[公営住宅課住宅管理室]
○ひょうご住まいサポートセンター住まいづくりの支援事業による民間コレクティブハウジング建設の支援	(450)	[住宅政策課]
○県営シルバーハウジング、コレクティブハウジングの推進	(-)	[住宅政策課] [公営住宅課] [公営住宅課住宅管理室]
(3) こころのケアの推進		
①こころのケア対策の推進 推進方策31		
○こころのケア相談室の設置	(11,088)	[障害福祉課]
○こころのケアセンターの運営	(186,191)	[障害福祉課]
②心のケア担当教員の取り組みを継承した教育相談体制の充実 推進方策32		
○心のケア担当教員の配置	(-)	[教育企画課]
☆スクールカウンセラーの配置(拡充)	(423,891)	[義務教育課]
○教職員のカウンセリング・マインド研修の実施	(-)	[義務教育課] [高校教育課]
(4) ボランティア活動や芸術文化活動などへの支援		
①震災を機に広がった県民ボランティア活動の推進 推進方策33		
○ボランティア活動支援の推進	(113,049)	[地域協働課]
・ボランティア活動資源マッチングシステムの運営	等	
・ひょうごボランティアプラザの運営等		
○市町ボランティア活動支援事業の実施	(60,000)	[福祉法人課]
☆ひょうご勤労者ボランティアシステムの推進(拡充)	(22,220)	[労政福祉課]
○のじぎくボランティアネットの運営	(112)	[地域協働課]
②文化を活かした個性ある地域づくり 推進方策34		
○芸術文化センターの運営	(1,504,875)	[芸術文化課]
・創造・公演事業の展開		
・兵庫芸術文化センター管弦楽団の運営		
○地域アーティスト情報発信支援事業	(4,300)	[芸術文化課]
○青少年芸術体験事業～わくわくオーケストラ教室～の実施	(130,538)	[義務教育課]
○芸術文化活動支援事業	(35,585)	[芸術文化課]
○県立美術館“芸術の館”の運営	(884,208)	[社会教育課]
○尼崎青少年創造劇場・ピッコロ劇団の運営	(331,024)	[芸術文化課]
○歴史文化遺産活用活性化事業の実施	(481)	[文化財室]
③青少年の体験・交流の機会づくりの推進 推進方策35		
○子どもの冒険ひろば事業	(23,220)	[男女青少年課]
○若者ゆうゆう広場事業	(6,008)	[男女青少年課]
○まちの子育てひろば事業	(60,380)	[少子対策課]
④男女が協働した取り組みの推進や家族の絆の再認識 推進方策36		
○男女共同参画社会づくりの推進	(85,632)	[男女青少年課男女家庭室]
○家庭応援施策の推進	(3,593)	[男女青少年課男女家庭室]

(5) 新しい働き方や雇用就業への支援

①コミュニティ・ビジネスなど新しい働き方への支援 **推進方策37**

- コミュニティ・ビジネス等総合支援事業 (再掲) [しごと支援課]
- ☆生きがいしごとサポートセンターによる就職促進事業
[緊急雇用就業機会創出基金] (新規) (再掲) [しごと支援課]
- ☆「ひょうご仕事と生活センター」(仮称)事業 (新規) (49,423) [しごと支援課]

②ひょうご・しごと情報広場等による雇用就業対策の推進

ア ひょうご・しごと情報広場、地域労働相談・しごと情報広場の運営 **推進方策38**

- ひょうご・しごと情報広場の運営 (89,792) [しごと支援課]
 - ・就職・職業能力開発に関する情報提供、相談、セミナーの実施
 - ・就職活動実践プログラムの実施
 - ・出張方式の就職支援セミナーの実施
 - ・産業施策連携職業紹介事業
 - ・若者しごと倶楽部の運営

イ シニアしごと倶楽部等による中高年のしごとへの支援 **推進方策39**

- 産業施策連携職業紹介・シニアしごと倶楽部事業 (再掲) [しごと支援課]
- 団塊世代雇用就業支援ネットワークの構築 (-) [しごと支援課]

(6) ツーリズム振興と新しい都市づくり

①震災ツーリズム等地域の特色を生かしたツーリズム振興 **推進方策40**

- ☆観光地活性化・旅行商品造成支援事業 (拡充) (16,547) [観光振興室]
- 兵庫県大型観光交流キャンペーンの実施 (32,000) [観光振興室]
- ☆あいたい兵庫キャンペーン (仮称) 実施事業 (新規) (10,000) [観光振興室]
- ファッションイベントの開催 (8,000) [工業振興課]
- 神戸ルミナリエの開催支援 (25,000) [神戸県民局]
- 人と防災未来センターの活用 (再掲) [防災企画課]
- ☆人と防災未来センターの改修 (新規) (再掲) [防災企画課]
- 国際フロンティア産業メッセの開催 (8,000) [科学振興課]

②被災地における新都市づくり

ア 潮芦屋の整備推進 **推進方策41**

- 阪神地域整備事業による潮芦屋の整備推進 (3,993,512の内数) [臨海整備課]
 - ・マリーナ周辺ゾーンの整備
 - ・まちの付加価値の高まりを活かした良好な住宅分譲の推進

イ 「尼崎21世紀の森」の推進 **推進方策42**

- 「尼崎21世紀の森」の推進 (26,918) [公園緑地課21世紀の森室]
 - ・尼崎21世紀の森づくり協議会の運営
 - ・尼崎21世紀の森拠点地区バス対策費補助
 - ・尼崎の森中央緑地植栽事業助成

ウ 明舞団地等オールドニュータウンの再生 **推進方策43**

- 明舞団地再生推進事業 (-) [住宅政策課]
 - ・円滑な住み替えシステムの検討

3. 震災の経験と教訓の継承・発信

(60事業、22,514,487千円)

(今後の大規模災害に備えた防災・復興の仕組みづくりの推進)

(1) 「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進 **推進方策44**

— ☆防災力強化県民運動の充実 (拡充)	(2,570)	[防災企画課]
— ○ひょうご安全の日推進県民会議の運営	(735)	[防災企画課]
— ○「ひょうご安全の日宣言」の発信	(—)	[防災企画課]
— ○災害メモリアルkobeの開催	(1,383)	[防災企画課]
— ○「1.17は忘れない」地域防災訓練等の実施	(8,165)	[災害対策課]
— ○「1.17防災未来賞」選奨事業の実施 [21世紀研究機構補助金]	(4,000)	[防災企画課]
— ○ひょうご安全の日推進事業の実施 [21世紀研究機構補助金]	(70,000)	[防災企画課]
— ☆教訓出前講座の実施 (新規)	(693)	[復興支援課]
— ☆震災教訓ホームページの作成 (新規)	(2,310)	[復興支援課]
— ☆阪神・淡路大震災15周年事業の実施 (新規)	(14,000)	[防災企画課]
┌ ・ひょうご安全の日のつどい		
├ ・大震災教訓発信事業		
└ ・阪神・淡路大震災15周年記念事業の推進		

(2) 自助・公助・共助が一体となった住宅再建への支援

①被災者生活再建支援制度 (支援法) の充実 **推進方策45**

— ○住宅再建支援の総合的な見直し	(—)	[復興支援課]
-------------------	-----	---------

②住宅再建共済制度の推進 **推進方策46**

— ○兵庫県住宅再建共済制度の推進	(66,796)	[復興支援課]
— ☆フェニックス共済加入促進員配置事業 [緊急雇用就業機会創出基金] (新規)	(33,953)	[復興支援課]

③地震保険制度の改善 **推進方策47**

— ○地震保険制度の改善	(—)	[復興支援課]
--------------	-----	---------

(3) 住宅や公共施設等の耐震化の推進

①住宅の耐震化 **推進方策48**

— ○宅地耐震化の推進	(6,750)	[都市計画課開発調整室]
— ☆わが家の耐震改修の促進 (拡充)	(396,315)	[建築指導課]
┌ ・わが家の耐震改修促進事業		
├ ・わが家の耐震改修支援事業 (仮称) [復興基金]		
└ ・簡易耐震診断推進事業		
— ○住宅耐震改修支援事業	(8,649)	[住宅政策課]
— ○構造計算適合性判定経費	(17,807)	[建築指導課]

②公共施設等の耐震化 **推進方策49**

— ○県有施設耐震化の推進	(701,274)	[災害対策課]
— ☆県立学校施設の耐震化の推進 (拡充)	(14,034,813)	[財務課]
— ○学校、病院、福祉施設 (民間) に対する耐震診断助成	(10,000)	[建築指導課]

(4) 総合的な減災対策の推進

①防災対策の計画的推進 **推進方策50**

— ○地域防災計画の推進	(2,429)	[防災計画室]
— ○津波重点対策の推進	(323,000)	[港湾課]
— ○E-ディフェンスを活用した減災対策の研究	(7,614)	[防災計画室]
— ○防災訓練の実施	(11,700)	[災害対策課]
┌ ・総合防災訓練の実施		
└ ・「1.17は忘れない」地域防災訓練の実施		
— ☆地震被害想定の見直し (新規)	(21,262)	[防災計画室]
— ☆孤立集落防災体制の強化 (新規)	(14,470)	[防災計画室]

②災害時における情報発信の充実 推進方策51		
└ ☆ひょうご防災ネットの運営等（拡充）	(14, 626)	〔災害対策課〕
└ ☆フェニックス防災システムの運営等（拡充）	(215, 092)	〔災害対策課防災情報室〕
└ ○兵庫衛星通信ネットワークの運営	(101, 058)	〔災害対策課防災情報室〕
③防災に係る専門人材の養成		
ア 家屋被害認定士の養成 推進方策52		
└ ○家屋被害認定士制度の実施	(-)	〔災害対策課〕
イ 被災建築物応急危険度判定制度の推進 推進方策53		
└ ○被災建築物の応急危険度判定制度の推進	(1, 207)	〔建築指導課〕
└ ・被災建築物応急危険度判定士の養成		
└ ・実施体制の整備		
└ ・広域支援体制及び判定基準等の整備		
└ ・研修会、訓練等の実施		
④自主防災組織の活性化 推進方策54		
└ ○自主防災活性化事業の推進	(824)	〔消防課〕
⑤災害ボランティアへの活動支援 推進方策55		
└ ○災害ボランティアへの活動支援		
└ ・災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議の運営	(271)	〔地域協働課〕
└ ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施	(-)	〔防災計画室〕
└ ・災害救援専門ボランティア制度の運営	(630)	〔防災企画課〕
⑥災害時要援護者への支援 推進方策56		
└ ○聴覚障害者災害等緊急時情報発信システムの運用	(1, 260)	〔障害者支援課〕
└ ☆災害時要援護者避難支援システムの運営（新規）	(1, 813)	〔防災計画室〕
⑦災害時の広域避難者への支援 推進方策57		
└ ○災害時の広域避難者への支援	(-)	〔災害対策課〕
⑧災害救助法に基づく救助の見直し等 推進方策58		
└ ○災害救助法に基づく救助の見直し	(419, 331)	〔災害対策課〕
└ ○防災に係る基本的事項の共有化・標準化の推進	(-)	〔防災計画室〕
⑨災害時における警察活動の推進 推進方策59		
└ ○都市型駐在所の設置・運用	(-)	〔県警・地域企画課〕
└ ○災害モニターの委嘱	(-)	〔県警・災害対策課〕
└ ○災害時等警察活動協力員の委嘱	(-)	〔県警・災害対策課〕
⑩災害救急医療の取り組み 推進方策60		
└ ○DMAT（災害派遣医療チーム）の体制整備	(-)	〔医務課〕
└ ・西日本地区DMAT研修事業		
└ ○救急医療体制の整備	(279, 306)	〔医務課〕
└ ・救命救急センター運営費補助		
└ ・救急医療機関等確保事業		
└ ・広域災害・救急医療情報システム、災害医療システムの運営		
└ ○救急業務の高度化	(96, 195)	〔消防課〕
(5) 「兵庫の防災教育」の推進と、人と防災未来センターの積極的な活用		
①新たな防災教育と学校防災体制の充実		
ア 「兵庫の防災教育」の推進 推進方策61		
└ ○兵庫の防災教育の推進	(617)	〔教育企画課〕
└ ・防災教育推進連絡会議の開催		
└ ・防災教育専門推進員の配置		
└ ・防災教育研修会の開催		
└ ・防災教育推進指導員養成講座の実施		
└ ・阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員研修会の開催		

イ 震災・学校支援チーム (EARTH) の取り組みの推進 推進方策62		
└─○震災・学校支援チーム (EARTH) の運営	(883)	[教育企画課]
②人と防災未来センターの積極的な活用 推進方策63		
└─○人と防災未来センターの活用	(558, 453)	[防災企画課]
└─☆人と防災未来センターの改修 (新規)	(133, 540)	[防災企画課]
└─☆阪神・淡路大震災復旧・復興資料整理事業 [緊急雇用就業機会創出基金] (新規)	(6, 787)	[防災企画課]
(6) 国際防災協力の推進		
①国際防災・人道支援拠点の形成の推進		
ア 国際防災復興協力機構 (IRP) への運営支援 推進方策64		
└─○国際防災復興協力機構への支援	(28, 202)	[防災企画課]
イ 国際防災・人道支援協議会に対する支援 推進方策65		
└─○国際防災・人道支援拠点構想の推進	(540)	[防災企画課]
②国際的な防災研修専門機関の整備 推進方策66		
└─○国際防災研修センターへの支援	(24, 600)	[防災企画課]
(7) 災害に強い基盤整備等の推進		
①三木総合防災公園、地域防災公園等の整備 推進方策67		
└─○三木総合防災公園の整備	(122, 000)	[公園緑地課]
└─○地域防災公園の整備	(978, 000)	[公園緑地課]
②大阪湾岸道路西伸部の推進 推進方策68		
└─○大阪湾岸道路西伸部の推進	(-)	[道路計画課]
③六甲山「水と緑の回廊」構想の推進		
ア 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進 推進方策69		
└─○六甲山系グリーンベルト整備事業	(1, 122, 500)	[砂防課]
イ 阪神疏水構想の推進 推進方策70		
└─○阪神疏水構想の推進	(-)	[河川計画室]
④災害時における食料の安定供給等 推進方策71		
└─○ため池保全機能の強化	(2, 639, 699)	[農地整備課]
└─・警戒ため池の早期整備 (県営・団体営) の推進		
└─・ため池等改修事業の受託実施		
└─○農村ボランティア活動支援の実施	(6, 365)	[総合農政課]